

第3章 史跡の概要

第1節 史跡指定の状況

1 指定の状況

(1) 指定

名 称 小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡

種 別 史跡

所 在 地 長野県松本市井川城1丁目4551番2他
(井川城1丁目、大字里山辺、大字入山辺)

指 定 基 準 史跡二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡(特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準)

(2) 追加指定

追 加 指 定 基 準 史跡二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡(特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準)

追 加 指 定 年 月 日 平成31年2月26日(平成31年文部科学省告示第26号)

(3) 管理団体の指定

名 称 松本市

所 在 地 長野県松本市丸の内3番7号

指 定 年 月 日 平成29年3月22日(平成29年文化庁告示第20号)

2 指定告示

小笠原氏城跡に関する指定の告示は、次のとおりです。

なお、告示原文の和暦表示に、西暦年をカッコ内に加筆し、漢数字を算用数字にして表記しました。

(1) 平成29年(2017)文部科学省告示第7号

文化財保護法(昭和25年(1950)法律第214号)第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年2月9日

文部科学大臣 松野 博一

名称	所在地	地域
小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡	井川城跡 長野県松本市井川城1丁目	4551番2、4552番イ、4552番ロ、4553番、4554番2、4554番3、4554番4、4554番5、4554番6、4555番4、4556番、4557番、4562番1、4564番 長野県松本市井川城1丁目4551番2と同井川城1丁目4554番1に挟まれ同井川城1丁目4564番に南接するまでの道路敷を含む。

名称	所在地	地域
	林城跡	
	同 大字里山辺字山ゴシ	4849 番
	同 大字里山辺字山コシ	4854 番 1
	同 大字里山辺字本久保	5328 番口
	同 大字里山辺字日向山	5331 番、5332 番イ、5332 番口、5333 番、5334 番 1、5336 番 1、5337 番 2、5337 番 7、5338 番、5339 番 1、5339 番 2、5339 番 3、5339 番イの 1、5340 番 2、5340 番 3、5340 番イ、5340 番口、5340 番ハの 1、5340 番二、5340 番ホ
	同 大字里山辺字福山	5341 番
	同 大字里山辺字扇平	5347 番 1
	同 大字里山辺字城山	5348 番
	同 大字入山辺字石神	87 番
	同 大字入山辺字日影	7341 番、7342 番 1、7343 番イ、7343 番口、7343 番ハ、7344 番 1、7345 番 1、7345 番 2、7346 番 1、7346 番 2、7347 番イの 1、7347 番イの 2、7347 番口、7348 番、7349 番、7350 番、7351 番 1、7352 番 1、7352 番 2、7353 番 1、7353 番 2、7353 番 3、7353 番 4、7353 番 5、7354 番、7356 番、7357 番 1、7357 番 2、7358 番 1、7359 番 1、7360 番 1、7360 番 2、7361 番、7362 番、7363 番 1、7363 番 2、7355 番
	同 大字入山辺字城山	7371 番 1、7371 番 2、7373 番 1、7373 番イの 1、7373 番イの 2、7373 番口、7374 番、7375 番 1、7375 番 2、7375 番イの 1、7375 番口、7376 番 1、7376 番 2、7376 番イの 2、7376 番ハ、7376 番二、7376 番ホ、7378 番
	同 大字入山辺字日向	長野県松本市大字里山辺字本久保 5328 番口に東接し同大字入山辺字日向 7371 番 1 に北接するまでの道路敷、同大字里山辺字日向山 5331 番と同大字入山辺字日影 7352 番 1 に挟まれ同大字里山辺字日向山 5340 番イと同大字入山辺字城山 7355 番に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向 7373 番イの 1 と同大字入山辺字日向 7373 番口に挟まれ同大字入山辺字日向 7373 番イの 2 と同大字入山辺字日向 7376 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向 7373 番イの 2 と同大字入山辺字日向 7374 番に挟まれ同大字入山辺字日向 7376 番 2 と同大字入山辺字日向 7376 番イの 2 に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向 7378 番に北接する道路敷を含む。

(2) 平成 31 年 (2019) 文部科学省告示第 26 号

文化財保護法（昭和 25 年（1950）法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

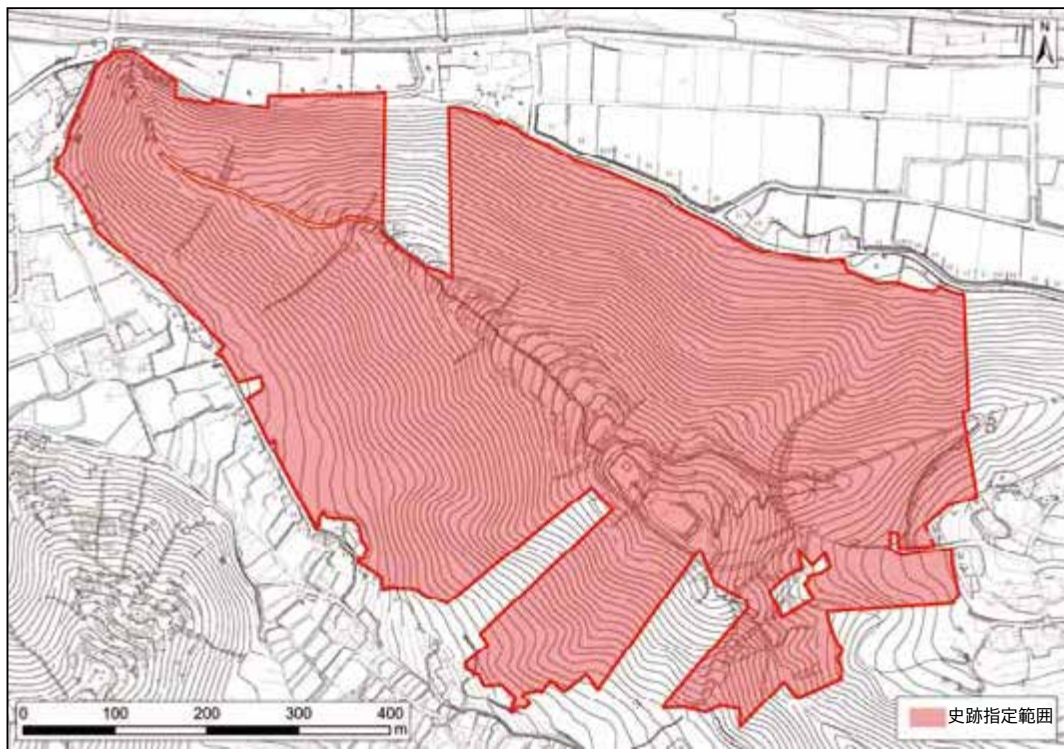
平成 31 年 2 月 26 日

文部科学大臣 柴山 昌彦

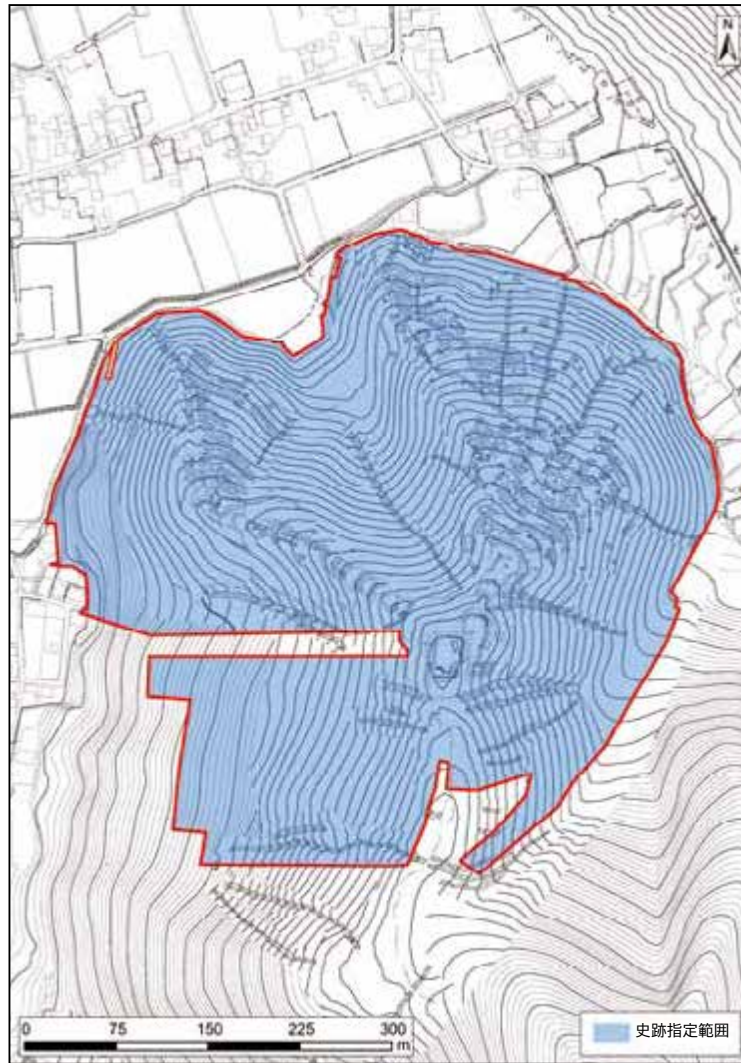
上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
小笠原氏城跡	平成 29 年文部科学省告示第 7 号	長野県松本市 大字里山辺	5234 番 3、5234 番 4、5234 番 6
井川城跡		同 大字里山 辺字前山	5237 番 1、5238 番 1、5238 番 2、5238 番 3、5239 番 1、5239 番 2、5240 番 1、5240 番 2、5240 番 3、5240 番 4、5240 番 5、5240 番 6、5242 番、5243 番、5244 番 1、5244 番 3、5245 番、5250 番 1、5251 番イ、5251 番 2、5251 番 3、5252 番 1、5253 番 1、5253 番 2、5254 番 1、5254 番 2、5255 番、5256 番 1、5256 番 2、5257 番、5258 番イ、5258 番口、5259 番、5260 番 2、5260 番 4、5260 番 7
林城跡		同 大字里山 辺字牛久保	5246 番 1、5246 番 2、5246 番 3、5247 番、5248 番、5249 番 1



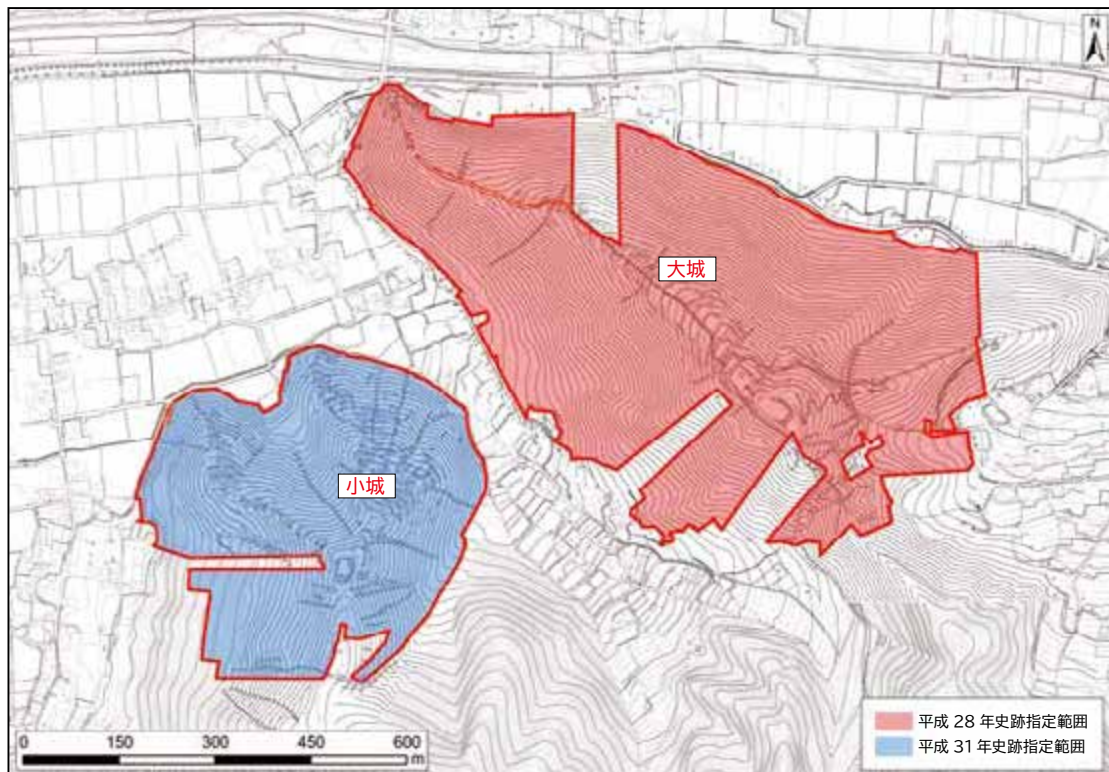
【図 22】井川城跡史跡指定範囲図



【図 23】大城史跡指定範囲図



【図 24】小城史跡指定範囲図



【図 25】林城跡史跡指定範囲図

3 指定理由

(1) 平成 29 年指定時

松本平の中央部から東部に位置する、室町時代から戦国時代にかけての信濃守護小笠原氏の本拠となった城跡で、平地に築かれた井川城、山城である林城から成る。小笠原氏は、建武元年（1334年）に信濃守護に任命されたが、領国統治は安定せず、常に軍事的な緊張の中に置かれていた。文安3年（1446年）に勃発する小笠原一族内での家督相続争いは小笠原一族を三家に分裂させ、天文3年（1534年）に府中小笠原氏により再統一されたが、天文19年（1550年）には、武田晴信の侵攻により府中小笠原氏も信濃国から追われた。

こうした混乱の中、小笠原氏の居城は15世紀後半には平地の井川城から、防御性に優れた林城に移ったようであり、これは戦国期に全国的にみられる平地から山城へという領主の居城の変化の典型である。また、いずれの城跡もその保存状態は良好であり、室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を具体的に知ることができる。小笠原氏の動向を示すだけでなく、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治、軍事的な動向を知る上でも重要である。

(2) 平成 31 年追加指定時

平地に築かれた井川城跡と山城の林城跡からなる、信濃守護小笠原氏の居城跡。室町から戦国時代にかけての信濃国の軍事的緊張関係及び信濃を取り巻く諸勢力の政治、軍事的な動向を知る上でも重要。今回、林城跡のうち小城について追加指定する。

4 指定説明

(1) 平成 29 年指定時

小笠原氏城跡は、松本平の中央部から東部に位置する室町時代から戦国時代にかけての信濃守護小笠原氏の居城跡で、平地に築かれた井川城跡と山城の林城跡から成る。小笠原氏は甲斐源氏の庶流、加賀美遠光の次男、長清が遠光の所領である甲斐国小笠原を相続し小笠原氏を名乗ることから始まり、足利尊氏に従い建武政権の樹立に功績があった小笠原貞宗が、建武元年（1334年）に信濃守護に任命された。しかし、信濃国は室町幕府と鎌倉府の管轄の境界にあり、両者の対立にしばしば巻き込まれたことや、村上氏、高梨氏、諏訪氏など自立性の強い国人による反発にあい、守護職を何度か罷免されるなど、その支配は安定したものではなかった。

文安3年（1446年）には、小笠原一族の間で家督相続争いが起こり、府中、鈴岡、松尾の3家に分裂し抗争が繰り広げられた。この争いは天文3年（1534年）に府中小笠原氏が松尾小笠原氏を信濃から追放することにより終結するが、天文19年（1550年）には、武田晴信の侵攻により府中小笠原氏も信濃国から追われた。このときの小笠原氏の当主、長時は、三好長慶や上杉謙信の支援を得て信濃奪回を目指すも果たせず、天正10年（1582年）の本能寺の変により起こった徳川、北条、上杉、真田らによる旧武田領をめぐる騒乱に乗じて、上杉景勝の支援を得た長時の弟、洞雪斎が木曾義昌から深志城（松本城）を奪還し、さらに徳川家康の支援を受け小笠原家旧臣の支持を得た長時の三男、貞慶が深志城を奪った。貞慶の子秀政は、天正18年（1590年）小田原征伐で戦功をたて、家康の関東移封にともなって下総国古河に入り、関ヶ原の

戦いの翌慶長6年(1601年)には加増されて信濃国飯田に移り、さらに同18年(1613年)には松本に帰還した。大坂の陣で秀政、忠脩父子は戦死し、秀政の次男忠真が元和3年(1617年)に加増されて播磨国明石に移封されるまでの5年間、小笠原氏は松本城に本拠を置くことになる。

井川城跡は、現在の松本市中心部、頭無川に面した低地に立地する室町時代の居城である。現在も南北100メートル、東西70メートルの範囲で周囲よりも一段高い不整長方形の高まりが認められ、この場所が井川城跡と伝えられてきた。享保9年(1724年)成立の『信府統記』には、館の周囲を井の字のように流れが囲んでいたことから「井河ノ城」と称したとある。文献上の初出は文安3年(1446年)から55年間にわたって諏訪大社の記録を書き継いだ『諏訪御符礼之古書』の応仁2年(1468年)の記事である。応仁元年(1467年)に小笠原政秀が信濃守小笠原宗清(清宗)を府中に攻めたときに、合戦の最中に切られた櫓を捨てた場所として「井河堀」がみえる。

平成25・26年(2013、2014年)に松本市教育委員会が行った発掘調査では、不整長方形の高まりは、複数の河川が合流する低湿地に大規模な盛土を行って造成されたものであることが分かり、それを囲む堀や土塁、掘立柱建物、礎石建物などを検出している。土塁は高まりの周囲を全周する可能性が高く、出入り口は東側で1か所確認している。堀は頭無川に流れ込む旧河川を付け替えたもので、その様子は明治に描かれた『小島村絵図』などからも知られる。

また、堀の埋土からは多量のサイカチの花粉やサイカチ近似種の立株を検出しており、堀に沿ってサイカチが植栽されていたことが分かった。サイカチは幹や枝に鋭い棘を持つことから、^{ぼうぎょ}防禦性を高めるために植栽されたと考えられる。出土遺物には、12世紀から16世紀初頭の土師器や国産陶器、輸入陶磁器があり、15世紀前半前後のものが最も多く、15世紀末以後のもの出土量は極めて少ない。青磁花瓶や青花碗等の威信財が含まれ、また京都系土師皿の出土が目立つ。

これらのことから、井川城跡は15世紀前半に築造され、15世紀末に廃絶した一町規模の方形館であり、位置、規模、構造などから、『信府統記』にみえる「井河ノ城」である可能性が高い。

林城跡は、井川城跡の東方4キロメートルに位置し、松本盆地の東部を形成する薄川扇状地の扇頂付近、薄川の現河道まで張り出した尾根先端に立地する。狭小な大嵩崎谷を挟んで北東尾根上に林大城跡、南西尾根上に林小城跡が所在する。明治11年(1878年)の「入山辺村書き上げ」には、小笠原氏が3家に分裂した直後の長禄3年(1459年)に府中小笠原氏の清宗が井川城から林城に移ったとある。また、武田氏に関する記録史料である『高白斎記』には、天文14年(1545年)、松本平に侵攻した武田勢により、「林近所」「小笠原の館」が放火され、天文19年(1550年)には「大城・岡田・深志・桐原・山家」の5城が自落したとある。

林大城跡は、延長1キロメートル、最大幅400メートルに達する長大な構えで、標高846メートルの尾根頂部の主郭から、尾根先端に向けて階段状に複数の曲輪を造り、その間に豎堀と一体化した堀切や土塁を配している。城の保存状況は良好であり、主郭の側面から背面にかけては、鉢巻状の平石積の石垣を巡らせている。

発掘調査は松本市教育委員会が昭和63年度(1988年度)に副郭で、平成14年度(2002

年度)に大嵩崎谷に所在する林山腰遺跡で行っている。副郭では時期不明の掘立柱建物等を検出している。林山腰遺跡では、戦国期に造成されたと考えられる複数の平坦面を確認し、15世紀末から16世紀初頭の瀬戸産陶器の一括資料を伴う大小複数の礎石建物や土坑を検出している。林山腰遺跡の成立時期が井川城の廃絶時期にほぼ合致することから、井川城から林城への居城の移動が想定されている。

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の信濃侵攻により信濃を退去するまでの間の小笠原氏の居城であり、平地に築かれた井川城から山城である林城への移動は、戦国期に全国的にみられる平地から山城への領主の居城の移動の典型例である。また、いずれの城もその保存状態は良好であり、室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を具体的に知ることができる。さらに、これらの城は、小笠原氏の分裂から信濃退去までの間の軍事的緊張関係をよく示しているだけでなく、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治、軍事的な動向を知る上でも重要である。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』平成29年(2017)2月号(641号)から引用)

(2) 平成31年追加指定時

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の信濃侵攻により信濃を退去するまでの間の小笠原氏の居城である。松本平の中央部から東部にかけて、平地に築かれた井川城跡と山城の林城跡からなる。

小笠原氏は甲斐源氏の庶流、加賀美遠光の次男、長清が遠光の所領である甲斐國小笠原を相続し小笠原氏を名乗ることに始まり、建武元年(1334年)に小笠原貞宗が信濃守護に任命された。文安3年(1446年)には家督相続争いにより、府中、鈴岡、松尾の三家に分裂し抗争が繰り広げられた。この争いは天文3年(1534年)に府中小笠原氏が松尾小笠原氏を信濃から追放し終結するが、天文19年(1550年)には、武田晴信の侵攻により府中小笠原氏も信濃国から追われることとなる。

井川城跡は、現在の松本市中心部、頭無川に面した低地に立地する15世紀前半から15世紀末にかけての居城である。文献上の初出は『諏訪御符礼之古書』の応仁2年(1468年)の記事で、小笠原宗清(清宗)の名とともに「井河堀」の記載がある。松本市教育委員会の発掘調査により、周囲に流路を兼ねた堀を巡らせた南北100メートル、東西79メートルの不整長方形の大規模な盛土と、それを囲む堀や土塁、掘立柱建物、礎石建物などを確認しており、土塁を巡らせた単郭の方形居館とみられる。

林城跡は、井川城跡の東方4キロメートルに位置し、薄川扇状地の扇頂付近、薄川の現河道まで張り出した尾根先端に立地する。小笠原氏の居館である「林館」の存在が想定される大嵩崎谷を挟んで、北東尾根上が林大城、南西尾根上が林小城と呼称される。現在、林大城の範囲のみが史跡に指定されている。明治11年(1878年)の「入山辺村書き上げ」には長禄3年(1459年)に府中小笠原氏の清宗が井川城から林城に移ったとあり、武田氏に関する記録史料である『高白斎記』には、天文19年(1550年)には「大城・岡田・深志・桐原・山家」の5城が「自落」したとある。これらから林城は15世紀後半に小笠原清宗により築城され、井川から館を移したが、16世紀中葉の武田氏侵攻に際して兵たちが戦わずに逃亡し、落城したとみられる。

林大城は、延長1キロメートル、最大幅400メートルに達する長大な構えで、尾根頂部の主郭から尾根先端に向けて階段状に複数の曲輪を造り、その間に竪堀と一体化した堀切や土塁を配する。主郭の側面から背面にかけては、鉢巻状の平石積みの石積が巡る。

今回追加指定しようとするのは、大嵩崎谷を挟んで林大城と一体的に林城跡を構成する林小城の範囲である。早くは昭和11年（1936年）刊行の『長野県町村誌』に林小城見取図として報告され、昭和56年度には長野県の中世城館跡分布調査に伴い調査されたが、本格的な調査は平成2から7年度（1990～1995年度）にかけての松本市史編纂に伴う縄張り調査である。その後平成28・29年度（2016・2017年度）には松本市教育委員会により発掘調査、石積測量調査、石材調査、縄張り調査が行われ、城郭の詳細な構造が把握された。

林小城は延長525メートル、最大幅510メートルの城域を有し、標高774メートルの尾根中腹に隅丸方形で石積や高土塁をもつ主郭を構える。主郭両側面の斜面には畝状竪堀を、主郭に至る尾根上には堀切や不整形の削平地を多数設ける。尾根筋は大規模な堀切により分断しており、途中で合流しつつ山麓まで達する長大な竪堀を配する。主郭とその周辺の平場には鉢巻状の石積が、隅角部を造らず隅丸方形に巡る。石積は山塊で産出する花崗岩や安山岩系統の岩石を用いて荒割りしたものを布積みしており、垂直に安定して積み上げるため背面に控積みを行い互いの用材を噛み合わせる工夫がなされる。主郭には新旧二段階の変遷が想定されるが、生活遺物の出土はほとんどみられず、山上における長期の居住は想定しがたいことが発掘調査により明らかになっている。

このように小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから武田晴信の信濃侵攻により信濃を追われるまでの小笠原氏の居城である。井川城から林城（大城・小城）への移動は、戦国期の平地から山城への領主の居城の移動の典型例である。林小城は居館が想定される大嵩崎谷を挟んで林大城と一体として機能したもので、井川城、林城と合わせて室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を具体的に示す重要な事例である。よって、林城跡（小城）について追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』平成31年（2019）2月号（665号）から引用）

5 土地所有の状況

史跡小笠原氏城跡の土地所有状況は、表9のとおりです。井川城跡の市所有地のうち4,950.78平方メートルは、史跡指定後に公有化したものです。

(1) 井川城跡

井川城跡は、指定範囲の一部に個人所有地を含んでおり、農地又は休耕地となっています。指定範囲は、発掘調査による遺構が確認された範囲と遺構の残存が推測される範囲の一部にとどまっています。

(2) 大城

大城は、里道を除く指定範囲の大半が個人所有地（一部神社所有地）となっています。未指定地の一部には、所有者不明地（未番地）も含まれています。

(3) 小城

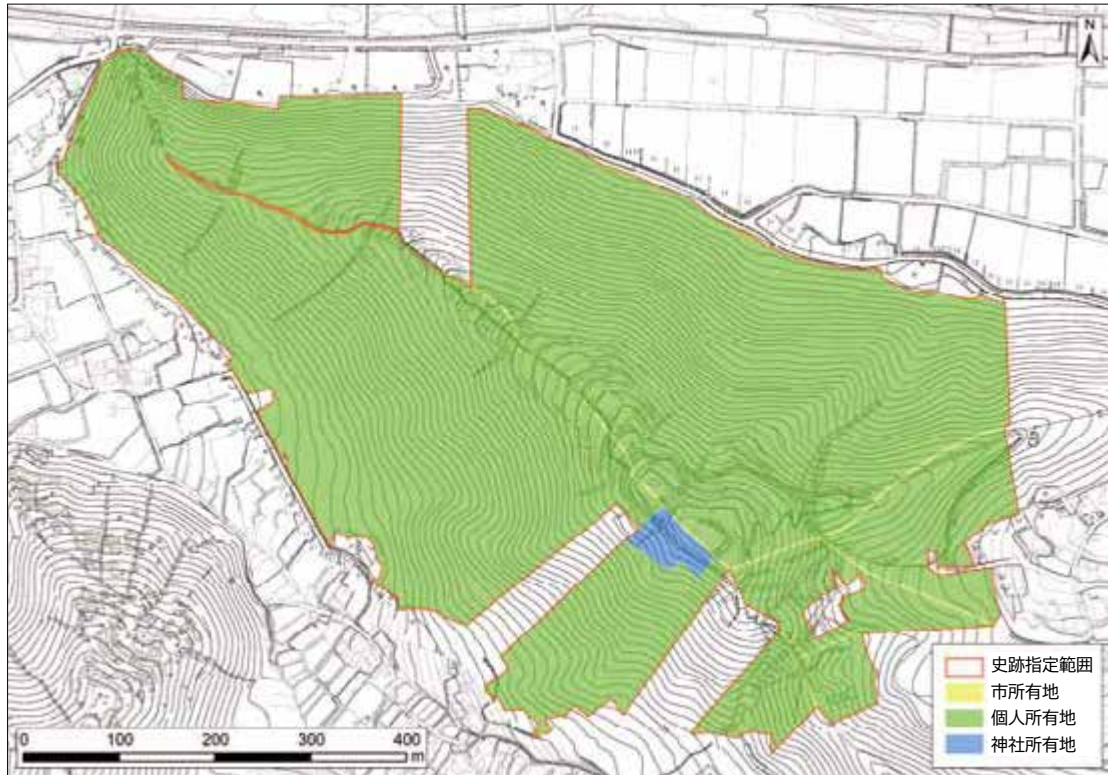
小城は、指定範囲の全てが個人所有地です。

【表9】土地所有状況一覧（令和6年（2024年）1月1日現在）

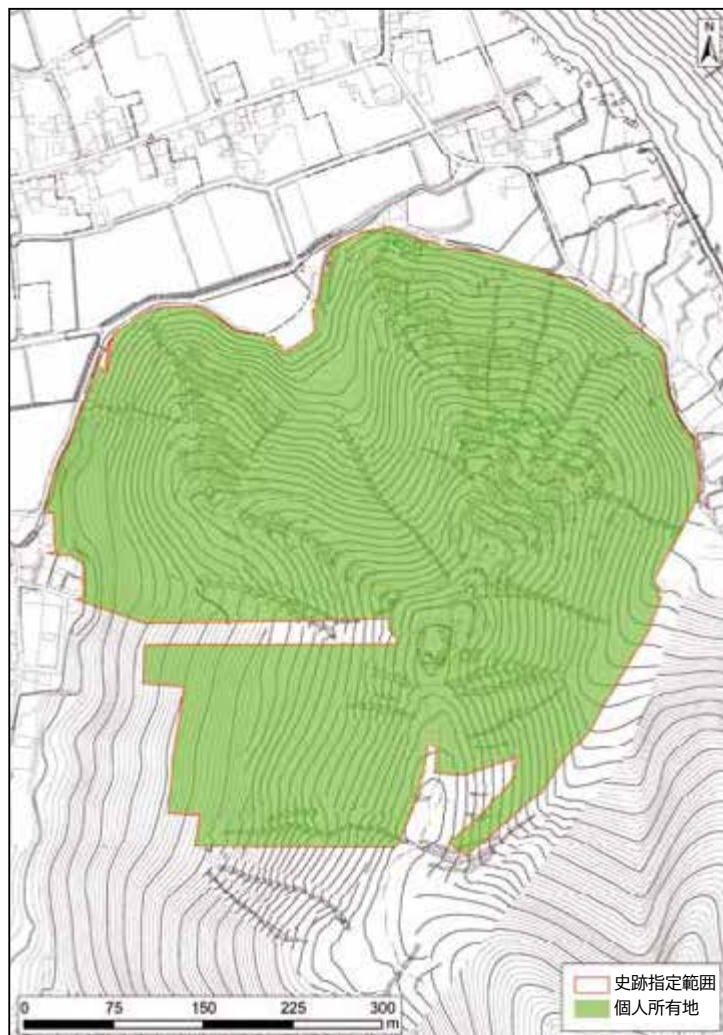
所有区分	井川城跡	大城	小城	合計
市所有地	5,092.92 m ²	2,270.54 m ²	—	7,363.46 m ²
個人所有地	2,877.36 m ²	336,481.00 m ²	147,930.00 m ²	487,288.36 m ²
神社所有地	—	14,876.00 m ²	—	14,876.00 m ²
合計	7,970.28 m ²	353,627.54 m ²	147,930.00 m ²	509,527.82 m ²



【図26】土地所有区分図（井川城跡）



【図 27】土地所有区分図（大城）



【図 28】土地所有区分図（小城）

第2節 井川城跡の概要

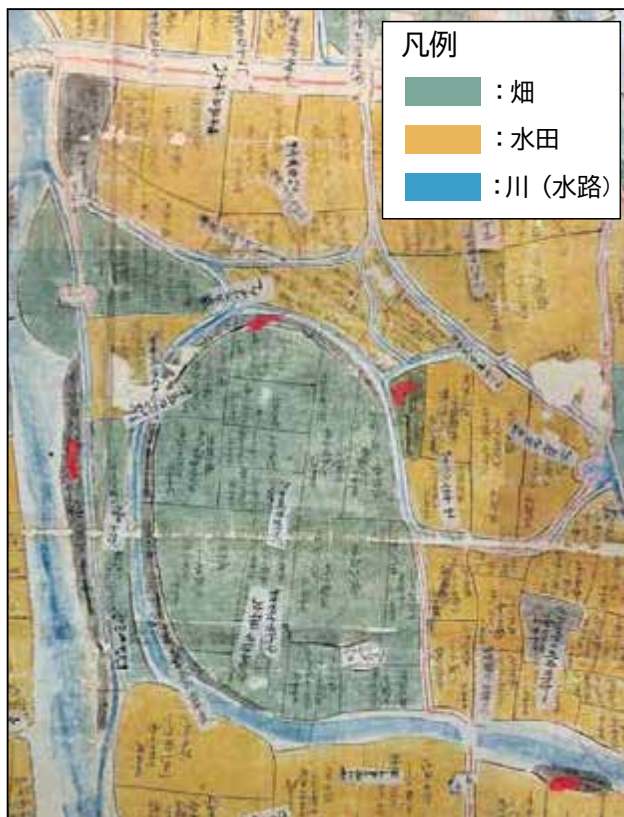
1 歴史

井川城跡は、現在の松本市の中心市街地の南側を流れる薄川と田川の合流地点の南側に位置し、小河川が集まる低湿地に立地しています。中世の街道の様子はよく分かっていませんが、近世に北国協往還（善光寺道）となる東山道が、井川城の東側を通っています。

井川城の築城時期は明らかではありませんが、小笠原貞宗が暦応3年（1340年）に守護として府中の御家人を統率している様子がうかがえることから、この頃に府中周辺を支配する拠点があったことが推測されます。このことから、貞宗が井川に館を構え始めたのも14世紀前半と推定されています。

文献史料での初出は、応仁元年（1467年）に鈴岡小笠原氏の政秀が府中に乱入した時の史料に、「井河堀」という記述があり、これが井川城を示していると考えられます。

小笠原氏は、拠点を井川から林へ移しますが、その時期については小笠原氏の系図や伝承から15世紀中頃とされています。井川城のその後の利用について詳細は不明ですが、『信府統記』の「松本領古城記」には、「井河ノ城」として、地形が少し高く、東に出入口（虎口）の跡が1か所、城内は畑になり、四方は沼地となっていたことが書かれています。また、明治時代の様子を記した『小島村絵図』にも、城内は畑となり周囲を川と水田に囲まれている様子を見ることができることから、江戸時代から明治時代に至るまで耕作地としての利用をうかがうことができます。



【図 29】小島村絵図



現在の井川城跡

2 調査成果

(1) 調査経過

井川城跡では、3次にわたり発掘調査を行いました（図30・31）。

第1・2次の発掘調査では、信濃守護小笠原氏の居館跡と伝わる遺跡の実態把握と将来的な保護を目的とした確認調査を実施し、出土遺物や土壌を対象に花粉分析等の自然科学分析を行いました。第3次調査では、先述した松本市中条保育園移転改築事業に伴い、破壊を余儀なくされる防火水槽設置部分の緊急発掘調査を実施しました。

(2) 調査成果

第1・2次の発掘調査により、南北100メートル・東西70メートルの長方形の土壇状盛土遺構が検出され、周囲は頭無川やその旧河道と見られる低湿地や堀状遺構によって囲まれていることが判明しました。

また、盛土による造成面には複数の遺構面があり、掘立柱建物跡・礎石建物跡等、多数の遺構の存在が確認され、外周を土塁が巡っていたことも分かりました。

造成時期は、伴出する瀬戸産陶器の年代から14世紀後半まで遡る可能性がありますが、そのピークは15世紀前半から中葉と見られ、15世紀末には終焉を迎えています。これにより、後述する林山腰遺跡の出土遺構及び遺物の状況から、小笠原氏の井川城から林城への本拠の移動という歴史的事象を、考古学的に確かめることができ、その画期が15世紀末であることが分かりました。

井川城跡の遺物は、焼物全体に占める土師質土器皿（かわらけ）の比重が非常に高く、特に白い緻密な胎土で儀礼用と考えられる京都志向のものも多く見られます。伴出する貿易陶磁には威信財である青磁筍形瓶（長い頸の部分に筍のような節状の突起がある青磁の花入れ）を始め、青磁や白磁、染付（青花）の碗・皿類、香炉などがあり、瀬戸産の陶器類も豊富に見られます。焼物の他にも基石や小札（甲冑を構成する小さな板状の部品）等が出土しています。こうした状況から、1町規模に及ぶ土壇状盛土遺構は守護・国人に匹敵する武士勢力の方形居館跡である可能性が高く、文献や地名、伝承に残る小笠原氏の居館「井川館（城）」である可能性が高いことが分かりました。

また、土壌に含まれる花粉等の自然科学分析から、城跡を巡る環境の移り変わりが以下のように推定されています。

【井川城跡が居館として機能していた時期】

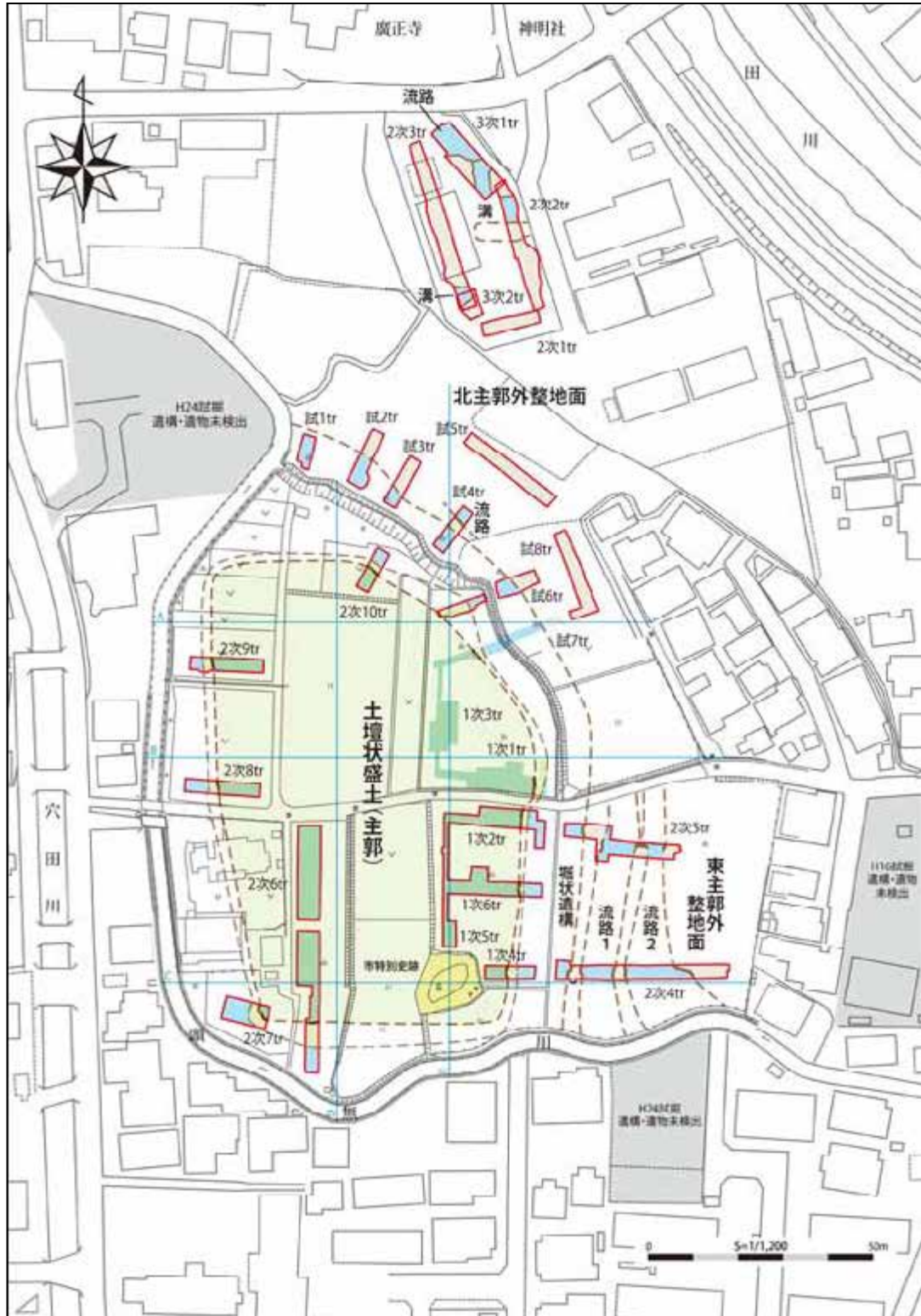
- ① 堀状遺構は緩やかな水流を伴う沼沢地で、周辺の水田からもたらされたと考えられる水生植物が繁茂し、ヨシも繁茂していた可能性がある。
- ② 堀状遺構の内側には鋭いとげを持つサイカチが植栽され、おそらく柵のように密植していた。
- ③ 井川城跡周辺には水田が広がっており、山地・丘陵にはアカマツ、コナラ、サワラを主要素とする森林があった。

【居館廃絶以後】

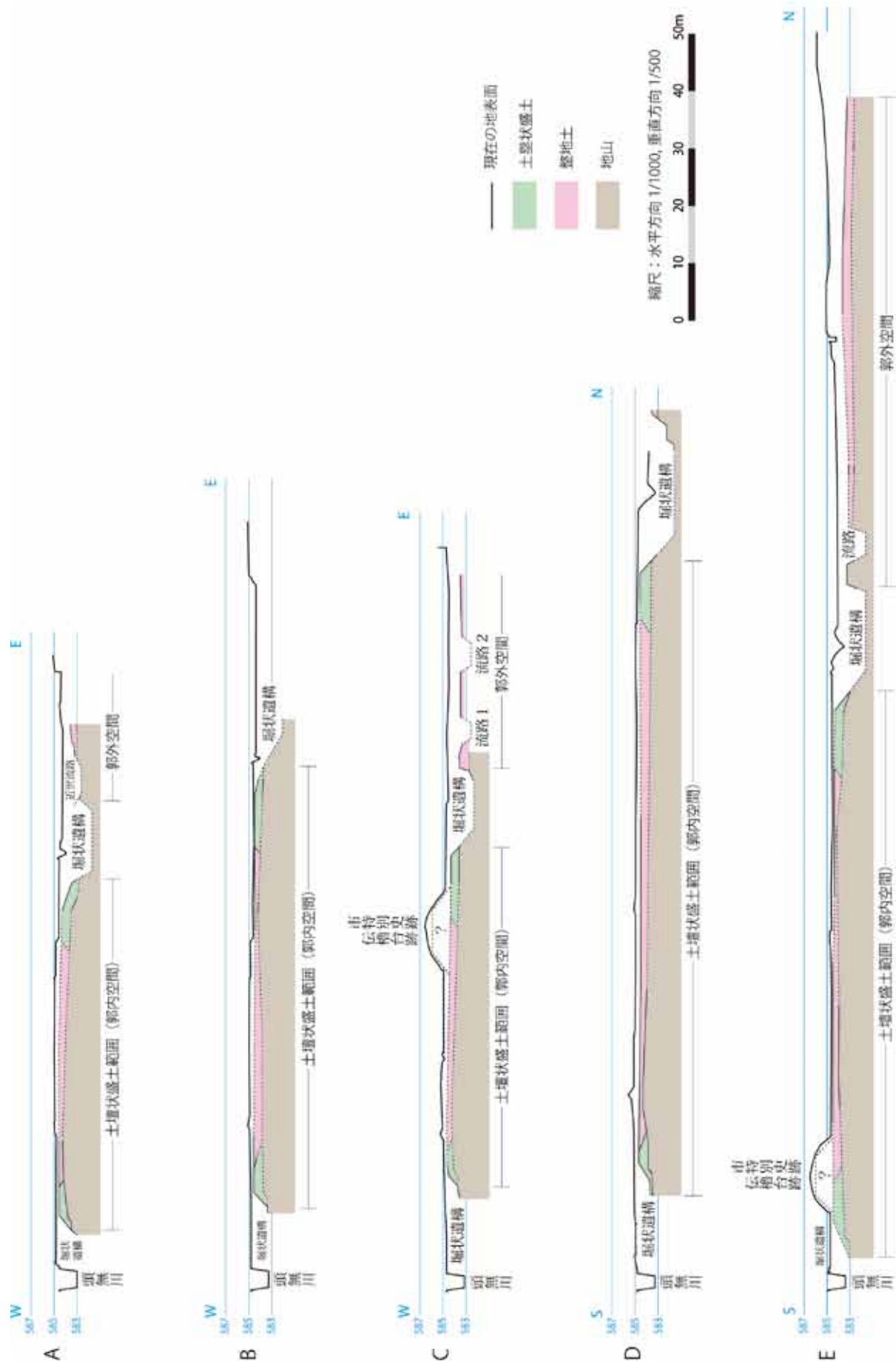
- ① 堀状遺構は河川環境となり、上流からの粗粒碎屑物が堆積するようになった。
- ② サイカチは見られなくなり、水生植物も数が少なくなった。
- ③ 周辺の山地・丘陵にはアカマツやコナラが更に拡大し、現代に見るような里山が形成された。

第3次調査では、造成面上に計画的に配された溝や、自然流路が確認され、居館跡を囲む堀状遺構の外側にも、広範囲にわたり造成が行われていたことが追認されました。

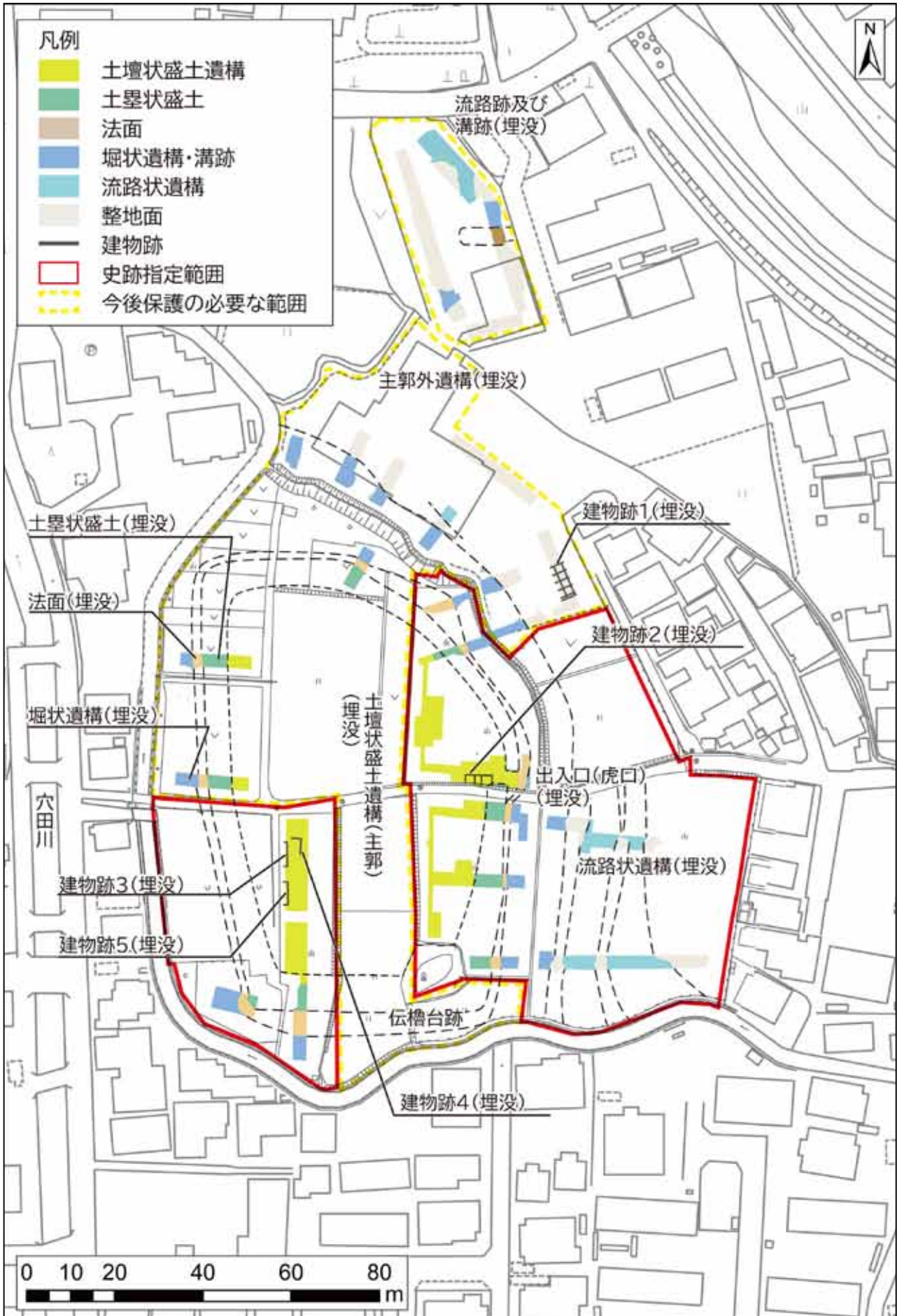
遺物は、青磁、白磁、内耳鍋などが出土したほか、溝からは、水に関わる祭祀に用いられたと推定される笹塔婆、漆椀、鹿角などが出土しました。



【図30】井川城跡 発掘調査範囲図



【図31】井川城跡 遺構断面図



【図32】井川城跡 遺構現況図



【図 33】井川城跡 遺構復元図

3 構造

(1) 伝檜台跡

『信府統記』に「土手形・矢倉台ノ跡ト見ユル所、塚ノ如クナリテアリ」と記された塚状の盛土で、唯一地表に露出した遺構です。現状で高さ約 1.8 メートルです。発掘調査が行われていないため、詳細は分かっていません。周囲の発掘調査で確認された土塁状盛土の状況から、居館の南東隅に当たる部分と考えられ、隣接して調査を行ったトレンチの状況から、土塁状盛土と接続する可能性が高いと考えられます（図 34）。

(2) 土壇状盛土遺構（主郭）

試掘調査～第 2 次発掘調査で検出された人為的な造成遺構で、規模は南北 100 メートル・東西 70 メートル、面積 6,110 平方メートルです。平面形は方形を基調としていますが、北東側が斜辺となる不整長方形と見られ、その長軸線はほぼ正確に南北を指しています。盛土による造成面には、複数の遺構面が確認されました。

発掘調査成果から、主郭の周囲からの高さ（主郭遺構面と堀の対岸の郭外遺構面との比高 図 35 の b）は、主郭北側で 1.9 メートル、南東隅付近で 0.6 メートルです。

(3) 土塁状盛土と土塁

主郭を構成する土壇状盛土の外周には、土塁状の盛土が巡らされています。最初に造成範囲の輪郭を決めるために土塁状盛土が設けられ、その内部に盛土を施し、土壇状盛土（主郭）を構築しています。土塁は、土塁状盛土を骨格として、更に盛土を行って構築していると考えられます。

これまでの発掘調査地点では、基部付近まで土塁が削平されていたため、土塁の裾が溝や集石で区画されていたり、造成土が土塁の裾の上に盛られている状況が確認されている箇所以外は、土塁と土塁状盛土の区別がつきません。

発掘調査で確認された土塁状盛土の基底幅は、主郭の東辺や西辺では 7～9.5 メートルですが、南辺では 15 メートルに達する箇所もあります。土塁外側の法面の傾斜は、20～30° を標準に 12～60° の間に分布しています。内側法面の傾斜は、発掘調査範囲では明確に確認することができていません。このため、土塁の高さを推定することが困難ですが、調査区内の最大残存高さは 64 センチ（2 次 6 トレンチ）です。

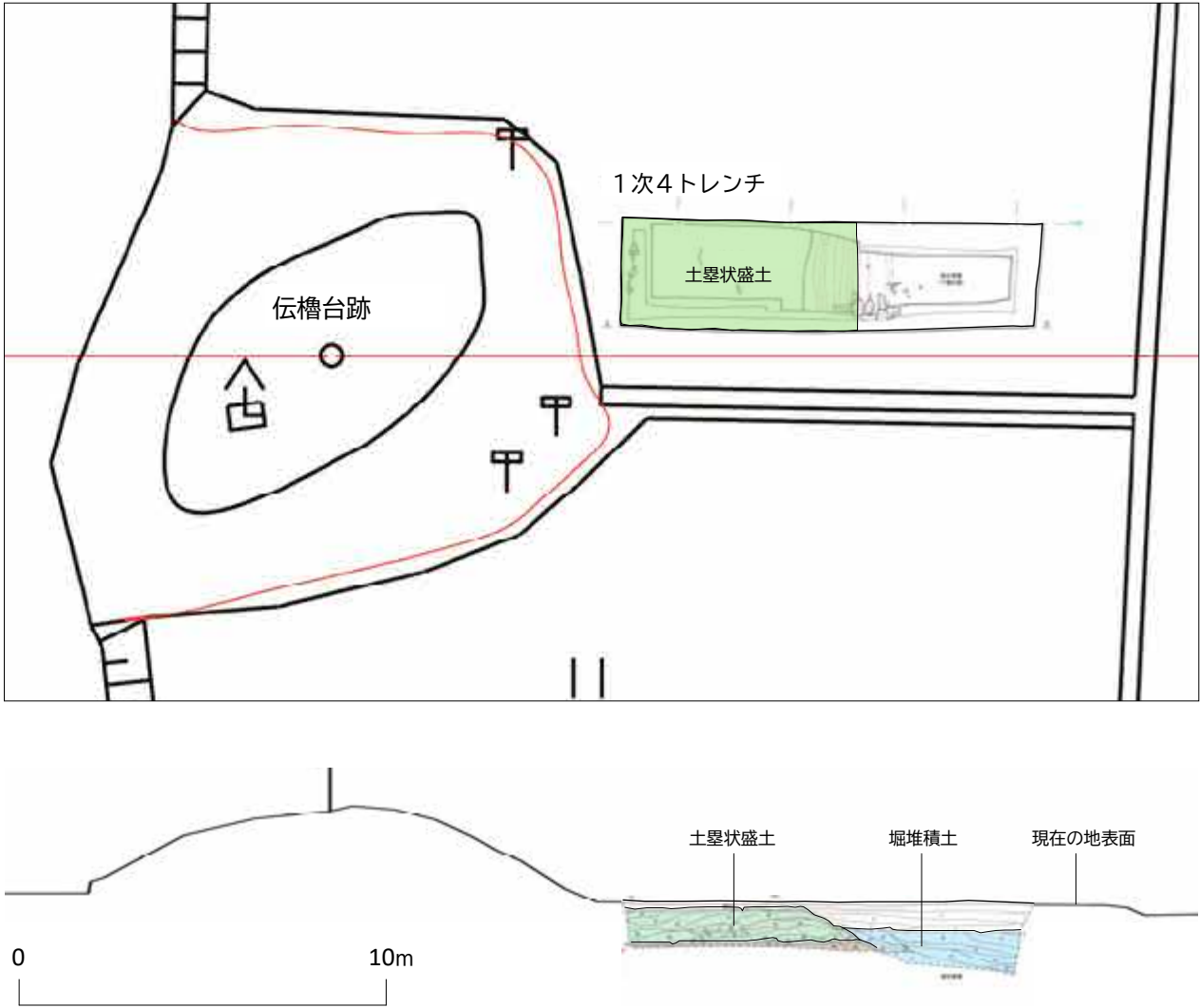
(4) 出入口

主郭の東辺には、1 か所屈曲した箇所があり、この箇所は土塁が途切れて開いています（図 36）。こうした構造上の特徴と、『信府統記』の「東ノ方ニ虎口ノ跡一所アリ」という記載から、この箇所が居館の出入口（虎口）であると想定されています。

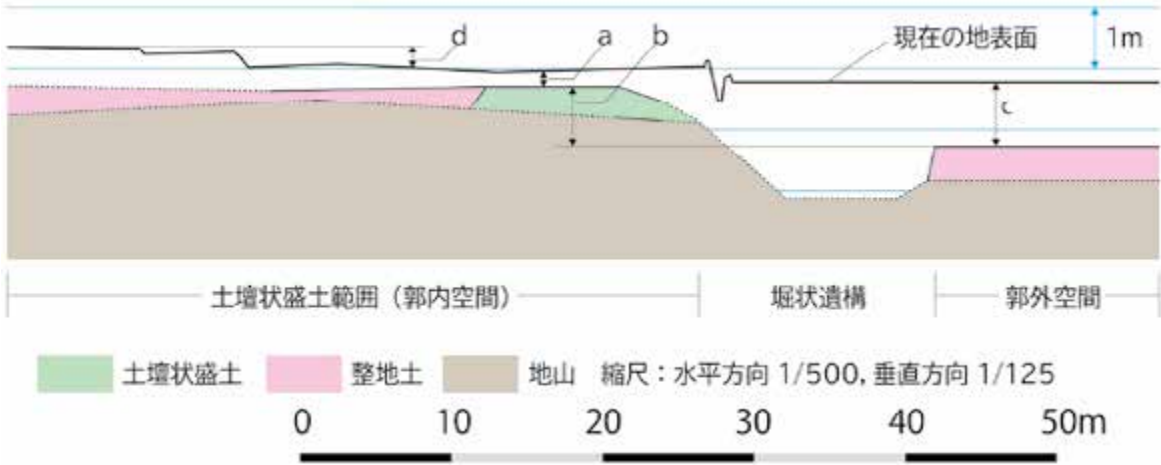
この箇所の土塁の内側では、柱穴や礎石が確認されているため、門跡の可能性もあります。現在、遺構の中央を走る里道及び私道、下水道のため調査が全体に及ばず、出入口の構造はよく分かっていません。また、東側郭外の空間と、どのように接続していたかについても分かっていません。他の居館跡の類例から、橋又は土橋で接続していたものと考えられます。

(5) 堀状遺構

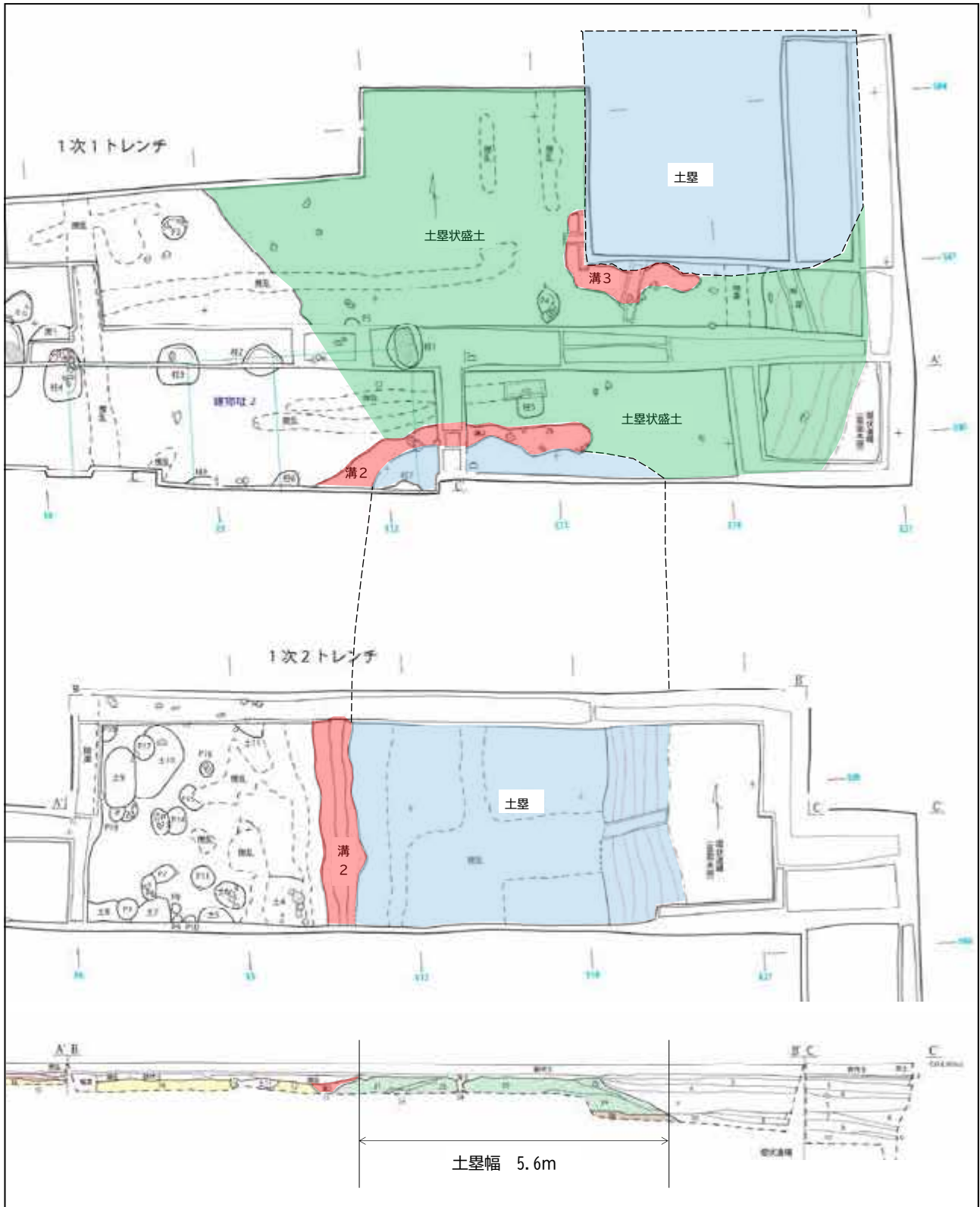
主郭の外周には堀状遺構が巡らされ、土塁状盛土とともに外周区画施設となっています。発掘調査により堀状遺構の幅が明らかになっているのは、いずれも主郭の東辺



【図 34】 伝檜台跡と土塁状盛土



【図 35】 井川城跡 遺構断面模式図



【図 36】井川城跡 東側虎口の遺構図

で、北側で16メートル(2次10トレンチー試掘4トレンチ間)、東側で13メートル(1次2トレンチー2次5トレンチ間)、12メートル(1次4トレンチー2次4トレンチ間)です(図30)。掘り込みは試掘2トレンチでは、外側が2段に掘り込まれた箱状を呈し、郭外の中世遺構面からの深さは1段目が1.3メートル、2段目が2メートルです。

主郭の西辺からは、サイカチ属の立木が出土し、東辺の堀内の堆積土からはその花粉が大量に検出されました。サイカチの花粉は風によって運ばれることがほとんどないため、防御を目的に土塁上や堀に沿って高密度に植栽されていたと考えられます。

(6) 流路状遺構

堀状遺構の東側には、堀状遺構に並走するように2本の流路状遺構が確認されています。西側の流路状遺構は幅4.2～6.2メートル、東側の流路状遺構は幅3.7～10.2メートルです。東側の流路状遺構は南側で幅が広がっていることから、頭無川から水を取り入れていた可能性があります。この2本の流路状遺構の北側は、発掘調査が行われていないため、どのように延長しているか詳細は分かっていません。

また、主郭の南辺から西辺を流れる頭無川は、居館跡を囲むように人為的に河道を付け替えた可能性があります。

(7) 建物跡

調査範囲内で明確に確認された建物跡は5棟で、そのうちの4棟が主郭内にあります。礎石を伴う建物跡も複数見られ、武家の居館にふさわしい大型の建物があったことが分かりました。

(8) 主郭外遺構

堀状遺構の北側から東側にかけての主郭外にも、盛土による整地が確認されています。北東側の主郭外空間からは礎石建物跡が検出されており、青磁盤、硯などの遺物が出土しています。一方南東側については、前述の流路状遺構以外に建物跡などの遺構は確認されていません。

4 井川城跡の現状

(1) 史跡指定地及び周辺

井川城跡は、昭和42年(1967年)に松本市指定史跡に指定(昭和51年(1976年)に松本市文化財保護条例の改正により松本市特別史跡に指定)されて以後、説明板の設置を除き史跡整備は行われていません。

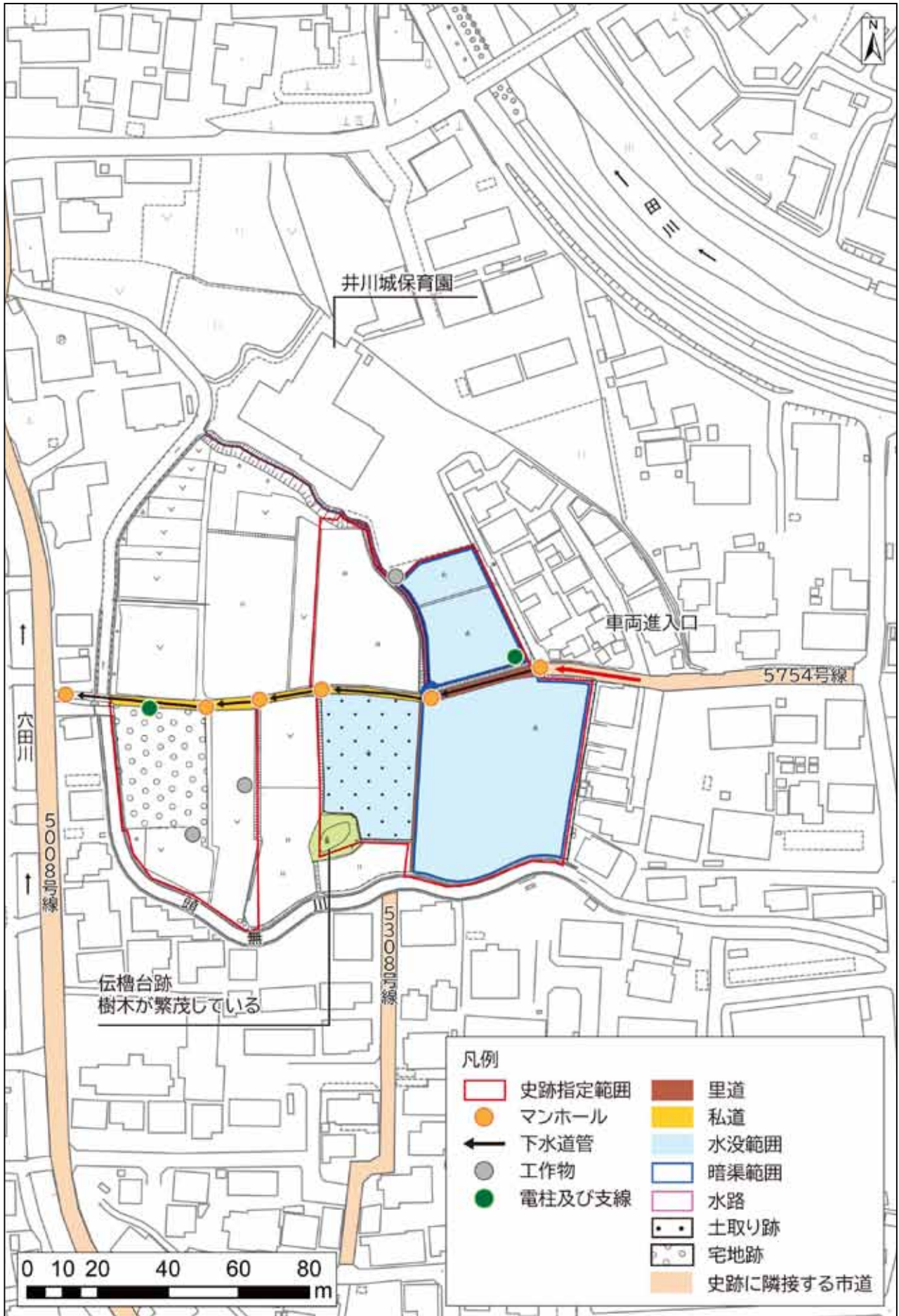
史跡指定範囲は、発掘調査により確認された居館跡の範囲の一部に留まっています。史跡指定地は、現在、耕作地、休耕地、更地(旧宅地)となっています。耕作地は土地所有者等により耕作、管理されています。公有地を中心に、松本市が業務委託による除草管理、樹木枯れ枝の枝打ち等の管理を行っています。

指定地東側には土取りを行った痕跡や、排水のための水路及び暗渠^{あんきょ}があります。

指定地の東側は、休耕地となっており、地下水位が高く、降雨後に水没することから立入りができなくなる時があります。

史跡周辺は住宅地であり、北側には井川城保育園が隣接し、それ以外はアパートや民家等に面しています。西側と南側の住宅地との間には、頭無川が流れています。

史跡の中央を里道及び私道が通過し、その地下に公共下水道が埋設されています。



【図 37】 井川城跡 保存及び活用の現状図

公有地内には、使用されていない電柱等が残されており、史跡の景観や、今後の整備の支障となるおそれがあります。

(2) 保存の現状

遺構は、伝櫓台跡を除き地下遺構として保存されています。これまでの発掘調査は限定的であるため、遺構の全容は把握できていません。露出遺構である伝櫓台跡には、高木を含む樹木が生育し、周囲への枝の落下や、根による遺構の毀損が懸念されます。

隣接する井川城保育園の地下には、発掘調査により遺構があることが確認され、盛土と特殊工法の採用によって、保存が図られています。

(3) 活用の現状

ア 便益施設、サイン類

井川城跡はこれまで史跡整備が行われていないため、トイレ、東屋、駐車場等の施設は設置されていません。史跡は、幹線道路からの誘導サインがなく、場所が分かりにくいほか、現地での遺構表示等のサイン類が不足しています（図 38・39）。見学路の設定もされておらず、史跡内での現在位置も把握しづらい状態です。

遺構が地下に埋没しているため、居館跡を構成する遺構を見ることができず、説明板も不足しているため、居館の姿や構造を想像することもできないことから、史跡の本質的な価値を理解するのは難しい状況です。

イ 見学路、動線、アクセス

東西に分かれている指定範囲の行き来は、私有地を通過するか、北側に迂回する必要があります。史跡内の公有地と私有地との境界や、未指定地との境界が示されておらず、注意喚起等も行っていないため、見学者が私有地や未指定地に立入っている様子が見られます。

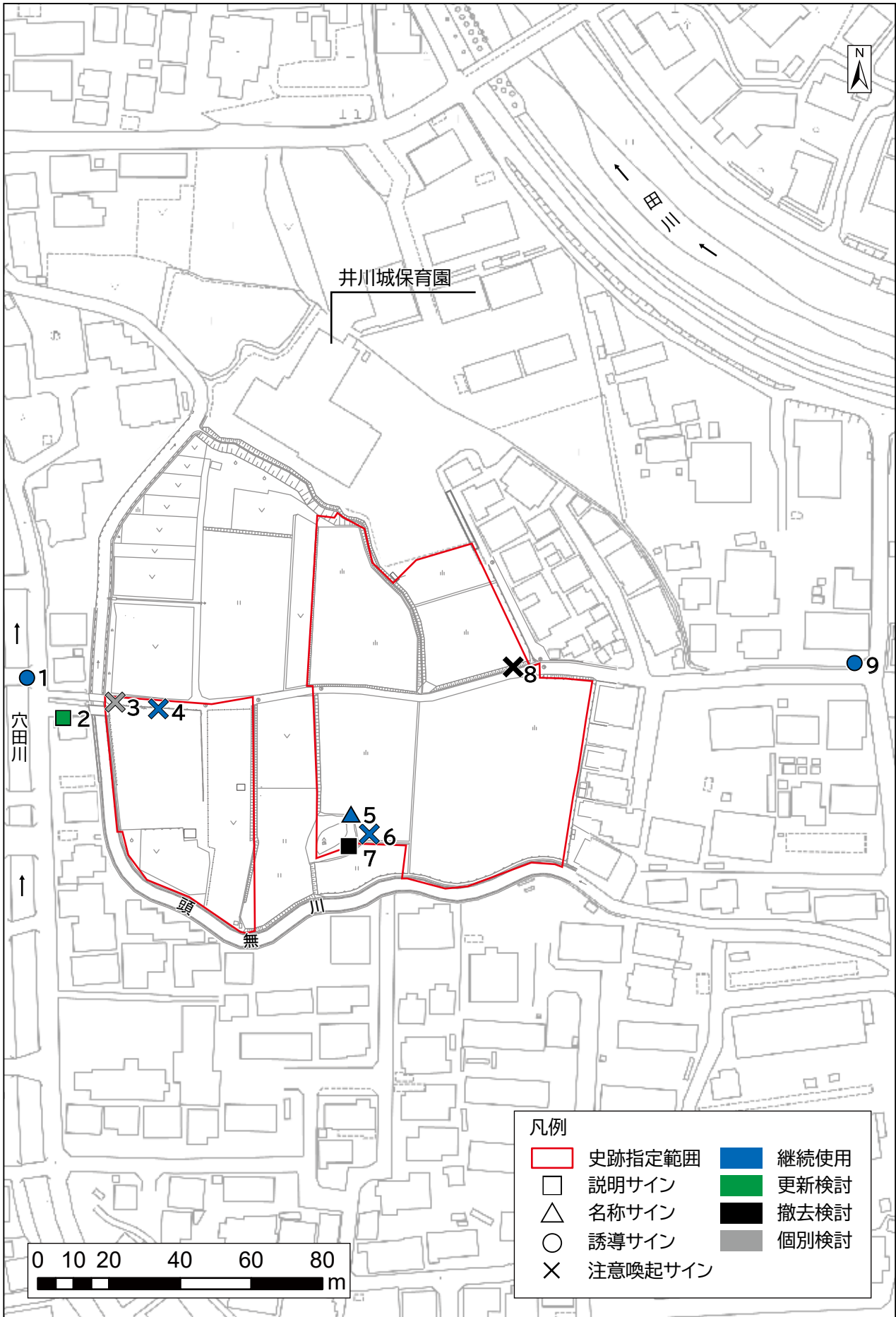
史跡内は、里道及び私道が通っており、東西の市道から入ることができます。史跡内は、見学者のほかに、通勤通学や散歩等で通行する人が見られます。車両も同様に進入が可能であり、東側からは、耕作関係の車両が入るほか、史跡見学者の車両の進入が見られます。

史跡内の里道及び私道は道幅が狭いため、車両が駐車や転回する際に私有地や道路外への立入りが確認されます。管理用車両は、東西方向から史跡内へ入っています。西側からは、かつて個人住宅への出入りに利用された鉄筋コンクリート造の橋を渡る必要がありますが、橋の点検等メンテナンスは行っていません。

史跡周辺の道路は道幅が狭く、交通量も多いため、見学者が車両や徒歩で通行する際の注意喚起が必要です。

ウ 降雨時の水没

指定地東側の休耕地は、水はけが悪く、降雨後に広範囲が長期間にわたって水没し、立入りが困難となることがあります。地下水位が高いことと、図 97(142 ページ)のように、現地表面が敷地の中央付近に向かって緩やかに傾斜しているため、既存排水路への排水が不十分であることが原因と考えられます。



【図 38】 井川城跡 既存サイン類位置図

方針	種類 (設置者)	内容
継続使用	注意喚起サイン (松本市)	  4 犬のフン持ち帰り 6 犬のフン持ち帰り
更新検討	説明サイン (松本市)	 2 史跡概要
撤去検討	説明サイン (松本市)	 7 史跡概要
	注意喚起サイン (地元)	 8 車両通り抜け禁止
個別検討	名称サイン (不明)	 5 史跡名表示 方針：撤去検討
	誘導サイン (不明)	  1 史跡誘導矢印 9 史跡誘導矢印 方針：更新 方針：更新
	注意喚起サイン (不明)	 3 車両通行禁止 方針：継続使用

【図 39】 井川城跡 既存サイン類一覧

第3節 林城跡の概要



林城跡遠景（左：大城、右：小城）

1 歴史

林城跡は、薄川が開析した谷の出口に当たる薄川扇状地の扇頂付近の左岸に位置しています。この谷には、林城のほか、山家城、桐原城などの山城があり、^{たけしみち}武石道と呼ばれる武石峠を経て上田・小県方面に抜けるルートと、扉峠を経て諏訪方面に抜けるルートが通る交通の要衝です。林城は、このルートの入口を押さえる場所にあるとも言えます。

林城・林館の築城年は明らかになっておらず、小笠原氏の系図である『笠系大成』、小笠原貞慶の家臣である溝口貞泰による『溝口家記』を増補校訂した『増補溝口家記』とともに、小笠原清宗までは井川城で生まれていますが、清宗の嫡男長朝以降は長時まで（『増補溝口家記』では貞慶まで）林館で生まれたとしています。前述のとおり、清宗は応仁元年（1467年）に小笠原政秀の襲撃を受け、その翌年に亡くなっているため、林城・林館の築城は、15世紀中頃から後半の始めの間であることがうかがえます。

天文14年（1545年）には、武田晴信により林周辺及び小笠原館が放火されており、これが林館のことと推察され、天文19年（1550年）には深志・岡田・桐原・山家の4城とともに林城は自落しました。

その後、晴信は深志城を拠点とし、武田氏滅亡後の木曾氏、小笠原氏も深志城に入っていることから、林城が自落後どのように利用されたかは不明です。

また、小城も『信府統記』をさかのぼる記載は見られず、大城とどのような関係にあったのか文献史料からは分かりません。

2 調査成果

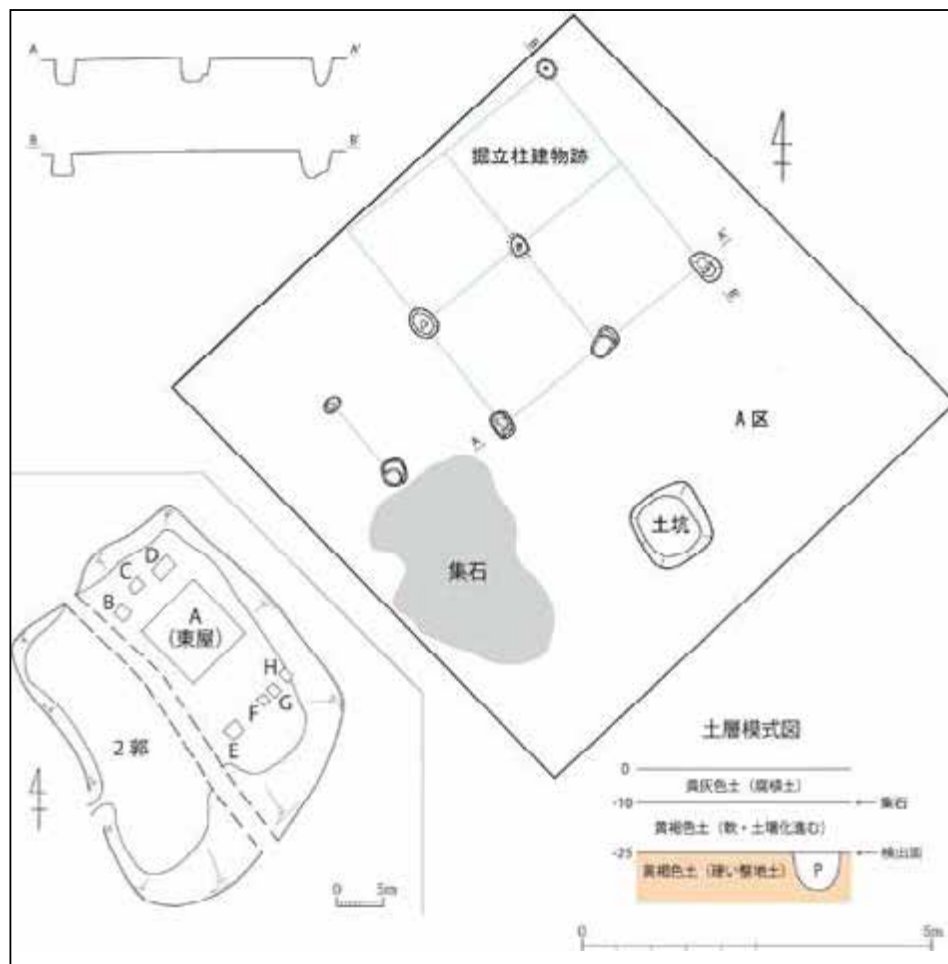
(1) 大城

ア 調査経過

大城ではこれまで3回発掘調査が行われました。1回目は、主郭（曲輪1）の土塁を対象とした調査ですが、記録がなく詳細は不明です。2回目及び3回目の調査は、松本市教育委員会が行ったもの



掘立建物跡・土坑完掘状況



【図40】大城曲輪2 東屋建設に伴う記録調査平面図

で、昭和63年度（1988年度）に曲輪2における東屋建設に係る記録保存調査、平成15年度（2003年度）には、橋倉に伸びる尾根上における携帯電話アンテナ基地局設置（史跡範囲外）に係る試掘調査を実施しました。

山城の遺構の発掘調査は、曲輪2の調査のみであり、埋没遺構の状況は不明です。

また、発掘以外の調査としては、平成21年度（2009年度）に航空地形測量、平成22年度（2010年度）に詳細地形測量を実施し、平成26年度（2014年度）から翌27年度（2015年度）にかけて縄張調査と縄張図の作成を行ったほか、平成29年度（2017年度）に小城とともに石積の石材鑑定を実施しました。

イ 調査成果

昭和63年度（1988年度）に実施した曲輪2の調査では、かつて所在した古峯神社のものと見られる瓦を多量に含む腐植土の下約25センチメートルにおいて非常に固い黄褐色整地土面が認められ、掘立柱建物跡1基、ピット2基、土坑1基が検出されました。掘立柱建物跡は曲輪2と軸方向をそろえ、西隅の柱穴が未確認ながら、2間（3.6メートル）四方の総柱建物だったと考えられます。遺物は土器の小片3点が見つっています。

アンテナ基地局設置（史跡範囲外）に伴う試掘調査では、遺構・遺物は得られていません。

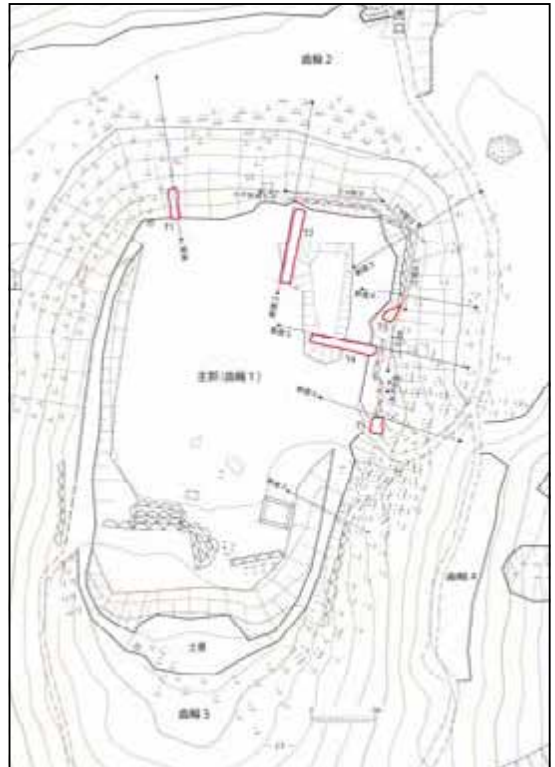
平成29年度（2017年度）に実施した石積の石材鑑定では、大城で使用されている石材は、小城と同じ内村層を貫入する花崗閃緑岩が主要石材であることが分かり

ました。また、堀切H付近に花崗閃緑岩及び花崗斑岩露頭が確認されており、この付近から石材の供給があった可能性をうかがうことができました。

(2) 小城

ア 調査経過

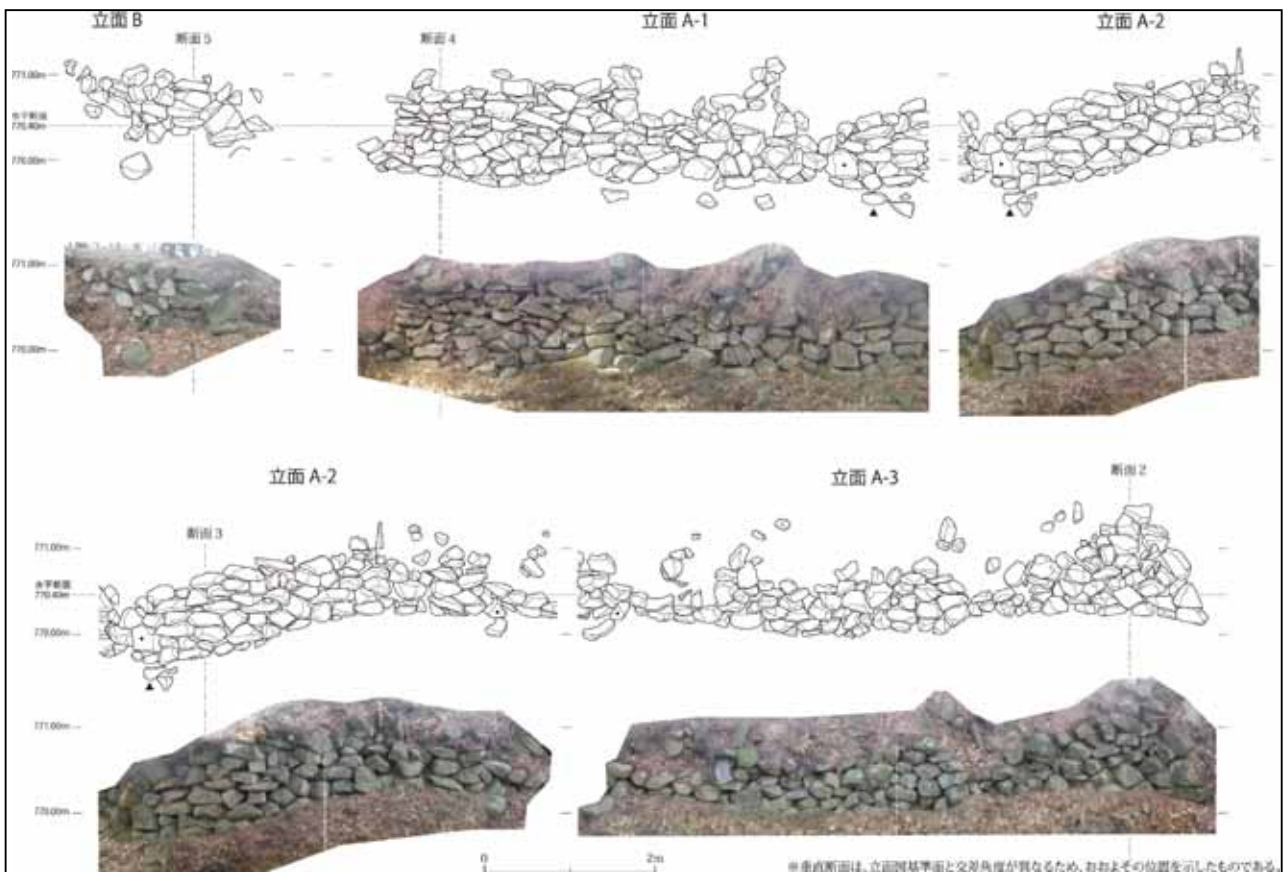
小城では、松本市が実施する小笠原氏城館群史跡整備事業の平成28年度、平成29年度（2016、2017年度）事業として、石積の背面構造及び主郭の構造確認のための試掘調査、主郭の北東部を中心とする延長21メートルの範囲について、三次元計測による石積の立面図・横断面図作成を実施しました。また、縄張調査と縄張図作成を行ったほか、平成29年度（2017年度）には大城とともに石積の石材鑑定を実施しました。



【図41】小城 試掘調査主郭トレンチ配置図

イ 調査成果

試掘調査では、土師質土器皿片と埴^{るっぼ}片の2点が出土しました。遺構は、土塁法尻に配されたと見られる石列とピットを確認しました。また、石積の背面は軟弱な



【図42】小城 石積立面図・立面写真

盛土であったほか、曲輪の築造に段階がある可能性が見出されました。主郭内での限定的な調査であったため、その他の埋没遺構についての詳細は不明です。

石積測量調査では、主郭を巡る鉢巻状の石積は、厚みのある平石を横目地を通しながら垂直に積み上げ、高さは1～1.3メートル程であることが分かりました。石材は、母岩の節理に沿って割れた転石か意図的に粗割りしたと見られる角礫を主体とし、一部には河床礫の使用も認められました。

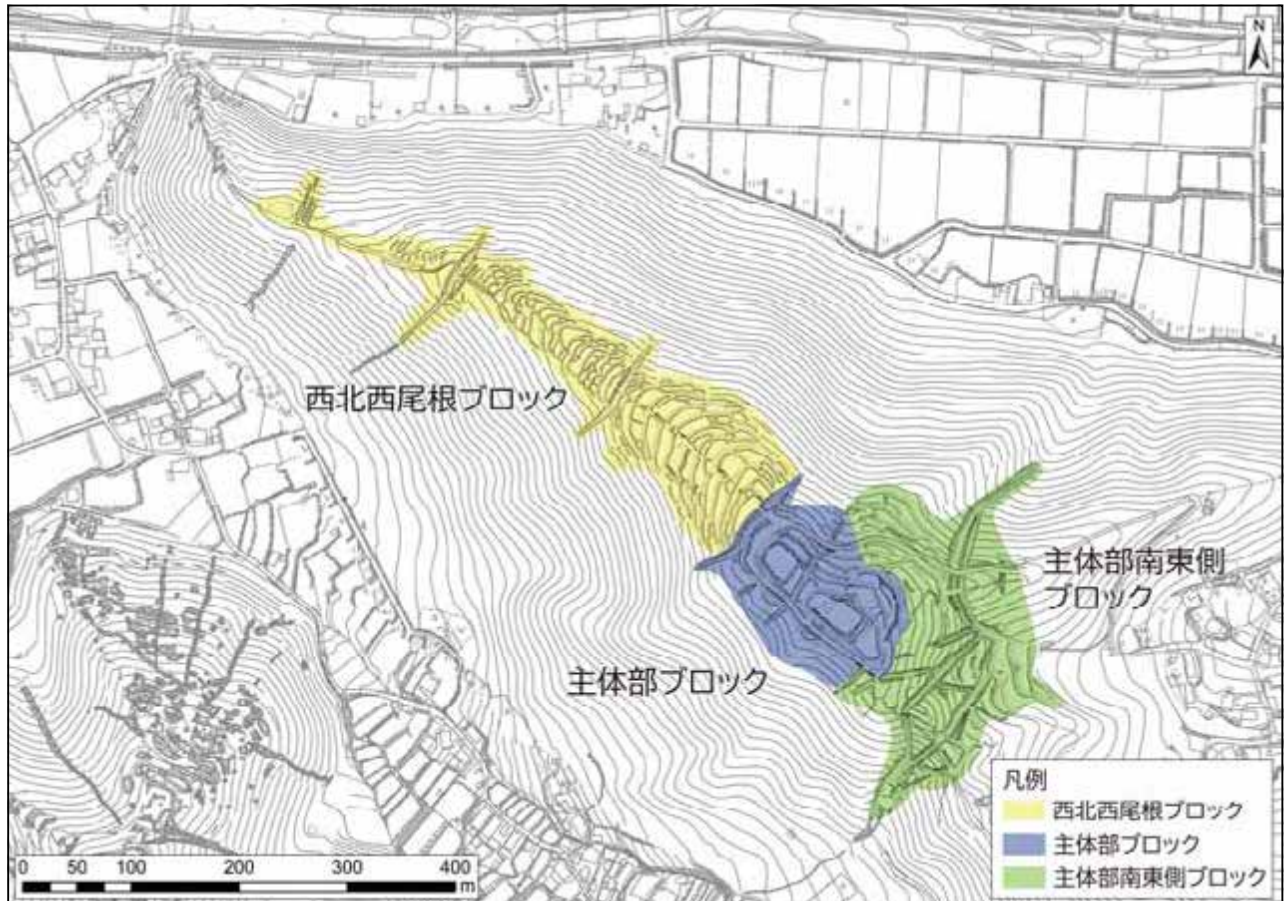
また、崩落防止のため、背面に控積^{ひかえづみ}が行われていることも判明し、一部では、石積を支えるために、単発的に根石を前にせり出したアゴ止め石状の土台石が確認されました。石積の基底面は、場所により高さが異なり、縄張の基本設計に基づきながら地形や造成の都合によって現地合わせを行っていることが推察されました。

石積の石材鑑定では、小城の石積に用いた石材は、大城と同様に内村層を貫く火山由来の花崗閃緑岩を主体とすることが分かりました。その多くは山中で調達されたものと考えられますが、河床礫は意図的に山麓から運び上げられたものと見られます。

3 構造

(1) 大城

大城は、標高 844 メートルに主体部を構える山城です。城域は、約 1 キロメートル × 400 メートルに及び、東城山遊歩道登り口との比高差は約 200 メートルあります。



【図 43】大城 遺構区分図

主体部及び一部の曲輪には石積が見られ、尾根を分断する堀切のほか、主体部西北西に延びる尾根上には、無数の曲輪群が展開し、防御を固めています。

ア 西北西尾根ブロック

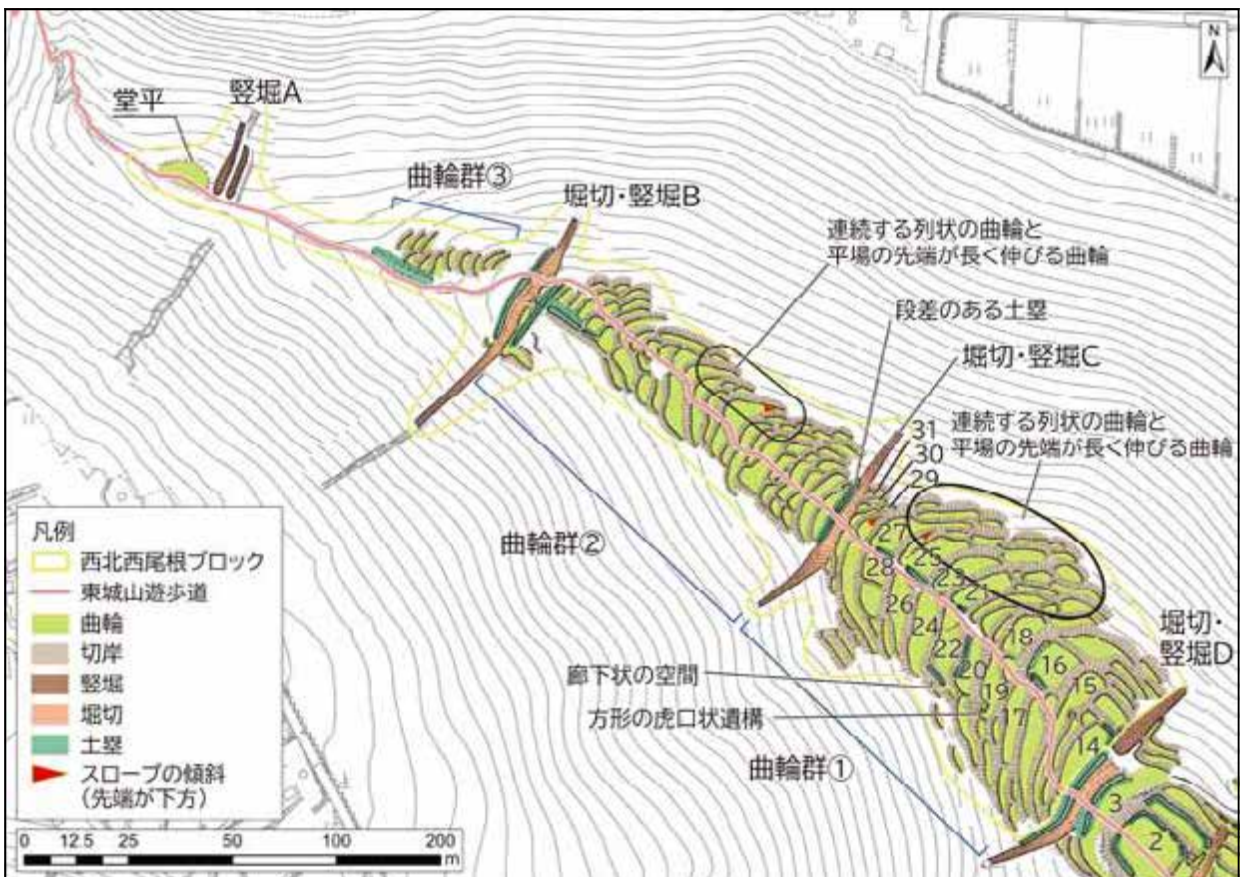
このブロックは、堀切・豎堀Dより下位の西北西尾根に展開する遺構群で、尾根沿いに築かれた切岸を伴う曲輪で構成されています。曲輪群は、堀切・豎堀B、Cを境に三分され、曲輪群①の方が曲輪群②よりも個々の曲輪の面積が大きく、切岸も高く勾配が急になっています。また曲輪群③は、不明瞭な小曲輪が堀切・豎堀B寄りに認められるほかは、ほとんど遺構が認められません。

堀切・豎堀B、Cは、尾根上の堀切と豎堀がつながり、一体となっています。豎堀は、斜面の傾斜が緩い南側が長く掘られており、斜面からの敵の侵入を遮断しています。また、堀切・豎堀B、Cは、土塁が併設されており、堀内の法面が高くなっているほか、堀切・豎堀Cに並走する土塁には、段差が見られます。

石積は曲輪16の南西側法面に確認されています。石積は安山岩を材料とし、上端部に鉢巻状に積み重ねられています。なお、石積が用いられた曲輪16は、方形に造られており、他の西北西尾根ブロックの曲輪（三日月状）と形状が異なっています。

曲輪21、25、27 端部（遊歩道側）には、土塁状の盛り上がりが見られ、曲輪の区画又は昇降のためのスロープとして用いられた遺構の可能性があります。

曲輪22の南端には、土塁と曲輪20に挟まれた廊下状の空間が、曲輪19に残る方形の虎口状遺構とスロープ状遺構で接続されています。これは城内通路の遺構である可能性があります。廊下状の空間の西側下位にある曲輪は、後述する大嵩崎側



【図 44】大城 西北西尾根ブロック遺構現況図

(南西支尾根)からの想定通路と接続する可能性があります。

尾根に広がる三日月状の曲輪は、端部が長く伸びているものがあり、一部がスロープ状に下がっています。端部の上下には、細長い列状の曲輪が見られ、これらを折り返すことで曲輪間の移動が容易になることから、城内通路遺構の可能性が考えられます。また、スロープ状遺構が確認されていないところでも、細長い列状の曲輪をたどることで、事実上のスロープとして機能していた可能性があります。

イ 主体部ブロック

このブロックは、内外に石積を伴う土塁で囲まれた主郭（曲輪1）を、更に土塁を伴う帯状の曲輪が取り囲む形で構成され、主郭と曲輪2は堀切・豎堀Eにより分けられています。主体部北東側は、傾斜が緩いため、曲輪を雛壇状に造成し、切岸と併せて防御を図っています。

堀切・豎堀Dは、西北西尾根と主体部を遮断する役割を持ち、堀切・豎堀B、Cと同様に土塁が伴っています。現在、北東側と南西側の2か所が土橋状になっていますが、いずれも後世の改変によるものと考えられ、主体部への導入方法は不明です。曲輪2の南東にある土塁は、上面が曲輪状に広がっており、何らかの施設が設けられていた可能性があります。この土塁上空間は段差が見られ、北東側にはスロープ状の土塁が設けられています。堀切・豎堀Eは、主郭と曲輪2の間を通り、石積を伴う土橋が架かっています。土橋は、後世の改変によるものと考えられますが未調査のため詳細は不明です。

主郭は、大城最大の面積を持つ曲輪で、三方に土塁が残り、北東部と南西部に出入口の可能性のある土塁開口部が見られます。広大な主郭にどのような施設があったかは不明です。



【図 45】大城 主体部ブロック遺構現況図

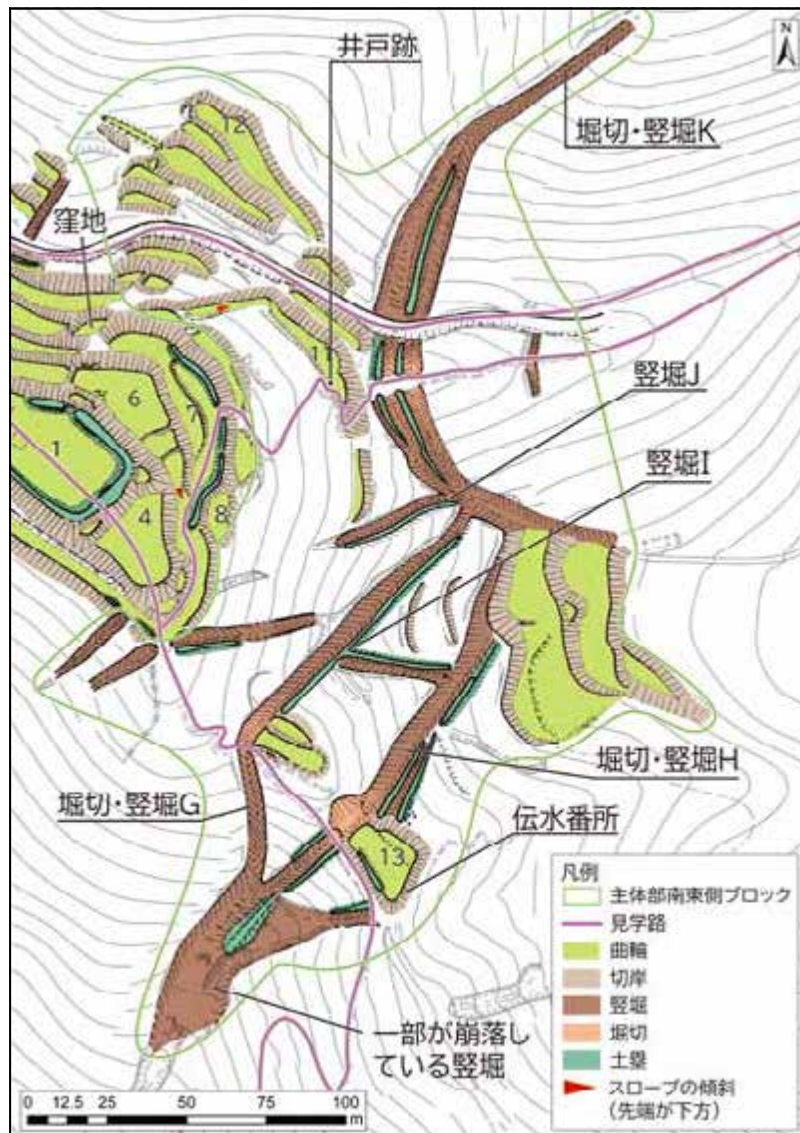
曲輪7は、井戸跡（化粧井戸）のある曲輪11からの侵入に備えた大規模な虎口遺構と考えられていますが、見学路が通る土塁開口部は、往時のものか定かではなく、曲輪11からの城内通路は不明です。

石積は、主郭と曲輪4で見られます。いずれも2段程度の石を平積みしており、土塁や法面の上部を鉢巻状に積んでいます。また、曲輪4、6、9、10には、切岸下方にずり落ちた石や転石が多く確認できます。

ウ 主体部南東側ブロック

主体部から「水番所」と伝わる曲輪13にかけて延びる南東尾根は、高低差はあるものの勾配が緩いため、高さのある切岸や1～3重の堀切・豎堀を複合的に配置した防御施設が築かれています。堀切・豎堀Kは、南東側で豎堀I、Jと合流しており、旧小笠原氏支配領域の山城に共通する特徴的な構造である「途中で合流する豎堀」が確認できます。また、合流している堀切・豎堀Gと堀切・豎堀Hの南西側の豎堀には、豎堀内の土砂が地滑り状に崩壊していると思われる範囲があり、今後の遺構の保存に留意が必要です。

曲輪11北西端から曲輪7の東側下段の曲輪にはスロープ状遺構があり、城内通



【図46】大城 主体部南東側ブロック遺構現況図

路遺構の可能性があります。スロープ状遺構の先にある窪地は、主郭北側の土塁開口部と石積遺構の直下になることから、出入口に関連する遺構の可能性があります。

エ 城内通路

現在使用している遊歩道及び見学路は、『文政3年慈眼寺論所立会絵図』に記載が見られ、近世以降に入山辺村と里山辺村の境界ともなったことから、近世以降に成立した可能性が高く、本来の城内通路は不明です。

史跡内には、部分的に戦国期の城内通路を踏襲している可能性のある遺構が残りますが、全体像が不明であり、遺構間の接続等が明らかにできません。また、遺構は、近世以降の山道の可能性も否定できないことから、現段階では城内通路を特定することができません。

前述した遺構から想定される城内通路の概要を下記のとおり示しますが、検証が不十分であるため、継続した城内通路調査の実施が必要です。

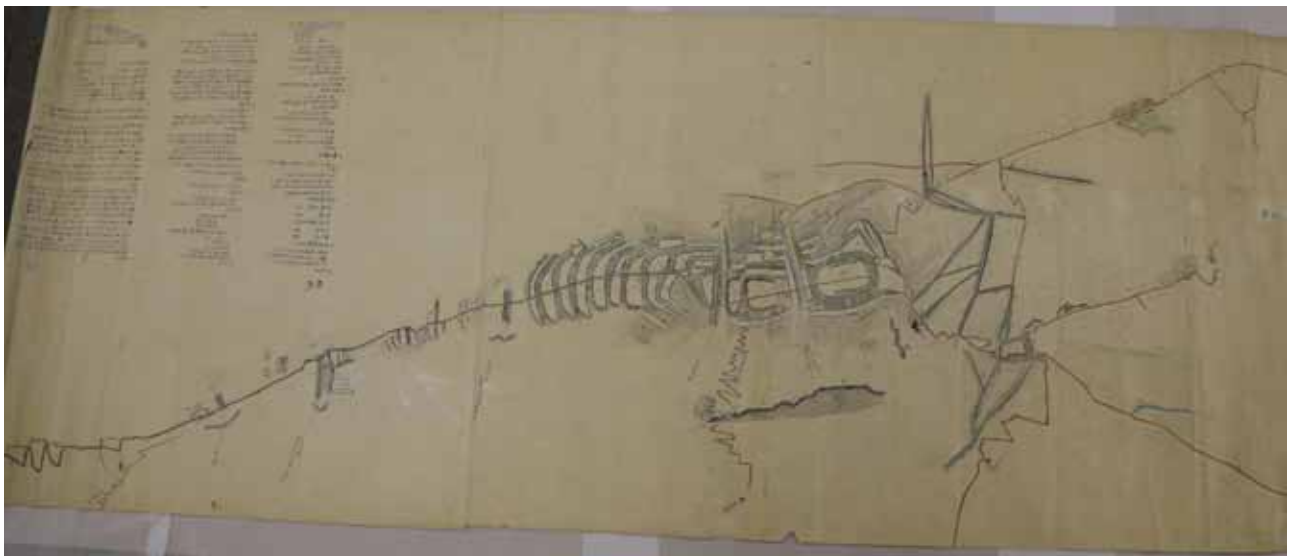
(ア) 金華橋側からの通路

城内通路は、三日月状の曲輪端部の上下に位置する細長い列状の曲輪を折り返したり、スロープ状遺構を通りながら主体部に至ったことが考えられます。途中にある堀切・豎堀については、架橋施設が確認できておらず、引橋等により渡った可能性があります。堀切・豎堀Cは、土塁の段差部分から渡った可能性があります。また、曲輪19、22にかけては、土塁と曲輪20の切岸に挟まれた廊下状の空間(B)から曲輪19の虎口状遺構(C)への接続が想定され、明瞭に残る曲輪25のスロープ状遺構(A)も城内通路の可能性があります。

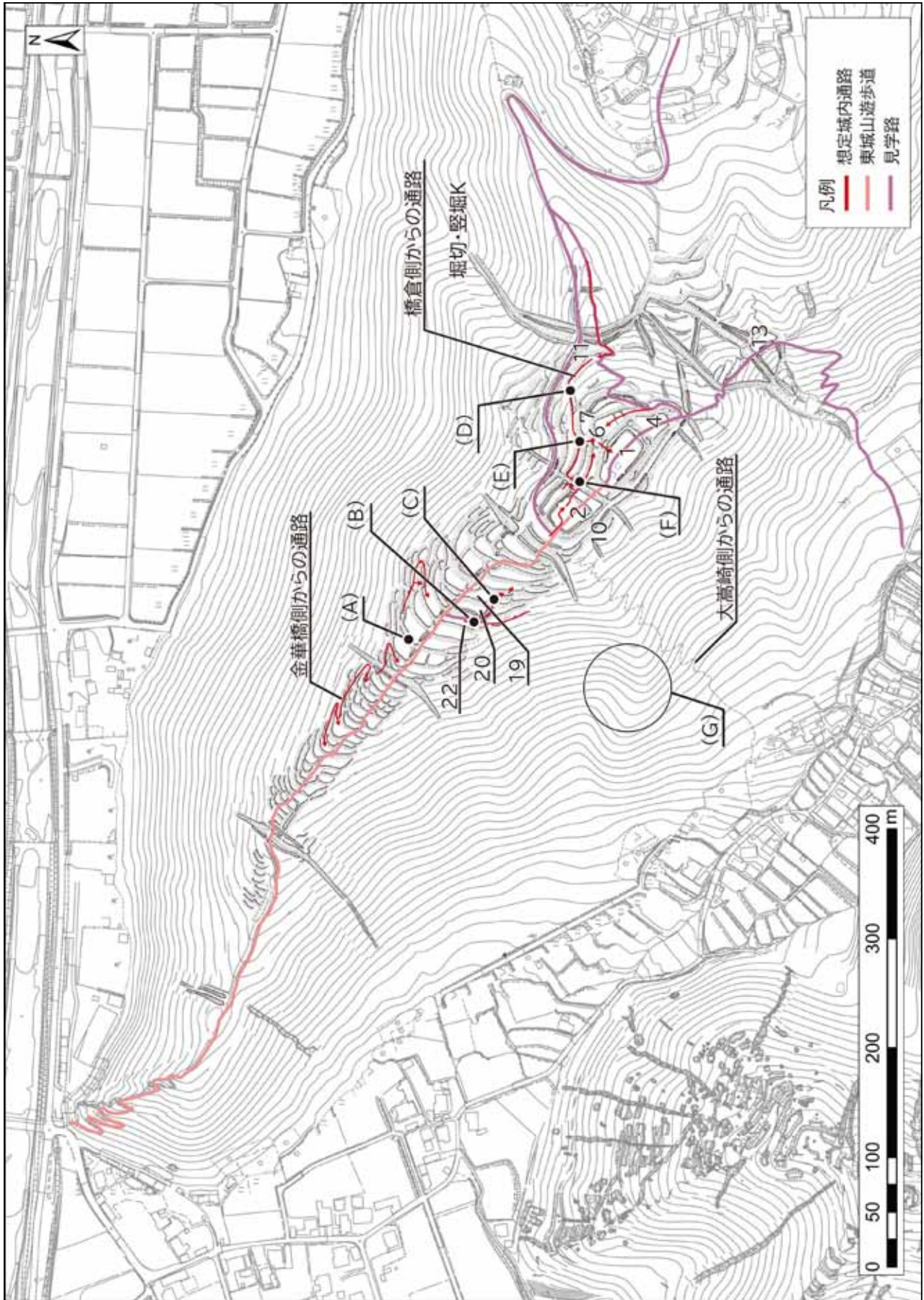
しかし、遊歩道沿いにも遊歩道に沿って東西に伸びる土塁状の盛土や石積が残ることから、遊歩道が城内通路を踏襲している可能性があります。

(イ) 橋倉側からの通路

橋倉集落側から主体部までは、堀切・豎堀Kから曲輪11(井戸跡)を經由し、



【図47】大城 昭和11年見取図(松本市立博物館蔵)



【図48】大城 想定城内通路図

スロープ状遺構（D）を通り、窪地（E）から梯子等で曲輪7へ至るルート、窪地（E）を通過し、スロープ状遺構（F）を通り曲輪7へ至るルートが考えられます。

（ウ）大嵩崎側からの通路

大嵩崎側から主体部までは、主郭の南東側に登っていく見学路が通っていますが、かつての城内通路かは不明です。

なお、大嵩崎側は、武田氏侵攻以前の段階において、小笠原氏の山麓拠点があったと推定されることから、麓との連絡のための通路があったと考えられます。主郭の南西支尾根（G）には、小さい曲輪状の削平地があることから、大嵩崎側への城内通路がある可能性があります。主体部までの通路については、昭和11年見取図に南西支尾根（G）付近を通り、曲輪10へ直接登る道が図化されていますが、急傾斜で明瞭な遺構が確認できません。一方、廊下状の空間（B）の西側下位にある曲輪からは、テラス状の曲輪を経由することで南西支尾根に至ることができます。しかし、通路が不鮮明であることから、城内通路遺構かは不明です。

（エ）その他の通路

曲輪13から廣沢寺山方面への通路がありますが、城内通路かは不明です。

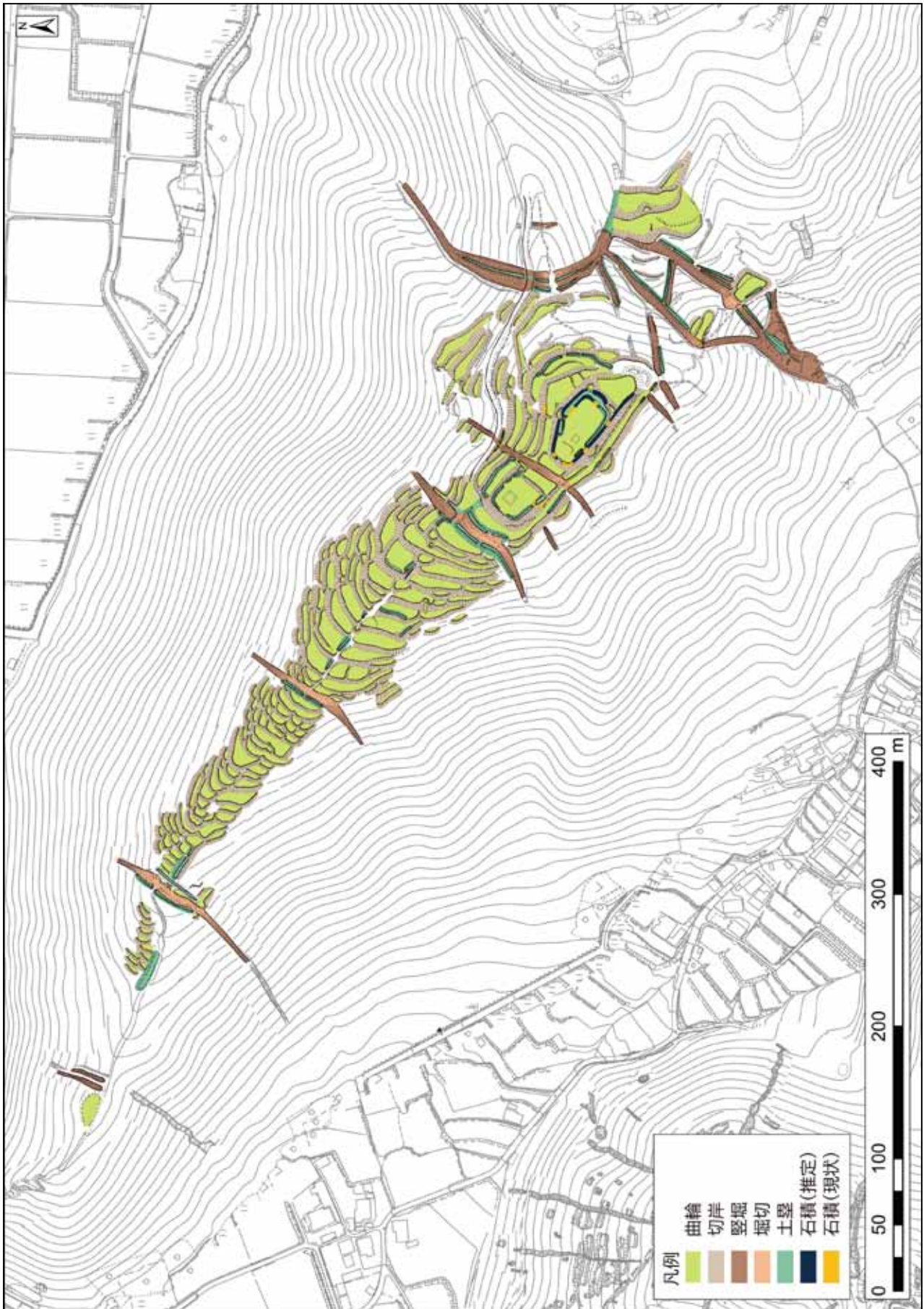
オ 車道開削による改変箇所

車道開削前（昭和11年（1936年））に描かれた大城の見取図（図47、図50）によると、曲輪3は、車道が通る北側が閉塞され、スロープにより曲輪2の北側の曲輪に接続しています。また、堀切Dの北側の土橋状の遺構がなく、土塁を伴う竖堀が描かれています。

曲輪4の東から南側に広がるテラス状の遺構は確認できず、車道開削時に造られたものと考えられます。堀切Eも、その際に埋められたようです。

カ 石積

主郭（曲輪1）の北側土塁の内側、西端外側法面、曲輪16の南西側法面などには、石積が断片的に残ります。大城の石積は小城と比較すると、高さが低く、土塁の内外に確認できるのが特徴です。石材は、曲輪16南西側法面と主郭周辺で材質が異なり、石材の統一をせず、付近の石を用いて造られたと考えられます。表面観察では、いずれも平石を布積にし、法面の上部に鉢巻状に築いています。他にも土塁の所々に石材が露出している箇所や、前述のとおり転石が多く確認できることから、少なくとも主郭及び曲輪2、4については曲輪と土塁に石積が巡っていたと考えられます。転石等は、破城によるものかは不明です。



【図49】大城 遺構復元図

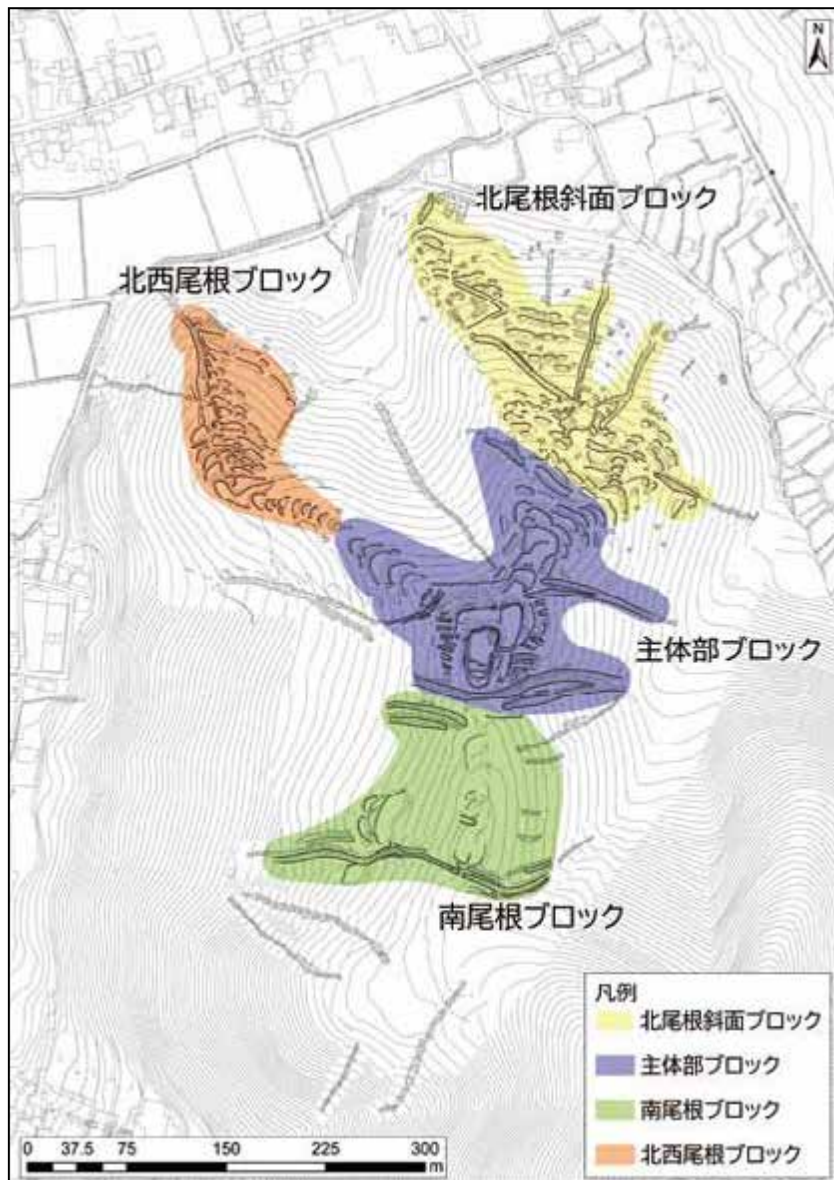


【図50】大城 遺構復元図（主体部）・昭和11年見取図（部分：松本市立博物館蔵）

(2) 小城

小城は、標高 774 メートルに主体部を構える山城で、北麓との比高差は約 150 メートルあります。主体部には石積が見られ、主郭（曲輪 1）の東西斜面には、畝状^{うね}縦堀があります。

主郭の南側は、堀切によって尾根を分断し、北尾根や北西尾根には、大城と同様に曲輪群が展開しています。



【図 51】小城 遺構区分図

ア 主体部ブロック

このブロックは、長方形の主郭（曲輪 1）と、それを北側からコの字形に取り囲む曲輪 2 を中心に展開しています。主郭は、四方を土塁に囲まれ、特に尾根後方に当たる南辺の土塁を高くしています。現在、主郭には、東辺中央（曲輪 2 南端の土塁上）から入りますが、本来の出入口であるかは不明です。また、東西斜面には畝状縦堀を配して斜面上の横移動を妨げています。

曲輪 2 の内部は東西 2 段に造成され、段差の北縁には出入口と見られる土塁開口

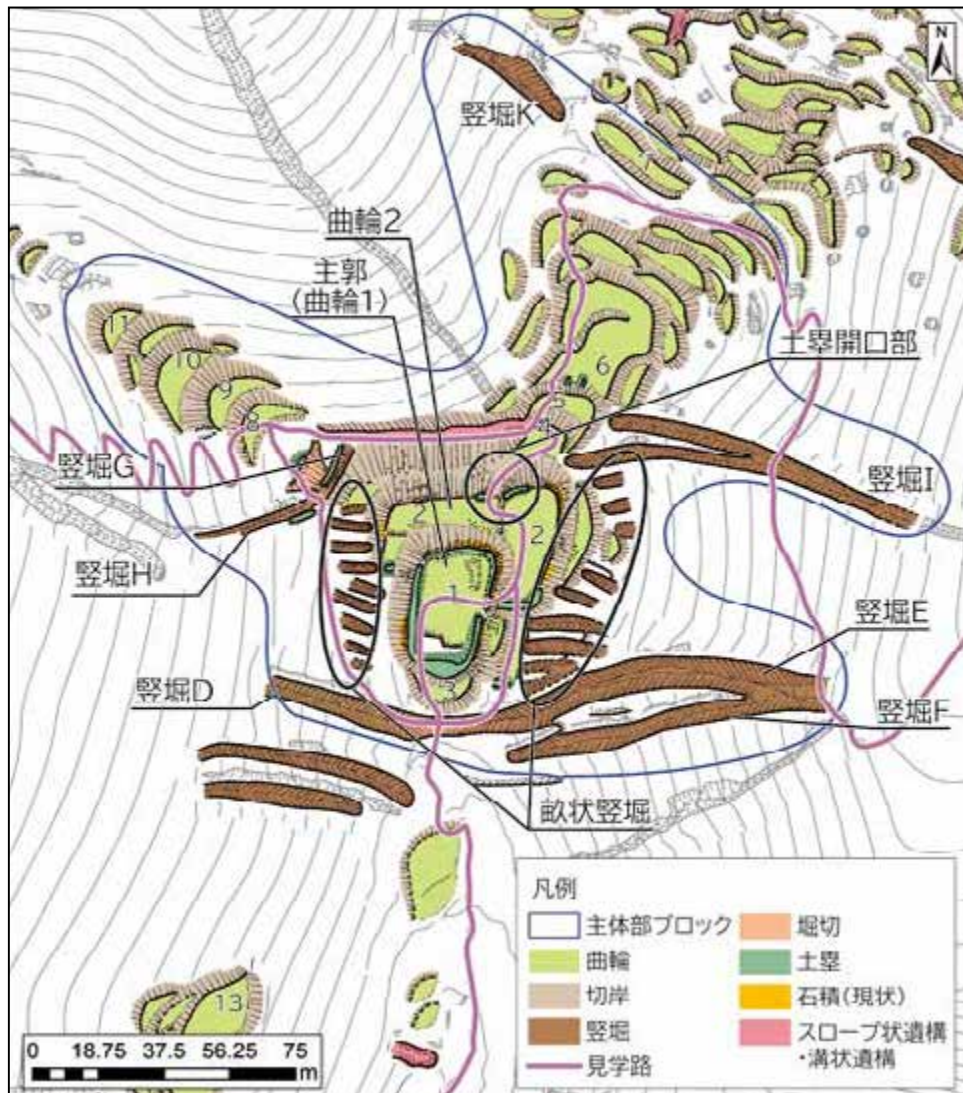
部があり、曲輪4からここを通過すると、石積を巡らせた曲輪を正面に仰ぎます。

豎堀G、Hは、北側に位置する豎堀Gの方が短く、豎堀Iとともに尾根を完全には断ち切っていません。これは尾根を断ち切る南側の様相とは異なっています。また、豎堀G付近からスロープ状遺構が曲輪4まで続いています。この遺構は、曲輪2から見下ろされ、圧迫される構造であることに加え、豎堀Gが自然地形ではなく、通路を迎え入れるために意図的に短くなっている様子が見えることから、城内通路遺構の可能性ががあります。

曲輪6の直下、北尾根に展開する曲輪群は、北に続く北尾根斜面ブロックに比べて急勾配で高い切岸を有しています。

北西尾根の曲輪8～11は、細い尾根の稜線部に余すところなく曲輪を配置し、前面には急傾斜で高い切岸を削り出しており、北西尾根からの進入を壁によって遮断しています。

石積は、主郭と曲輪2の外周に確認され、法面上部に鉢巻状に築かれています。曲輪2や曲輪2東下方と南側の曲輪に、転石が多く確認されています。



【図 52】小城 主体部ブロック遺構現況図

イ 北西尾根ブロック

このブロックは、比較的傾斜の緩い尾根上に曲輪群が展開します。尾根の屈曲部にある馬蹄形の曲輪 12 より下方では、道を思わせるような溝状の地形が稜線上を走り、それに沿って曲輪が多数配置されています。曲輪 12 より上方は、輪郭が不明瞭で背面の切岸が低い曲輪が連なり、その上方に続く主体部ブロックの曲輪 8～11 とは対照的な姿を見せます。



【図 53】 小城 北西尾根ブロック遺構現況図

ウ 北尾根斜面ブロック

北尾根は、途中で東西（東稜線、西稜線）に分岐し、麓まで続きます。

このブロックは、西稜線に沿って「之」の字形に下方に延びるスロープ状遺構と、緩い谷空間に確保された比較的広く切岸の低い難壇状の曲輪群のおおよそ二つの遺構群からなります。

スロープ状遺構は、西稜線の小規模な曲輪群から見下ろすことができ、末端は不明ですが、山麓付近まで続きます。また、スロープ状遺構を通り、竪堀Mを越えた空間の上部（南側）に溝状の遺構が確認でき、ここから上部空間への進入ができることから、城内通路遺構の可能性ががあります。

東稜線の竪堀J上部付近は崩落したと見られ、周辺の曲輪の一部が欠落していると見られます。



【図 55】小城 南尾根ブロック遺構現況図

(ア) 北尾根からの通路

北尾根には、西側の稜線に沿ってスロープ状遺構（A）が山麓に向かって伸びており、前述のとおり、通路の可能性が考えられます。（A）は竖堀Mの上端部を越えて（B）の空間に入り、上部（南側）にある溝状遺構（C）から竖堀Kと曲輪7の間を通り、曲輪6、5、4を經由して虎口（D）から曲輪2へと入る通路が想定されます。

(イ) 北西尾根からの通路

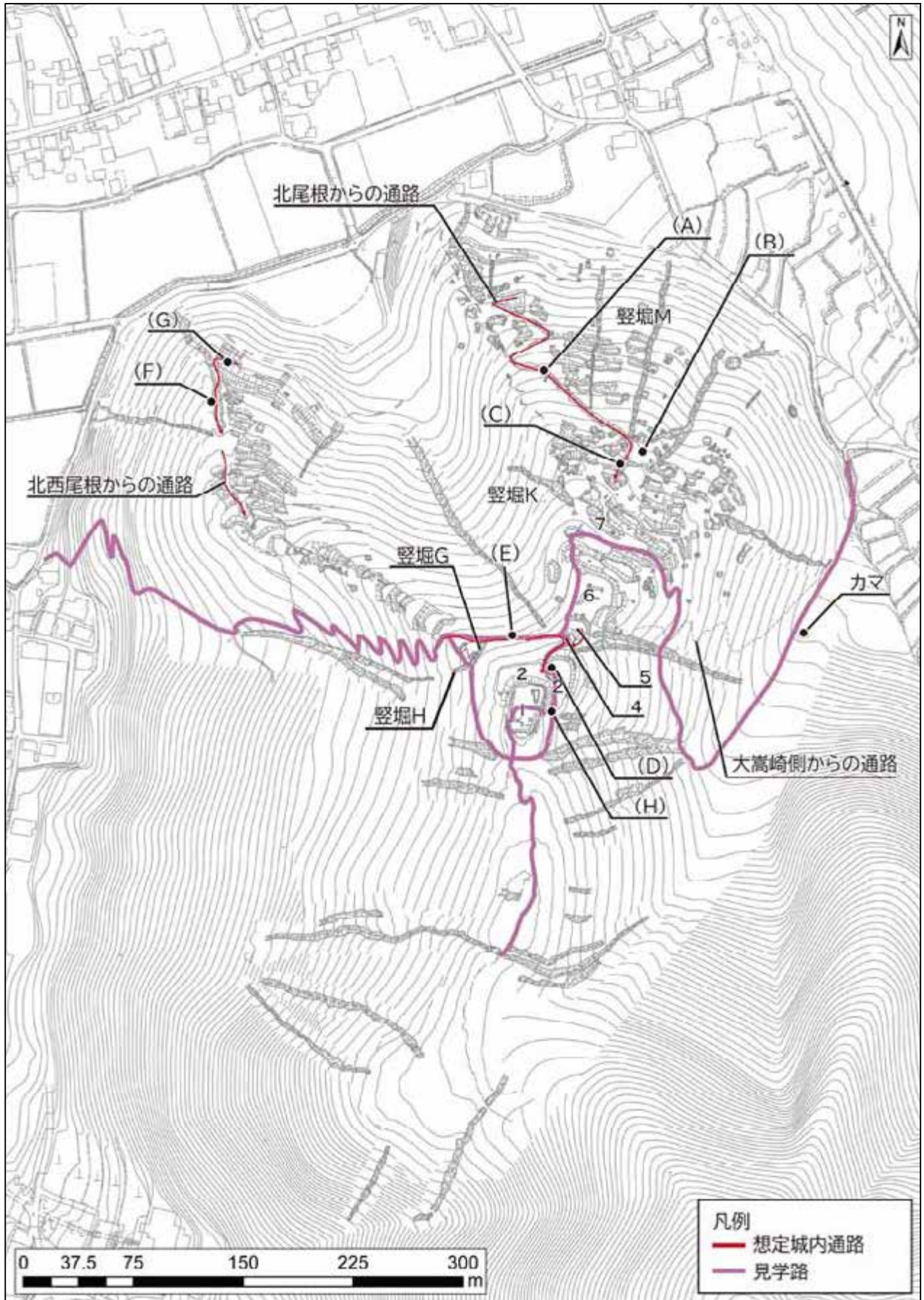
曲輪2の下方（北側）には、前述のとおり城内通路の可能性のあるスロープ状の遺構（E）が確認されています。ここにつながる城内通路は、北西尾根に残る溝状遺構（F）とスロープ状遺構（G）が考えられます。山麓部の様子は、崩落により不明です。

(ウ) 主郭周辺

曲輪2から主郭へは、曲輪2の南東端にある土塁（H）から上がっていますが、主郭で行った発掘調査で虎口と思われる遺構が確認できず、本来の城内通路は不明です。

(エ) その他の通路

昭和11年（1936年）に描かれた小城の見取図（図57）によると、前述の北尾根及び北西尾根からの通路のほかに、大嵩崎側から登る通路（現在の見学路とは異なる。）が確認できます。大嵩崎側には、小笠原氏の山麓拠点が想定されるほか、井戸跡の伝承が残る「カマ」があることから、通路が存在した可能性があります。



【図 56】小城 推定城内通路図

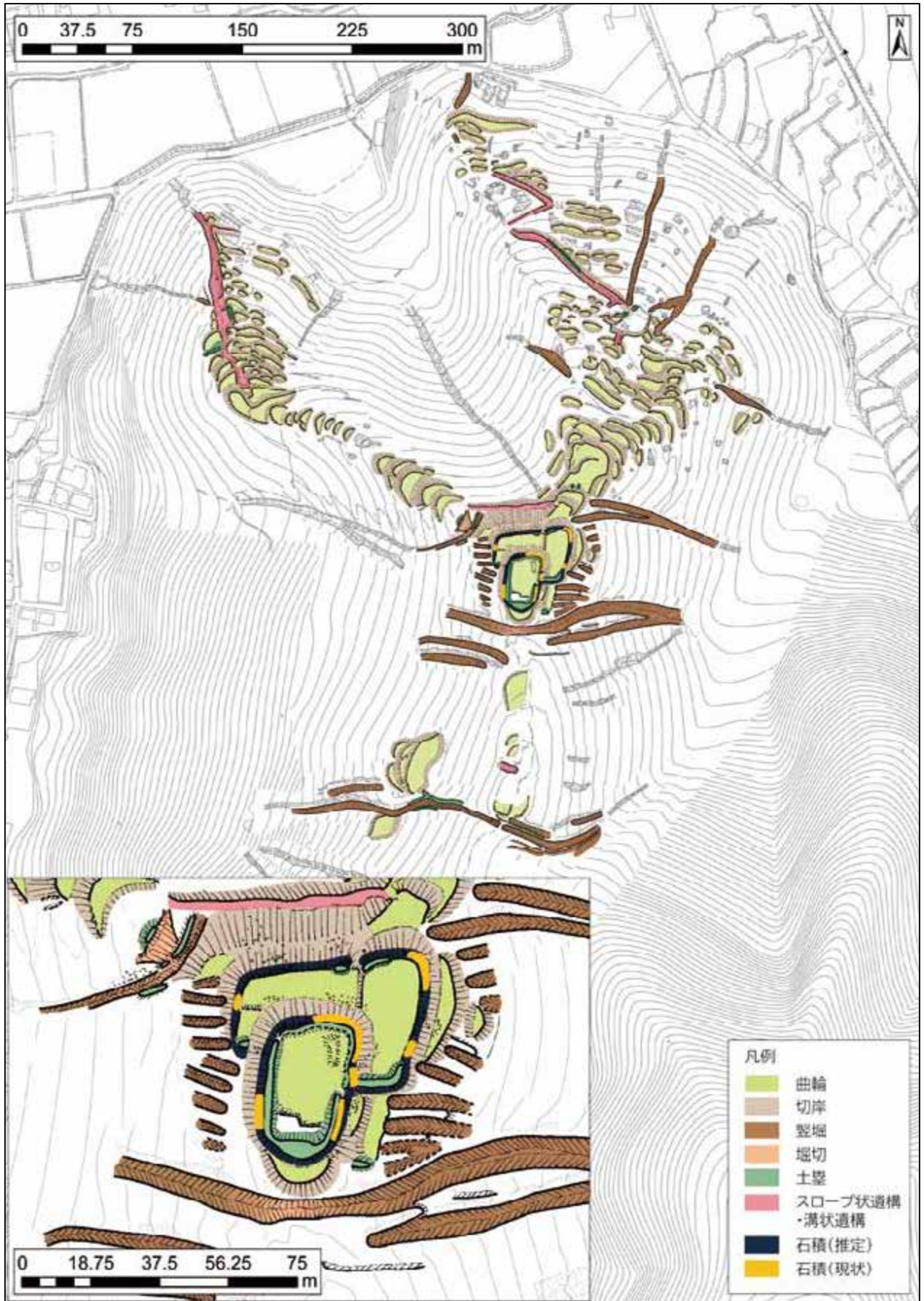
カ 石積

主郭と曲輪2を鉢巻状の石積が巡っています。埋没しているものや崩落したところもあり、未調査のため全貌は不明ですが、前述の転石の状況等から主郭と曲輪2の外周を石積が全周していたと考えられます。転石は、破城によるものかは不明です。

主郭の石積の高さは、おおむね1～1.3メートル程でほぼ垂直に積まれ、隅角部を造らずに連続させた積み方をし、背面構造に控積が確認されるなど、松本市域の山城に見られる石積の特徴をよく表しています。



【図 57】 小城 昭和 11 年見取図（松本市立博物館蔵）



【図 58】小城 遺構復元図

4 大城の現状

(1) 保存の現状

ア 遺構の保存

遺構は明瞭に残りますが、落ち葉や土砂の堆積も加わり、堀切や切岸など本来の形状が分からなくなっている遺構が見られます。

石積は、多くが崩落又は埋没しており、残存する石積も、周囲にある樹木の根による押し出しが懸念されるほか、倒木による毀損のおそれがあります。石積の現状記録及び詳細調査等はありません。

土塁等の遺構上や周辺に生育している樹木は、遺構の保存に悪影響を与えています。また、近年は松枯れによるアカマツの面的な枯損が生じており、枯損木の倒木により、土塁の毀損が発生しています。

見学路が通過している遺構は、見学者等の通行により地面が削られ、土塁等の遺構の毀損が生じている箇所があります。東城山遊歩道は、歩道が水路化して洗掘(雨水による地盤の浸食)が生じ、遊歩道が通過している曲輪や土塁等の遺構や自然地形の毀損が見られます。洗掘が著しい箇所では、1メートルを超える深さが浸食されており、歩きにくくなった歩道の脇を見学者が通行し、更に毀損が広がっている箇所もあります。

後述のように主体部付近まで車道が開削されており、車両やマウンテンバイク等の進入による遺構への影響が懸念されます。

イ 地形の保存

大城は急傾斜な山林にあり、大半が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。また、一部は保安林(土砂流出防備保安林)に指定されており、土砂流出を防ぐための治山施設も設けられています。史跡の北側の市道に、史跡の急傾斜の斜面からの落石が生じている箇所もあります。

ウ 遺構の改変

西北西尾根先端の堂平には、麓にあった真言寺院の慈眼寺(廃仏毀釈により廃寺)の観音堂が建てられていました。主体部周辺は、後世の改変と思われる石段や、石積を伴う土橋が確認できますが、本来の城郭遺構と混同されています。

また、かつて主郭にあったとされる古峯社と蚕影社の合殿(「小祠創建願」明治13年(1880年)、以下「神社跡」という。)による改変もあると考えられます。昭和30年代に主郭東側直下まで車道が開削され、遺構の一部に改変が見られます。

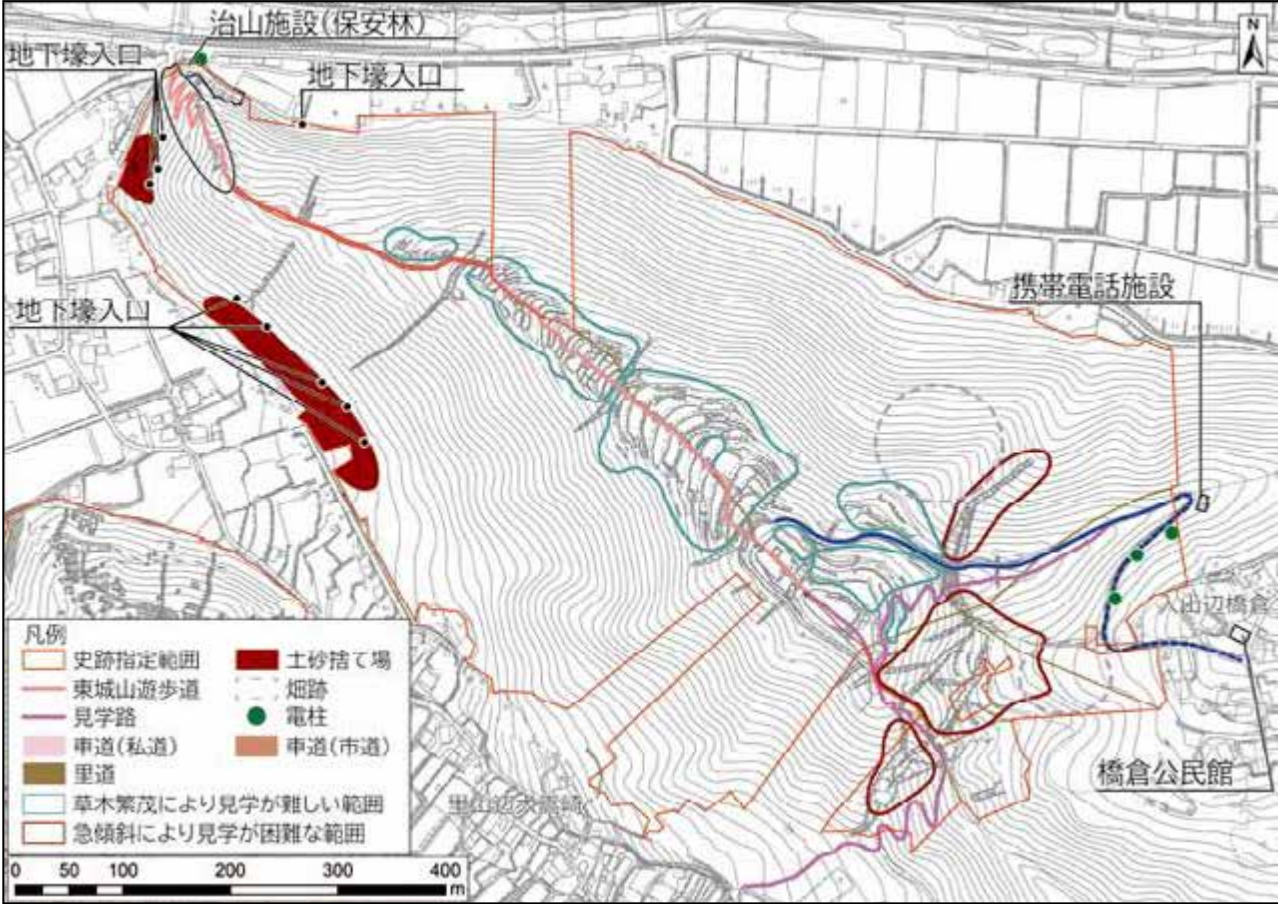
山麓部は、第2次世界大戦時に造られた軍需工場の遺構が確認されており、地下壕への入口跡、採掘時の土砂捨て場が残ります。また、山腹には桑畑として利用された箇所があります。

(2) 活用の現状

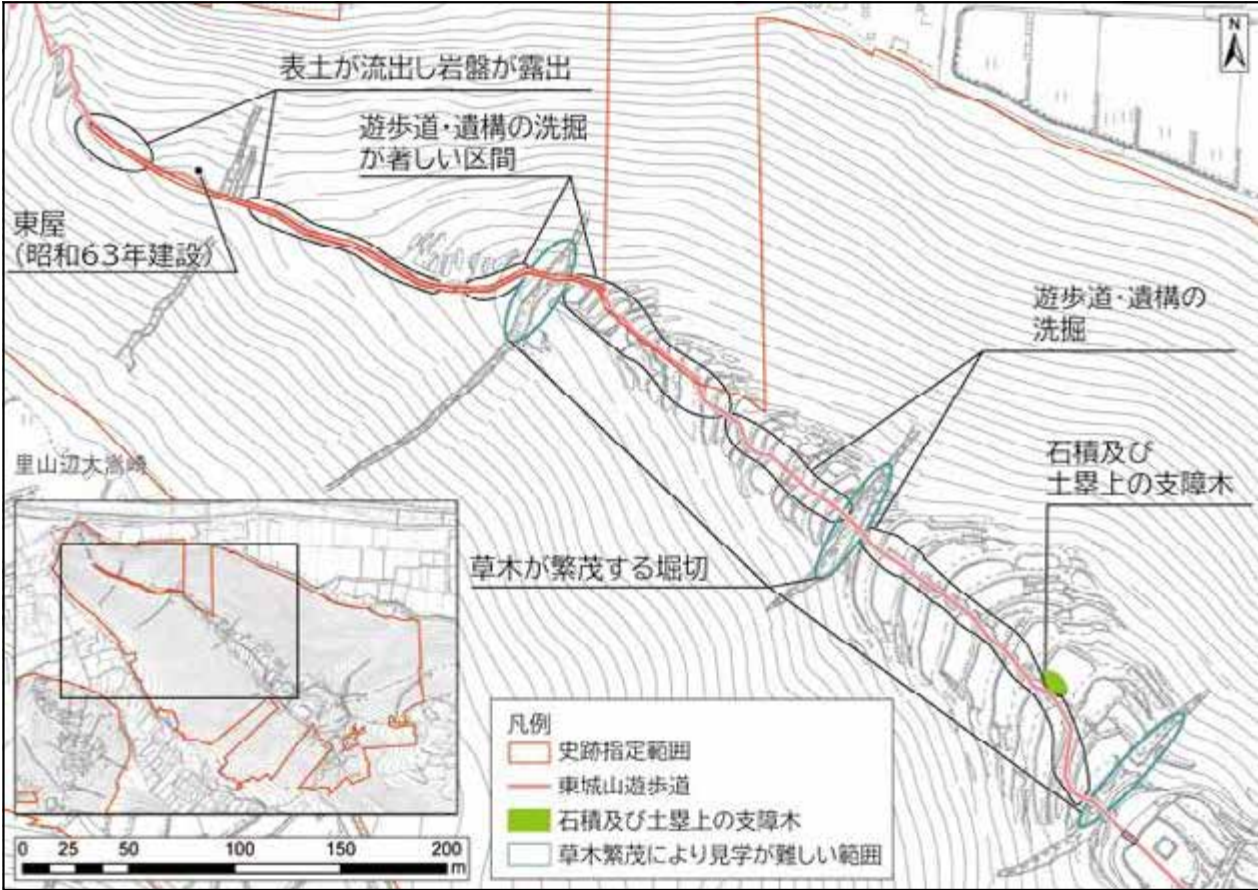
主体部付近まで車道が開削され、観光用に遊歩道も設置されていることから、比較的容易に登れる山城として、様々な年齢層の方が登っている光景が見られます。

ア サイン類

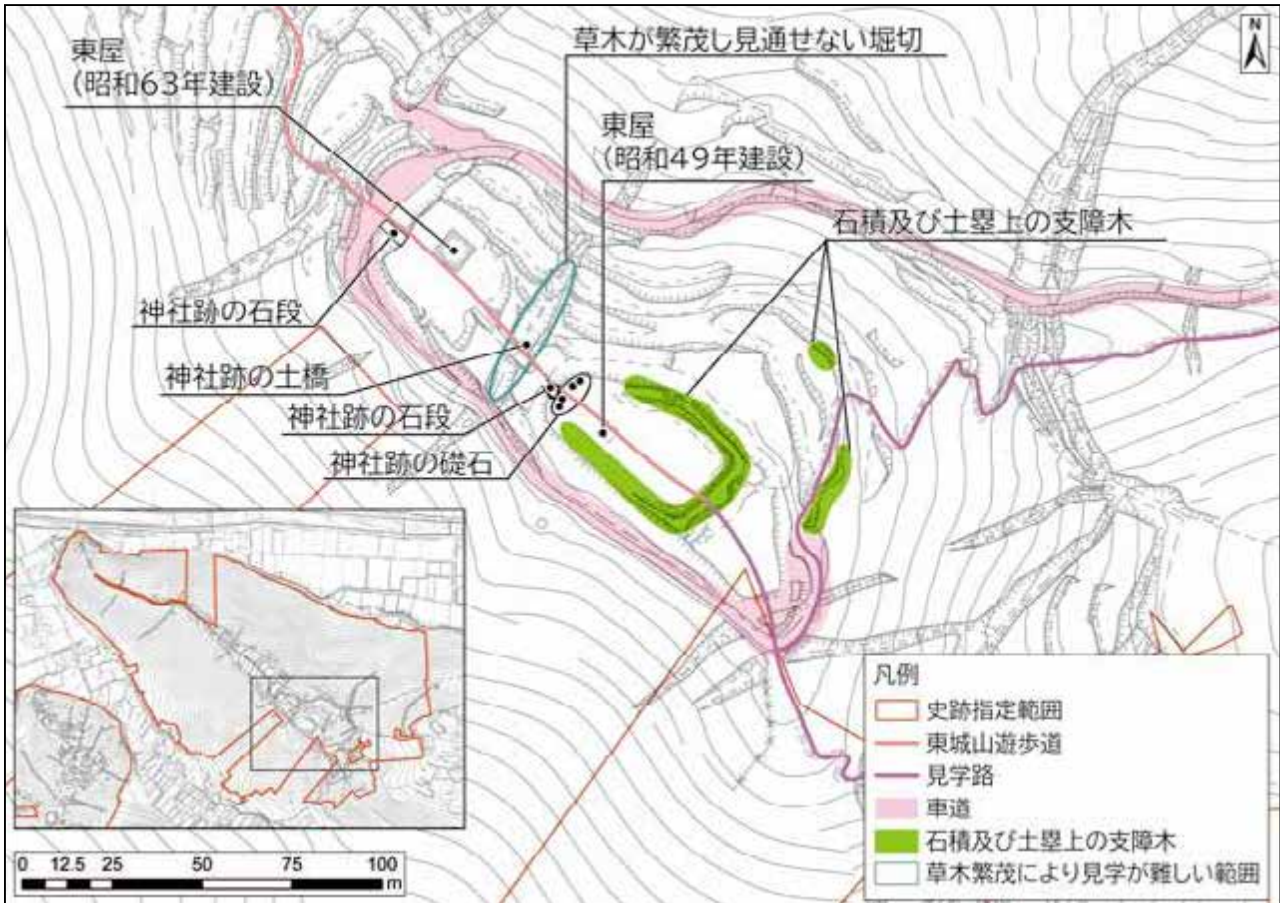
史跡やその周辺には、見学ルートや史跡の内容を表示するサイン類が、地元団体や松本市によって設置されていますが、全体的に不足しており、一部に劣化も見ら



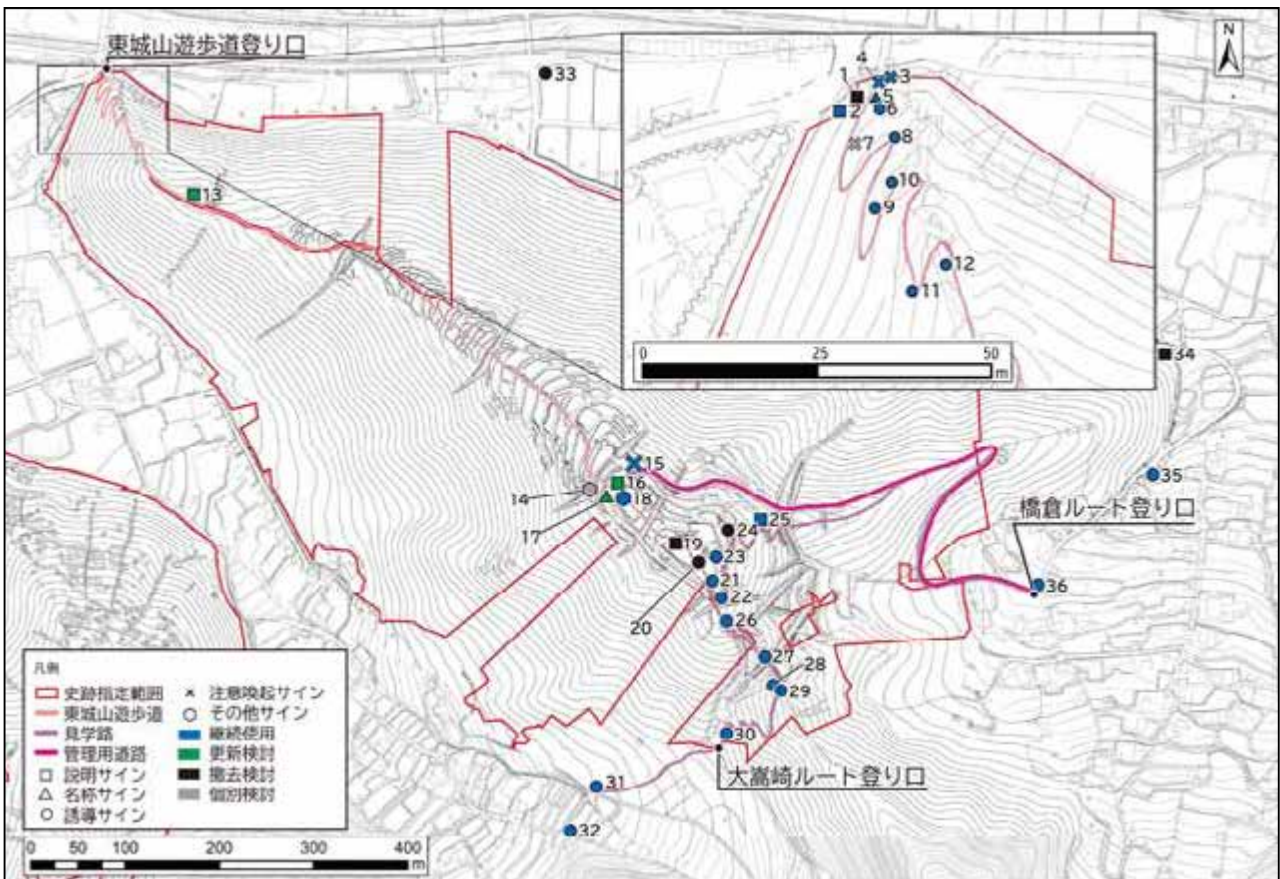
【図 59】大城 保存及び活用現状図



【図 60】大城 保存及び活用現状図 (西北西尾根ブロック)



【図 61】大城 保存及び活用現状図（主体部及び主体部南東側ブロック）



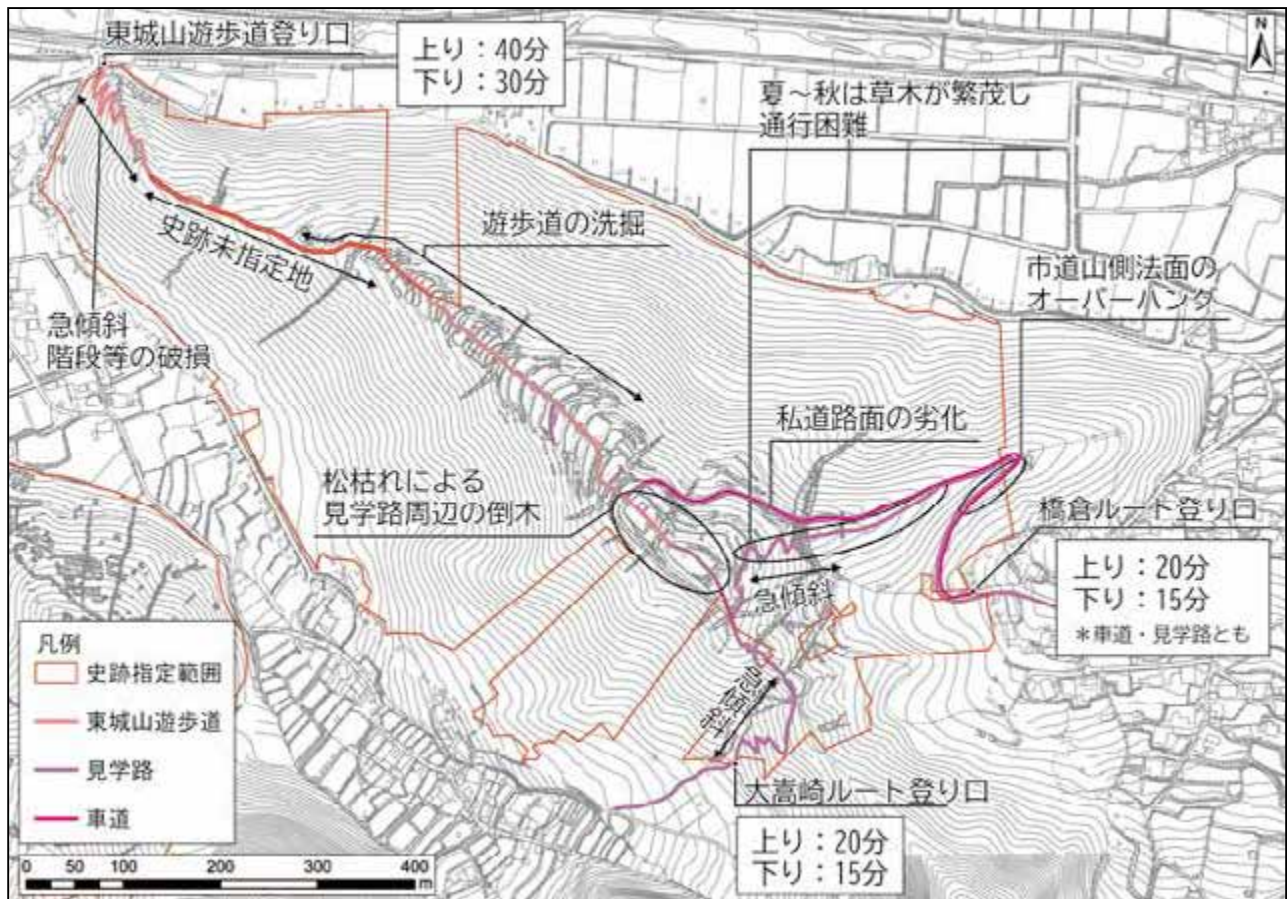
【図 62】大城 既存サイン類位置図

方針	種類 (設置者)	内容			
継続使用	説明 サイン (地元)	 2 林町会「歴史の里」 散策マップ	 25 化粧井戸	 6 林村「山の神社」跡 説明板	
	誘導 サイン (松本市)	 8 ルート案内矢印	 9 ルート案内矢印	 10 ルート案内矢印	 11 ルート案内矢印
		 12 ルート案内矢印			
	誘導 サイン (地元)	 5 登り口表示	 21 大嵩崎ルートのご案内 (林城跡歴史の道)	 22 化粧井戸への案内 (林城跡歴史の道)	 23 化粧井戸への案内 (林城跡歴史の道)
	誘導 サイン (地元)	 26 大嵩崎ルートのご案内 (林城跡歴史の道)	 27 大嵩崎ルートのご案内 (林城跡歴史の道)	 28 大嵩崎ルートのご案内 (林城跡歴史の道)	 29 大嵩崎ルートのご案内 (林城跡歴史の道)
	誘導 サイン (地元)	 30 大嵩崎ルートのご案内 (林城跡歴史の道)	 31 大嵩崎ルートのご案内 (林城跡歴史の道)	 32 登り口案内表示	 35 橋倉ルート案内矢印
	 36 橋倉ルート案内矢印				

【図 63】大城 既存サイン類一覧 1

方針	種類 (設置者)	内容		
継続使用	注意喚起 サイン (地元)			
		3 タバコポイ捨て禁止	4 ゴミ捨て注意喚起	15 不法投棄禁止
	その他 サイン (地元)			
		18 「松風亭」標柱 (東屋)		
更新検討	説明 サイン (松本市)			
		13 遺構説明	16 史跡概要説明	17 史跡標柱
撤去検討	説明 サイン (松本市)			
		1 大城概要説明	19 大城の縄張説明	34 県史跡時の概要説明
	誘導 サイン (地元)			
		20 大嵩崎ルートのご案内 (林城跡歴史の道)	24 化粧井戸への案内	33 橋倉ルート案内矢印
個別検討	誘導 サイン (不明)			
		14 東城山遊歩道 方針：更新		
	注意喚起 サイン (不明)			
		7 山火事注意 方針：撤去		

【図 64】大城 既存サイン類一覧 2



【図 65】大城 見学路現状図（時間は、登り口から主郭までの所要時間）

れます（図 62 から図 64）。地元団体により、史跡への誘導や史跡内の誘導サインはある程度設置されていますが、説明サインが不足しており、見学者が遺構を見ながら史跡や遺構の理解を深めることができません。

イ 見学路・管理用動線

見学路は、松本市が所管する東城山遊歩道及び地域住民等が整備した見学路を使用しています。本計画では、3か所ある登り口からの見学路について、東城山遊歩道登り口からの見学路を東城山遊歩道、橋倉側登り口からの見学路を橋倉ルート、大嵩崎側登り口からの見学路を大嵩崎ルートと呼称します。

(ア) 東城山遊歩道

以前からあった金華橋から主郭（曲輪 1）に至る山道を、東城山遊歩道として整備したもので、前述のとおり本来の城内通路とは異なります。一部は未指定地を通っています。

登り口から主郭までの所要時間は、上り 40 分、下り 30 分です。登り口から堂平までの間は急傾斜が続くため、地元保存団体等により、階段や誘導サインが整備されています。東城山遊歩道は、西北西尾根ブロックに広がる曲輪群や堀切・豎堀等の主要遺構を通ることから、大城の構造を最も理解することができる見学路です。駐車場からも近く、登り口までのアクセスが容易なことから、見学者の多くはここから登っており、講座等でも活用しています。

東城山遊歩道は、雨水等による洗掘が起き、段差が生じたり、表土が失われ、

曲輪等の遺構が毀損している範囲があります。洗掘が激しい箇所は、見学者が本来の遊歩道を避けて歩くことにより、遊歩道の複線化が生じています。また、登り口から堂平までの間に設けられた階段等は破損が見られ、修理が必要です。

(イ) 橋倉ルート

昭和30年代に、橋倉集落から主郭東側直下まで開削された車道です。橋倉集落から携帯電話施設までが市道、残りの部分が私道となっています。市道はアスファルト舗装、私道部分は未舗装で、主郭付近まで車両の乗入れが可能です。市道部分の山側法面にオーバーハングしている箇所があり、風化した真砂土の崩落が見られます。私道部分の路面は凹凸があり、車両通行に支障が生じています。

登り口から主郭までの所要時間は上り20分、下り15分です。見学路は、曲輪3で東城山遊歩道と合流します。他の見学路に比べ傾斜が緩く歩きやすいため、保育園や小学校の遠足での活用が見られます。また、土地所有者の管理用車両の通行のほか、樹木伐採等の山林・史跡管理の工事用車両等の管理用車両の動線となっています。

橋倉ルートには、車道の途中から分岐する見学路（車両通行不可）があります。

登り口から主郭までの所要時間は、上り20分、下り15分です。見学路は、車道分岐後、堀切・豎堀Kを土橋で通過し、井戸跡（化粧井戸）から主郭南東下の曲輪7を経由して主郭に至ります。堀切・豎堀Kから曲輪7までは、急傾斜ですが階段等は整備されていません。また、夏から秋の間は、草木が繁茂し通行が困難になります。井戸跡から曲輪7までは城内通路の可能性のあるスロープ状遺構が確認されていますが、見学路は通過していません。

(ウ) 大嵩崎ルート

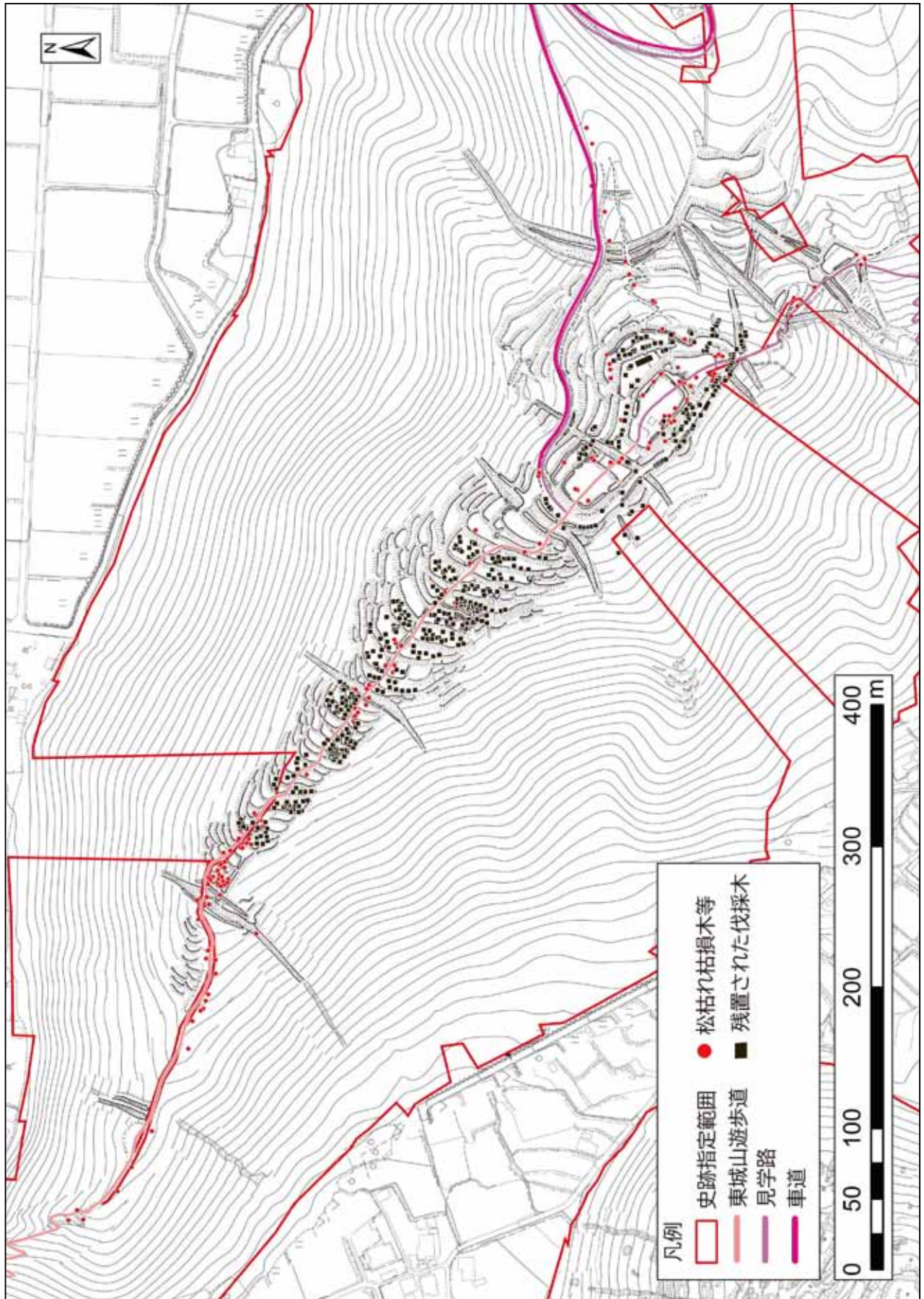
登り口から主郭までの所要時間は、上り20分、下り15分です。見学路は、主体部南東側ブロックの堀切・豎堀を通り、曲輪4を経て主郭に至ります。遺構の大半を見ることができませんが、大嵩崎集落を通り、小城へ最短でアクセスできることから、周遊ルートとしての活用が見られます。見学路は、急傾斜であり、浮石も多く見られます。

ウ 便益施設

活用のための便益施設は、東屋が3か所整備されています（図60・61）。主郭の東屋は、橋倉町会が中心となり、昭和49年（1974年）に建てられ、松本市に寄付されたものです。最近の松枯れによる倒木により、破損が生じています。曲輪2の東屋は、地元団体からの寄付により昭和63年（1988年）に建てられ、堂平の東屋は、同年に松本市が建てています。主郭の東屋には、カラーベンチが設置されています。トイレは、春期から秋期まで、主郭周辺に仮設トイレを設置していますが、恒久的なトイレは設置されていません。

エ 樹木・植生

大城は、アカマツを主体とした山林となっています。松本市では樹木による遺構の毀損、見学者の安全確保の観点から、維持管理のための支障木伐採を行っています。近年では松枯れによる枯損が進み、被害木の伐倒駆除や枯損木の伐採を行っており、植生環境が大きく変化しています。また、伐採された樹木は、切岸や曲輪等



【図 66】大城 主要遺構及び見学路周辺の枯損木・残置木位置図

【表10】主要遺構及び見学者動線周辺の支障木

危険度	支障木の状況		対象樹木の内訳（本）		
			大城	小城	合計
1	枯損し、腐食、樹皮剥落があるもの（倒木寸前のもの）		26	33	59
2	枯損し、腐食、傾斜し、倒木の可能性が高いもの		6	13	19
3	枯損し、腐食しているもの	遺構上にあるもので、遊歩道に近い、又は自由動線上にあり、見学者の安全確保に支障があるもの	21	10	31
4		遊歩道に近い、又は自由動線上にあり、見学者の安全確保に支障があるもの	28	17	45
5		遺構上にあるもので、倒木により遺構毀損のおそれがあるもの	21	11	32
6	枯損しているが、腐食は確認できないもの	遺構上にあるもので、遊歩道に近い、又は自由動線上にあり、見学者の安全確保に支障があるもの	34	5	39
7		遊歩道に近い、又は自由動線上にあり、見学者の安全確保に支障があるもの	15	26	41
8		遺構上にあるもので、倒木により遺構毀損のおそれがあるもの	34	17	51
9	石積等遺構の保存に支障がある生木		6	21	27
合 計			191	153	344

の遺構に残置されています。松枯れによる枯損木の倒木により、遺構の毀損が生じています。また、見学路周辺の松枯れ等による枯損木は、倒木により来場者に危険を及ぼすおそれがあります。こうした枯損木等について、枯損の進行度合（倒木の危険性）及び遺構や来場者への影響の観点から調査を行いました。遺構の保存や来場者の安全の確保に支障のある樹木は、大城で190本以上あります（表10）。

遺構内では、大城の特徴の一つである西北西尾根上に広がる曲輪群の大半について、樹木等の繁茂により、立入りができず、曲輪内の見通しが利きません。また、樹木が密集した状態で生えており、史跡から周囲の眺望を得ることができません。

5 小城の現状

(1) 保存の現状

ア 後世の改変等

小城の山麓部には、大城と同様に第2次世界大戦時に造られた軍需工場の遺構が確認されており、地下壕への入口跡、採掘時の土砂捨て場、トロッコ跡が残ります。また、山腹には耕作地跡があり、平場や石積があります。なお、曲輪の一部も耕作地として利用されていました。

イ 遺構の保存

遺構は明瞭に残りますが、樹木等の繁茂や落ち葉、土砂の堆積も加わり、堀切や切岸など本来の形状が分からなくなっている箇所が見られます。

石積は、主郭と曲輪2の外周を鉢巻状に巡り、大城と比較すると露出している部分が多く見られます。石積は、一部を残し崩落しており、下方の曲輪に落ちています。また、主郭外周の石積は、崩落した箇所が通路状になり、見学者の通行が見られるほか、残る石積にも切岸を登って接近できる状態であり、見学者等の安全の確保や石積の保存への悪影響が懸念されます。石積上や周囲には樹木が生えており、樹木の根による石積の押し出しや、はらみ出しが見られます。また、主郭内の石積の一

部は、後世に改変されたと思われます。石積の現状記録や詳細調査等は、主郭の一部を除き行っていません。

土塁上や周辺に樹木が生えており、根や倒木による遺構の毀損が発生しています。

ウ 地形の保存

小城は急傾斜な山林にあり、一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定され、保安林（土砂流出防備保安林）にも指定されており、地形の保全に留意が必要です。

(2) 活用の現状

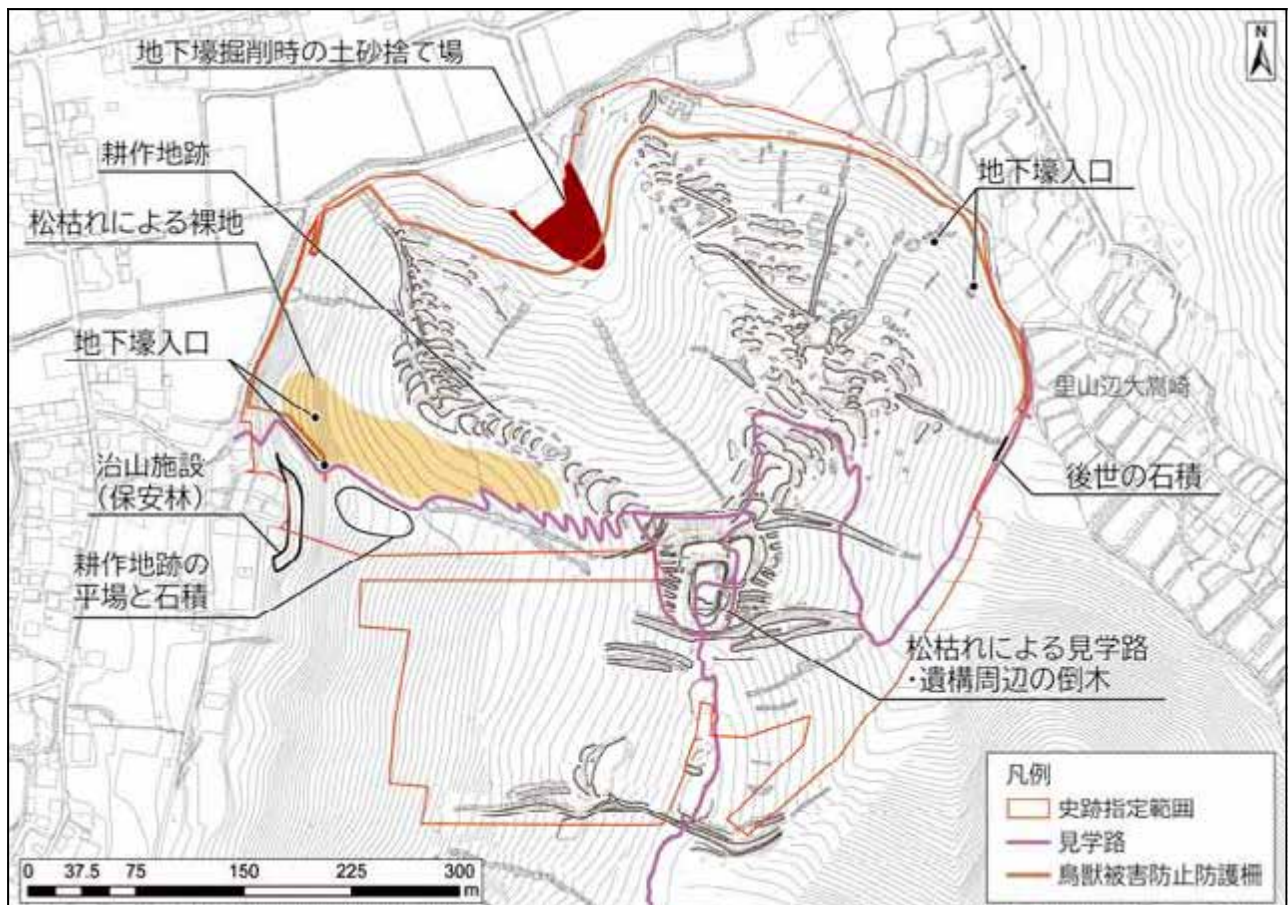
ア サイン類

見学路の誘導、史跡の概要や個々の遺構の説明、史跡名称の表示等のサイン類が、地元団体や松本市によって設置されています（図 69・70）。設置者や設置時期が異なるため、デザインが不統一であり、経年劣化が進んでいるものもあります。

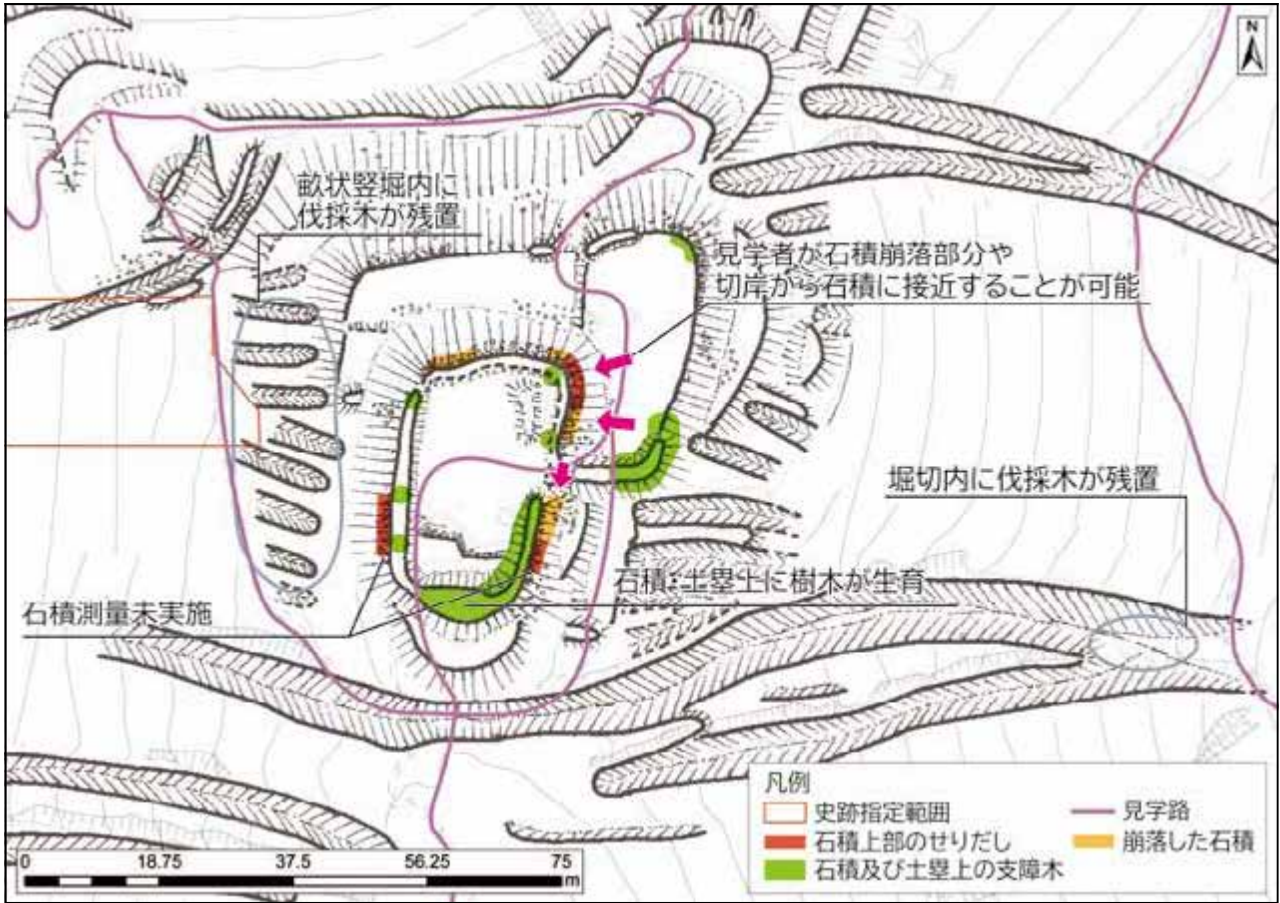
幹線道路や駐車場から史跡への誘導サインが不足しています。また、個々の遺構の説明板も不足しており、主体部周辺や見学路沿いに主要な遺構が見られるにも関わらず、見学者がそれに気づいたり、城郭の構造を理解できない状態です。

イ 見学路

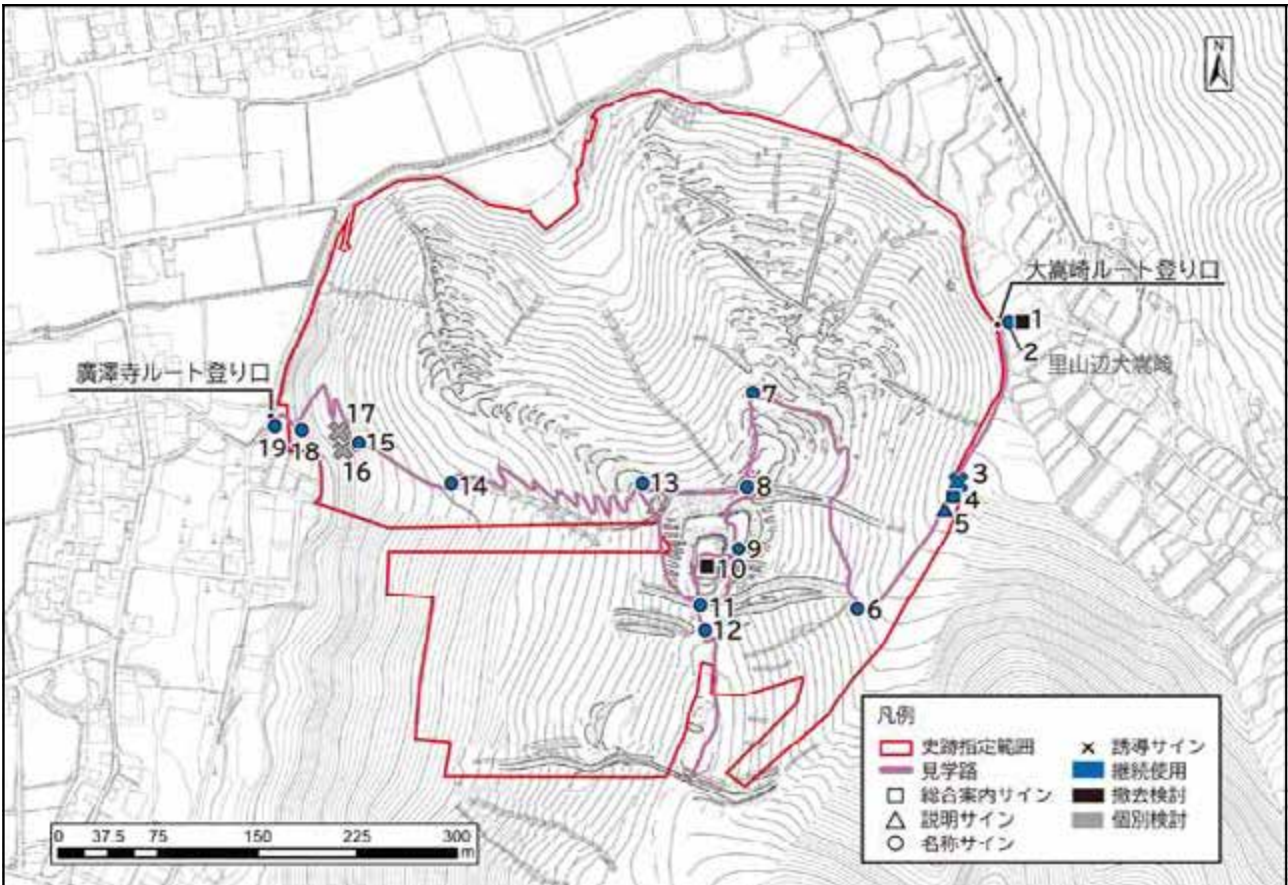
地域住民等が整備した見学路があり、大嵩崎側登り口、廣澤寺側登り口の二つがあります（図 71）。それぞれの登り口から主体部に至る見学路を、本計画では大嵩崎ルート、廣澤寺ルートと呼称します。なお、北尾根斜面ブロックと北西尾根ブロッ



【図 67】小城 保存及び活用現状図



【図 68】小城 保存及び活用現状図（主体部ブロック）



【図 69】小城 既存サイン類位置図

方針	種類 (設置者)	内容			
継続使用	説明 サイン (地元)	 4 地獄の釜			
	名称 サイン (地元)	 5 地獄の釜			
	誘導 サイン (地元)	 2 大嵩崎側登り口 (大城、小城) 案内	 6 大嵩崎ルートのご案内 (林城跡歴史の道)	 7 大嵩崎ルートのご案内 (林城跡歴史の道)	 8 大嵩崎ルートのご案内 (林城跡歴史の道)
		 9 大嵩崎ルートのご案内 (林城跡歴史の道)	 11 大嵩崎・廣澤寺ルート、 廣澤寺山への案内 (林城跡歴史の道)	 12 廣澤寺山への案内 (林城跡歴史の道)	 13 廣澤寺ルートのご案内 (林城跡歴史の道)
		 14 廣澤寺ルート案内 (林城跡歴史の道)	 15 廣澤寺ルート案内 (林城跡歴史の道)	 18 廣澤寺ルート案内 (林城跡歴史の道)	 19 廣澤寺登り口と廣澤 寺への案内 (林城跡歴史の道)
	注意喚起 サイン (地元)	 3 地獄の釜立入禁止			
撤去検討	説明 サイン (松本市)	 1 史跡概要	 10 主郭周辺遺構		
	個別検討	注意喚起 サイン (不明)	 16 転落・崩落注意喚起 方針：継続使用	 17 転落・崩落注意喚起 方針：継続使用	

【図70】小城 既存サイン類一覧



【図 71】小城 見学路現状図（時間は、登り口から主郭までの所要時間）

クには雛壇状の曲輪、城内通路の可能性のあるスロープ状遺構等がありますが、急傾斜であり、見学路は設けられていません。見学路のうち、主郭の北側から主郭へと至る部分は、図 56 に示した城内通路の可能性のある遺構を通過しています。

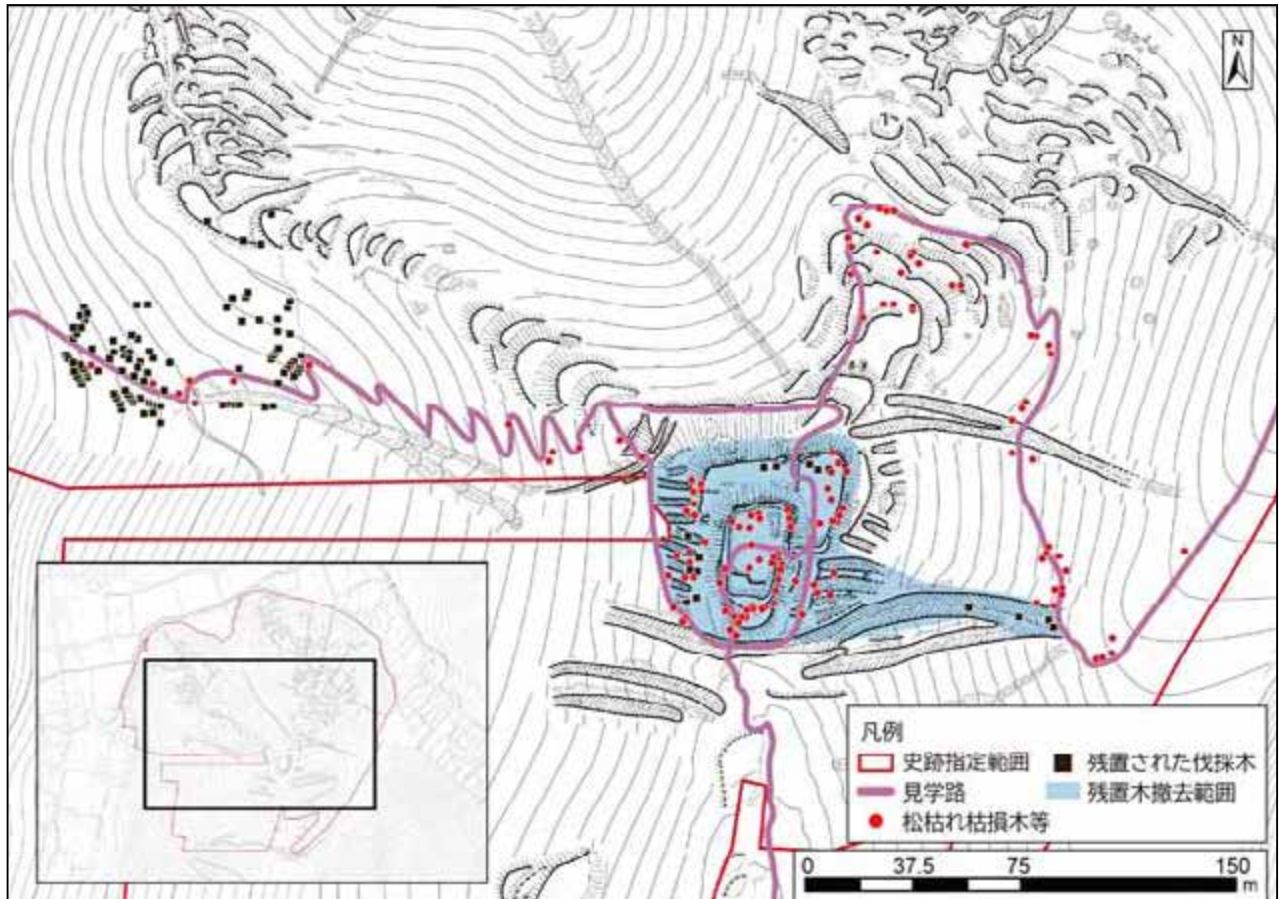
(ア) 大嵩崎ルート

大嵩崎集落から主郭に至る見学路です。登り口から主郭までの所要時間は、上り 20 分、下り 15 分です。見学路は、地元保存団体により整備され、階段や誘導サインが設置されています。見学路は、合流する縦堀を通過し、小規模な曲輪で構成される北尾根斜面ブロックの遺構群を俯瞰しながら主体部ブロック東側に取り付きます。ここから曲輪群を経て主体部に至り、石積を仰ぎ見て主郭へ至るため、小城の主要な遺構を見学することができます。主体部ブロック東側に至るまでの間は、一部急傾斜となっています。

(イ) 廣澤寺ルート

主郭西側の山麓から斜面を登り主郭に至る見学路です。登り口から主郭までの所要時間は、上り 25 分、下り 15 分です。見学路は昔から残る山道(昭和 11 年(1936 年)段階では確認)を利用し、地元保存団体により整備が行われました。

見学路は、登り口から主体部まで遺構がない斜面を登ります。大半が急傾斜で裸地となり、土壌の風化も見られます。見学路沿いには、耕作等により造られた石積も見られます。



【図 72】小城 主要遺構及び見学路周辺の枯損木・残置木位置図

ウ 便益施設

東屋等の便益施設は、設置されていません。

エ 樹木・植生

小城は、主体部及び遺構が存在する尾根の大半がアカマツ林であり、その他の広葉樹と合わせて樹木が密集した状態で生え、史跡から周囲の眺望を得ることができません。

大城と同様に、維持管理のための支障木伐採、松枯れ被害木の伐倒駆除等が実施されており、植生環境が変化しています。また、伐採木が畝状縦堀や縦堀に残置され、史跡の景観を損ねています。大城と同様に、枯損木の倒木により遺構の毀損が生じています。また、見学路周辺の松枯れによる枯損木は、倒木により来場者に危険を及ぼすおそれがあります。主要遺構や見学路周辺にあり、遺構の保存や来場者の安全の確保に支障のある樹木は、表 10（88 ページ）のように、150 本以上あります。

第4節 史跡の本質的価値と構成要素

1 史跡小笠原氏城跡を構成する諸要素

保存活用計画では、史跡小笠原氏城跡を構成する諸要素を下記のとおり区分しています。

A 史跡の本質的価値を構成する要素（表11）

史跡の立地を含めた、史跡指定地内の遺構群によって構成されます。現在地上で確認できる遺構や、地下に残る遺構、史跡の価値付けに関係する遺物などが該当します。

B 史跡の本質的価値を構成する要素に含まれない要素（表11）

上記A以外の史跡指定地内における構成要素が該当しますが、史跡の保存、活用、整備を考える上で、以下の二つの要素に分類します。

I 史跡の保存活用に有効な要素

遺構及び周辺環境の保存活用につながる治山施設、遊歩道やサイン類などの活用の面で必要な設備が該当します。

II その他の要素

B Iのいずれにも当てはまらないものが該当します。また、近世以降に史跡指定地内に造られた施設なども、ここに含みます。

C 周辺環境を構成する要素（表12）

史跡の構成要素及び本質的価値に関係する要素の中で、史跡指定地外のものが該当し、保存活用計画では以下の二つの要素に分類しています。

I 史跡の本質的価値に関連する要素

発掘調査結果や、立地などを考慮し、史跡小笠原氏城跡の本質的価値に直接関係する要素が該当します。

II その他の要素

史跡小笠原氏城跡と同時代にあり、歴史的にも関係がある、又は推測される要素が該当します。

2 史跡の本質的価値

(1) 井川城跡の本質的価値

井川城跡は、発掘調査により、堀や土塁を巡らせた土壇状盛土遺構が検出され、1町（約100メートル）規模の居館跡があることが分かりました。居館跡からは、礎石建物跡、青磁筍形瓶などの威信財、儀礼的様相が強い京都を意識したかわらけなど、守護クラスの居館跡を裏付ける遺構や遺物が出土しました。

また、棘の発達したサイカチが、立木の出土と花粉分析により、堀に沿って密に植栽されていたことがうかがえ、防御機能を担っていたことが考えられます。こうした守護の居館の景観をうかがえる資料が出土したことも井川城跡の価値といえます。更に守護クラスの居館跡が、市街地にありながら開発されずに、全体が良好な状態で保存されていることは極めて貴重であるといえます。

これまでの発掘調査が居館の存在や範囲の把握を目的とした限定的な内容であるため、居館の内部構造や、周辺の土地利用、植生などの景観について、今後の継続的な

【表 11】 史跡小笠原氏城跡を構成する諸要素

区分		要素		
		井川城跡	林城跡	
			大城	小城
A 史跡の本質的価値を構成する要素		伝檜台跡、地下遺構及び遺物、自然地形	石積、曲輪、切岸、土塁、堀切・竪堀、井戸跡、地下遺構及び遺物、自然地形、その他露出遺構	石積、曲輪、切岸、土塁、堀切・竪堀、井戸跡、地下遺構及び遺物、自然地形、その他露出遺構
B 史跡の本質的価値を構成する要素に含まれない要素	I 史跡の保存・活用に有効な要素	サイン類	サイン類、森林（保安林及び地域森林計画対象林）、治山施設、遊歩道・見学路	サイン類、森林（保安林及び地域森林計画対象林）、治山施設、見学路
	II その他の要素	電柱・支線、里道、私道、公共下水道、水路、祠、その他建築物及び工作物	神社跡、市道、私道、東屋、ベンチ、排水溝、軍事工場関連跡、保存活用の支障となる樹木・枯損木、その他建築物及び工作物	後世の石積、鹿柵、ベンチ、祠、軍事工場関連跡、保存活用の支障となる樹木・枯損木、その他建築物及び工作物

【表 12】 周辺環境を構成する要素

区分		要素
C 周辺環境を構成する要素	I 史跡の本質的価値に関連する要素	保護を検討する範囲に含まれる遺構及び遺物、史跡の本質的価値に関連する遺跡（林山腰遺跡、水番城跡）
	II その他の要素	埴原城跡、山家城跡、桐原城跡 その他史跡小笠原氏城跡に関連する城跡や寺社など

調査研究によって守護居館の様相を明らかにできる可能性を有する点でも高い価値を持ちます。

(2) 林城跡の本質的価値

林城跡は、尾根に沿って雛壇状に造成された曲輪群や、竪堀と一体化した堀切、主郭周辺で多用される平石積の鉢巻状の石積といった松本平に共通して見られる特徴的な城郭構造が良好な状態で保存されており、県史跡小笠原氏城跡とともに松本地方の山城の特徴や変遷を捉えることができます。

また、大城と小城の谷間（大嵩崎谷）にある林山腰遺跡からは、中世に造成された雛壇状の平場群や礎石建物跡が検出され、立地や遺構、遺物から、遺跡を含む周辺には戦国時代における小笠原氏の本拠があったと推定されます。

林城跡は、林山腰遺跡とともに、山麓に本拠を構え山城を要害とする戦国時代の典型的な領主の本拠の在り方を伝えることから、極めて高い価値を有しています。

(3) 史跡小笠原氏城跡の本質的価値

ア 信濃守護小笠原氏の居城（本拠地）であること

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の侵攻により信濃を追われるまでの居城（本拠地）であることが、文献史料、発掘調査等により明らかにされています。

また、井川城跡は居館として、林城はその麓にあったと推定される居館に伴う要害であったと考えられます。

イ 室町時代から戦国時代への領主の居城（本拠地）の変遷を知ることができる

中・近世の史料と井川城跡、林山腰遺跡の出土遺物から裏付けられた、小笠原氏の井川城から林城への拠点移動は、戦国時代の軍事的な緊張の高まりの中、列島規模で行われた平地居館から山城への地域領主の拠点移動の状況を具体的に示す例といえます。

小笠原氏城跡は、我が国における室町時代から戦国時代に至る領主の居城（本拠地）の在り方を示す典型例であり、保存状態も良好であることに極めて高い価値を見出すことができます。

ウ 信濃を取り巻く諸勢力の軍事的、政治的な動向をうかがうことができる

3城跡は、信濃における室町時代から戦国時代末までの遺構を残しており、信濃守護に任じられてからの小笠原氏による信濃支配に加えて、小笠原氏の分裂、武田晴信の信濃侵攻による小笠原氏の信濃退去に至るまでの変遷を示すとともに、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治的、軍事的な動向を知る上でも重要です。

エ 中世的な支配構造から近世的な支配構造への変化を捉えることができる

戦国時代の終焉と織豊系城郭の出現により、地域の政治状況は、方形居館や山城を中心とした中世的な支配構造から、平地の拠点城郭を核とする近世的な支配構造へと変化を遂げました。その過程を、松本市域の4キロメートル四方の中に所在する、小笠原氏城跡と松本城という中・近世の城郭遺産によって総体的に捉えることができます。

(4) 今後明らかにすべき価値

林城は、小笠原氏の信濃退去により、その居城としての役割を終えますが、その後の武田氏支配を経て、小笠原貞慶が松本に戻り支配を確立するまでの時期に山城として用いられた可能性があることが指摘されています。

現在は、林城の築城から廃城に至るまでの遺構の変遷が分かっていないため、小笠原氏退去前後における城の構造変化を明らかにすることはできません。県史跡小笠原氏城跡をはじめとする周辺の子城を含めた調査研究により、小笠原氏退去後の林城についても学術的な評価が行われ、新たな価値を見出せる可能性があります。

第4章 史跡の現状と課題

第1節 史跡指定地全体

1 史跡指定地及び周辺

- ・遺構の確認できる範囲と推定範囲に未指定地を含むことから、史跡としての保護を図ることができません。
- ・私有地の整備に当たり、地権者への配慮、合意形成が必要です。また、整備内容により、市有地の公有化が必要です。
- ・史跡の保存活用、整備にあたり、史跡指定地内の私有地の現状の土地利用状況や指定地周辺の環境に配慮が必要です。
- ・付近の公共施設や幹線道路からの誘導看板等がないため、見学者が史跡にアクセスしにくくなっています。
- ・松本市が管理団体として行う史跡の保存管理について、土地所有者の合意を得ながら実施する必要があります。

2 遺構及び遺物

- ・発掘調査範囲が限定的で、埋没遺構等の全容が分かっていません。また、史跡の保存や整備に必要となる遺構深度等の基礎的な情報が不足しています。
- ・樹木が遺構に影響を与えているおそれがあります。
- ・遺構表示等がされておらず、見学者が現地で遺構を理解することができません。
- ・遺構が地下遺構として埋没していることで保護が図られている一方で、遺構を視覚的に把握できず、見学者に史跡本来の姿を伝えることができません。

3 便益施設

- ・バス等の公共交通機関を利用した3城の周遊ができない上、専用の駐車場やタクシー等の乗降スペースがありません。
- ・史跡にトイレ等の便益施設がなく、史跡の活用等に支障が生じています。
- ・見学者が現地で遺物や情報に触れられるガイド機能を持った施設がありません。

第2節 井川城跡

1 史跡指定地及び周辺

- ・現在の史跡指定範囲は、発掘調査により確認された居館跡本体の一部にとどまるため、居館跡全体を史跡として一体的に保存活用することができません。
- ・史跡指定地の今後の整備に当たり、私有地の公有化が必要な場合があります。
- ・見学者の私有地への立入り、ごみのポイ捨て等の迷惑行為が懸念され、史跡指定範囲の私有地及び指定範囲に隣接する未指定地との境に柵等を設置する必要があります。
- ・隣接する保育園や近隣の学校での活用があることから、児童生徒の安全確保や親しみを持ってもらえるような配慮が必要です。
- ・史跡指定指定地の民有地や隣接する未指定地では耕作等が行われており、史跡の保存

活用にあたり、現状の土地利用状況等に配慮が必要です。また、史跡は市街地にあり、周囲住宅地等の生活環境等への配慮が必要です。

・伝檜台跡以外の遺構は埋没しており、耕作地と休耕地が広がる現状では、往時の居館の姿を現地で理解することが困難です。こうした現状では、史跡の価値や意義が理解してもらえず、保存活用に疑義が生じかねません。

2 保存

・伝檜台跡は、居館跡を構成する遺構の可能性が高いものの、未調査であるためどのような遺構であるか分かっていません。

・伝檜台跡には高木を含む樹木が生育し、遺構への影響、枝の落下等が懸念されます。

・出入口（虎口）の遺構に下水道が通っていますが、移設が難しいのが現状です。

・指定地東側はかつて土取りが行われており、地形改変、遺構の滅失に留意が必要です。

・史跡内を通過している下水道の本管及びマンホール等の改修時の掘削の際、地下遺構の保存に留意が必要です。

3 活用

【サイン類】

・幹線道路等からの誘導サインがなく、史跡の場所が分かりにくくなっています。

・私道（未指定地）を通らないアクセス方法が周知されていません。

・遺構表示サイン等が不足し、居館跡の姿や遺構の状況を理解することができません。

【便益施設】

・史跡の周囲の河川及び史跡内の水路は、柵や蓋等がないため、現状では見学者等が転落するおそれがあります。

・近隣に公衆トイレや、見学者が利用できる公共施設がありません。

・伝檜台跡の緑陰以外に日陰がなく、ベンチ等も設置されていないため、見学者が休憩できる場所がありません。

【見学路、動線】

・史跡周辺の道路は道幅が狭く、交通量も多いため、見学者や見学車両の通行の際に注意喚起が必要です。

・里道及び私道は、通勤通学や散策等の通行者が多く、整備に当たって留意が必要です。

・除草等の管理を行うに当たり、管理用車両の進入が必要ですが、警告表示等がないため、一般車両の史跡内への進入による私有地への立入りや、遺構の毀損のおそれがあります。

・見学路が設定されておらず、遺構が埋没していることから、史跡の価値を理解することが困難です。

・伝檜台跡へ通じる通路上の畦畔ブロックに傾斜や段差が生じ、歩きにくくなっています。

【周辺環境】

・草木の繁茂により史跡の景観、近隣住宅地や農地の環境に悪影響を与えています。

- ・ 公有地内に残る使用されていない電柱や、工作物等は史跡の景観阻害要因や整備時の支障となる場合があります。
- ・ 指定地東側の水はけが悪く、水没や湿地化により立入りが困難となり、除草等の維持管理、見学等の支障となっています。既存の排水用水路・暗渠も考慮した排水計画を検



【図 73】 井川城跡 現状課題図

討する必要があります。

第3節 大城

1 指定地及び周辺

- ・ 史跡指定地から周辺道路への落石が見られます。
- ・ 東城山遊歩道登り口付近の保安林に設置された治山施設の保全等の工事が予想されます。
- ・ 支障木の特定、遺構への影響の程度が把握できていません。
- ・ 大城と小城の間にある林山腰遺跡に山麓拠点があったことが推定されており、今後さらに調査を行い、山麓拠点の状況や大城と小城との関係等を明らかにする必要があります。

2 保存

- ・ 浸食や遊歩道の拡幅による遺構の毀損箇所が見られます。
- ・ 土塁や切岸等の遺構上を往来することにより、遺構の毀損が見られます。
- ・ 石積は、崩落や毀損のおそれがあり、遺構の保存や見学者の安全確保のための措置が必要です。特に主体部の曲輪の外側を巻く石積は、曲輪からおよそ4～5メートルの高さにあり、崩落による遺構の毀損防止や見学者の安全確保のための措置が必要です。
- ・ 石積の現状記録・詳細調査が行われておらず、石積の保存管理に必要となる毀損状況等の情報がありません。
- ・ 石積の多くが埋没しており、未調査であることから、見学者に本来の姿を伝えることができません。
- ・ 松枯れの進行により樹木が面的に失われることで、下草の繁茂や、雨水の影響等遺構の保存、活用の環境変化が懸念されます。
- ・ 石積や土塁上の樹木の倒木や根の押出し等により、遺構が毀損するおそれがあります。
- ・ 橋倉ルートから車両が主体部周辺まで乗入れることで、遺構が毀損するおそれがあります。
- ・ マウンテンバイク等の軽車両の曲輪内への乗入れが見られ、曲輪や土塁等の遺構を毀損するおそれがあります。
- ・ 曲輪2で建物跡が確認されていますが、その他の地下遺構の状況が分かっていません。
- ・ 遺構の適切な保護措置や整備時に必要となる地下遺構の深度・分布や毀損の状況が不明です。

3 活用

【サイン類】

- ・ 設置者や設置時期により、表示、デザインに差異があり、見学者等に提供する情報の過不足や劣化状況等が把握できていません。
- ・ 見どころ、歩きやすさ、注意喚起等の見学に必要な案内が不足し、情報を提示できていません。また、情報が古いものや破損しているものもあります。
- ・ 山麓には、主体部に通じる車道への誘導サインが設置されているため、動線計画にあ

わせて内容を見直す必要があります。

- ・幹線道路からの誘導サインがなく、史跡の場所が分かりにくくなっています。

【見学路・管理用動線】

・橋倉ルート of 車道（市道部分）の山側法面がオーバーハングしていることから、崩落による人的被害、遺構の毀損、車両等の通行阻害のおそれがあります。また、私道部分は、路面の凸凹などの破損が見られ、管理用車両等の通行に支障が生じています。

・史跡の大半は私有地であるため、車道の取扱いや整備には地権者の合意形成が必要です。

・市所管の遊歩道と、地域住民等が整備し、管理を行う見学路があることから、整備に当たり、関係する団体等との協議が必要です。

・遊歩道の一部が未指定地であるため、国庫補助事業としての一体的な整備ができません。

・橋倉から井戸跡（化粧井戸）を經由して主体部に至るルートは、夏から秋にかけて草木の繁茂により通行が難しくなっています。

・遊歩道及び見学路の一部は急傾斜であり、転落のおそれのある箇所等もありますが、階段や柵等の整備、注意喚起のサイン類が不足しています。

・後世に造られた道を利用しているため、見学者が遊歩道及び見学路を当時の城内通路と誤解してしまうおそれがあります。

・雨水等の浸食により窪みが生じ、水路となることによって浸食が進行しています。

・浸食により、岩盤や樹根等が地表に露出し、歩きにくくなっています。

・大城の東城山遊歩道登り口と小城大嵩崎ルート登り口の間の見学者動線の案内板がないため、動線が分かりにくくなっています。また、道幅が狭いため、注意喚起が必要です。

・大城大嵩崎ルート登り口と小城大嵩崎ルート登り口の間の見学者動線は、一部私有地を通過しています。

【城内通路】

・対外的な道と曲輪間の連絡用通路等、複数系統の城内通路が残っている可能性がありますが、それぞれの系統を区別することが困難で、城内通路の全体像が分かっていません。

・別系統の城内通路をつなげることにより、見学者に誤った情報を伝えるおそれがあります。

・縄張調査のみでは不明な箇所があるため、発掘調査が必要です。

・既存の遊歩道及び見学路の一部が、当時の城内通路を踏襲している可能性もあり、留意が必要です。

【便益施設】

・最寄りの駐車場から近い登り口（東城山遊歩道）までの距離が500メートル以上あり、付近への路上駐車が見られます。

・城域が広く見学に時間を要し、トイレの必要な状況ですが、現地には恒久的なトイレがありません。

・トイレが利用できる公共施設は距離が離れており、当該施設が休館日の場合は利用できません。

・既存の東屋やベンチは、史跡活用上の位置付けが明確でなく、管理や将来的な取扱方針が検討されていません。

・カラーベンチや劣化したベンチは管理者が不明であり、史跡の景観を損ねています。

【樹木・植生】

・堀切や切岸に落ち葉や土砂が堆積しており、本来の遺構の姿を見ることができません。

・曲輪の大半は、主郭周辺の一部を除き草木により立入りができず、見通しも利かないため、遺構理解の妨げになっています。

・松枯れ枯損木の倒木により、見学者に危険が及んだり、遺構が毀損するおそれがあります。

・松くい虫の被害木は、伐採時にくん蒸処理が必要となる場合があり、残置された樹木が遺構の理解を妨げたり、史跡内の景観阻害要因となっています。

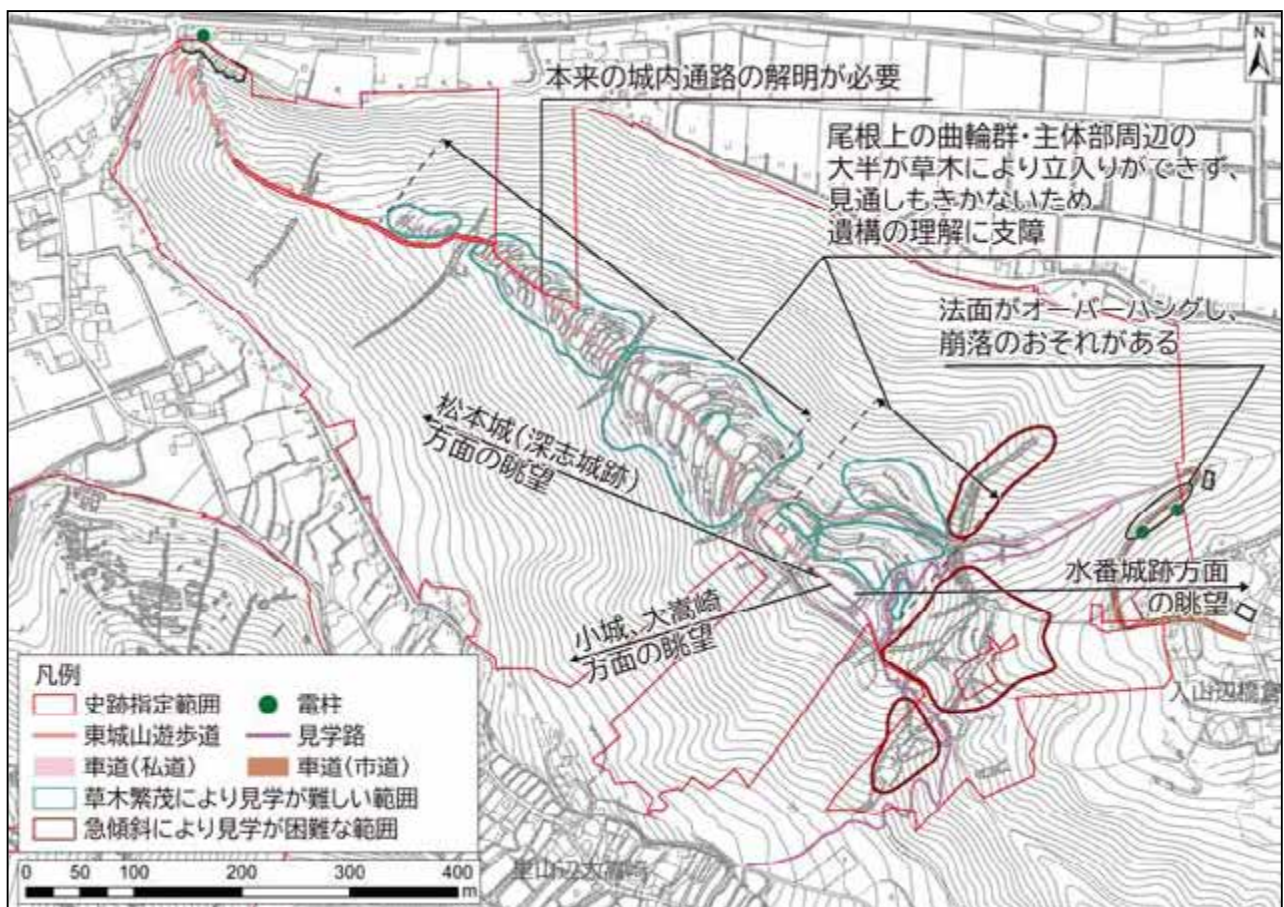
・樹木により史跡から周囲の関連遺跡（小城、大嵩崎（林山腰遺跡）、深志城等）が眺望できず、広域的な遺跡の理解を妨げています。

【遺構の改変箇所】

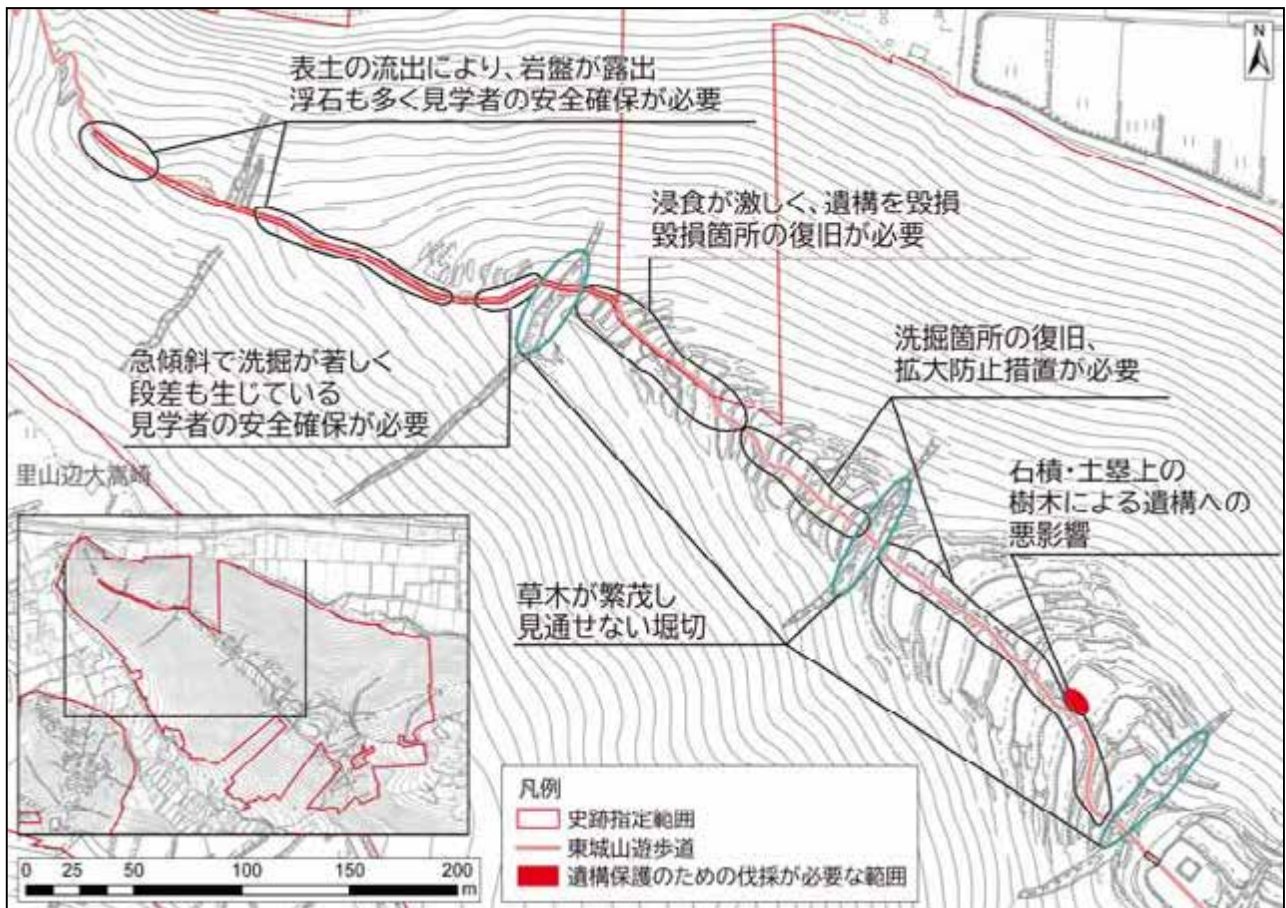
・主体部周辺の曲輪3、9、10、堀切D、E、Kや土塁は、車道開削時に削平を受け、本来の形状が分からなくなっています。

・主郭や堀切Eの土橋に、後世の改変とされる石積が残っていますが、未調査です。

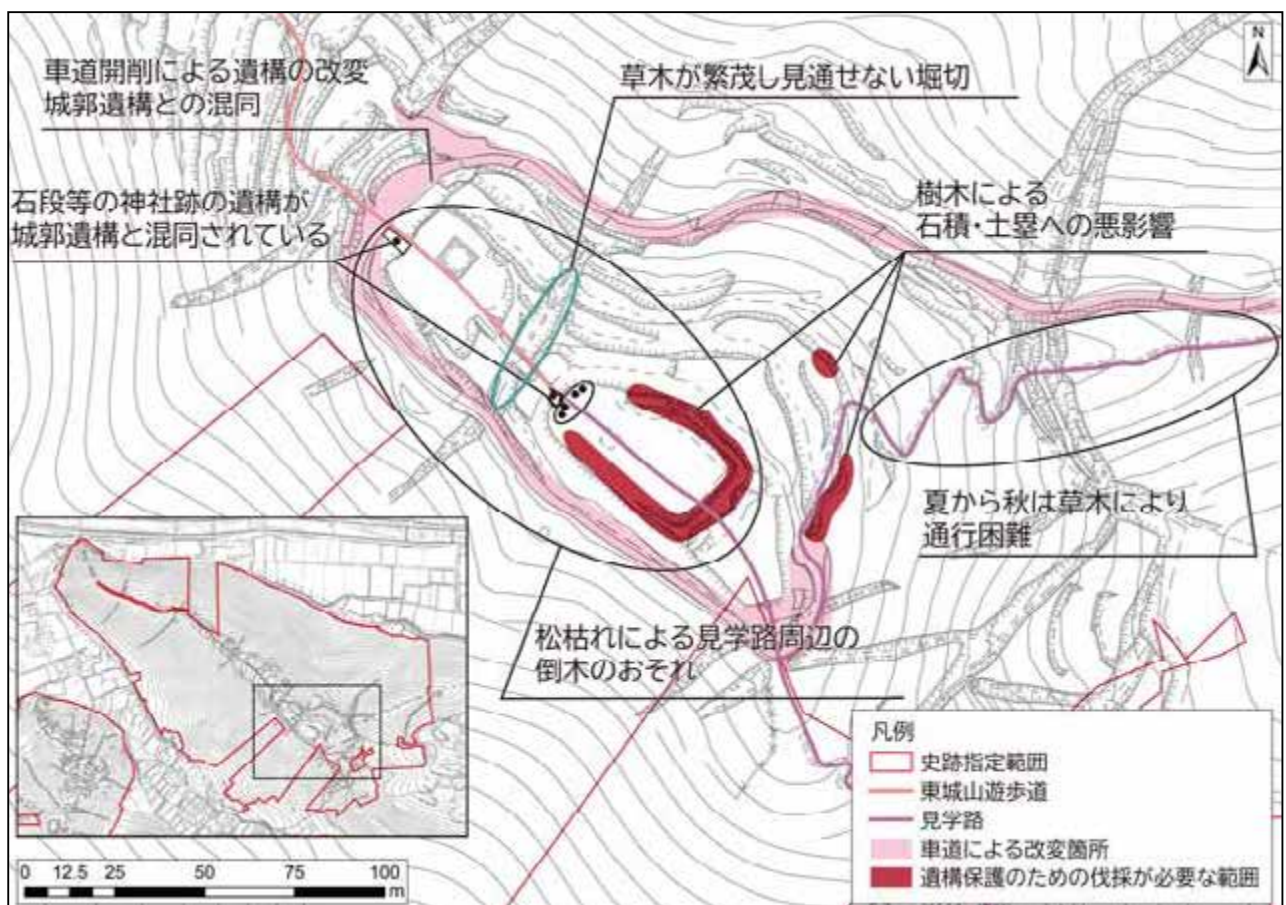
・主体部に残る石段や土橋、礎石等の後世の改変による遺構が本来の城郭遺構と誤解されることで史跡の理解を妨げています。



【図 74】大城 現状課題図（全体図）



【図 75】大城 現状課題図（西北西尾根）



【図 76】大城 現状課題図（主体部）

- ・遊歩道により遺構が改変されており、本来の遺構の姿が分かっていません。

第4節 小城

1 史跡指定地及び周辺

- ・史跡指定地から周辺道路への落石のおそれがあります。
- ・史跡指定範囲西側の保安林に設置された治山施設の保全等の工事が予想されます。

2 保存

【石積】

- ・主郭北側から北東側の石積を除き現状記録・詳細調査が行われておらず、石積の保存管理に必要となる毀損状況等の情報はありません。
- ・石積の崩落や毀損により、史跡の本質的価値が失われたり、見学者の安全確保の支障となるおそれがあります。
- ・主郭石積の崩落箇所が、主郭への出入口として使われるおそれがあります。
- ・主郭石積は、見学者の接近が容易な状況にありますが、上端が曲輪2からおよそ4メートルにあるため、崩落による遺構の毀損防止や見学者の安全確保のための措置が必要です。
- ・石積が埋没している箇所があり、未調査であることから、見学者に本来の姿を伝えることができません。

【発掘調査】

- ・発掘調査は主郭で実施していますが、限定的なため、建物跡等の城郭構造が不明です。
- ・遺構の適切な保護措置や整備時に必要となる地下遺構の深度・分布や毀損状況が不明です。

【樹木・植生】

- ・樹木の枯損・倒木により、遺構の毀損や見学者の安全に悪影響が及ぶおそれがあります。
- ・松枯れの進行により樹木が面的に失われることで、下草の繁茂や、雨水の影響等遺構の保存、活用の環境変化が懸念されます。
- ・支障木の特定、遺構への影響の程度が把握できていません。
- ・石積や土塁上の樹木の倒木や根の押し出し等により、遺構が毀損するおそれがあります。

3 活用

【サイン類】

- ・設置者や設置時期により、表示、デザインに差異があり、見学者等に提供する情報の過不足や劣化状況等が把握できていません。
- ・情報が古いものや破損しているものがあります。
- ・登り口までの誘導サインがなく、史跡の場所が分かりにくくなっています。
- ・見どころ、歩きやすさ、注意喚起等の見学に必要な案内が不足し、情報を提示できていません。

【見学路・動線】

- ・地元住民等が整備し、管理を行っているため、整備に当たり関係する団体等との協議が必要です。
- ・遊歩道及び見学路の一部は急傾斜であり、転落のおそれのある箇所等もありますが、階段や柵等の整備、注意喚起のサイン類が不足しています。
- ・後世に造られた道を利用しているため、見学者が見学路を当時の城内通路と誤解してしまうおそれがあります。
- ・救急車両や管理車両の乗り入れができず、山麓に駐車場もないため保存活用に当たり支障が生じます。

【城内通路】

- ・既存の見学路の一部が、当時の城内通路を踏襲している可能性に留意が必要です。
- ・北尾根及び北西尾根に残る城内通路は、急傾斜であり、通行するのは困難です。

【便益施設】

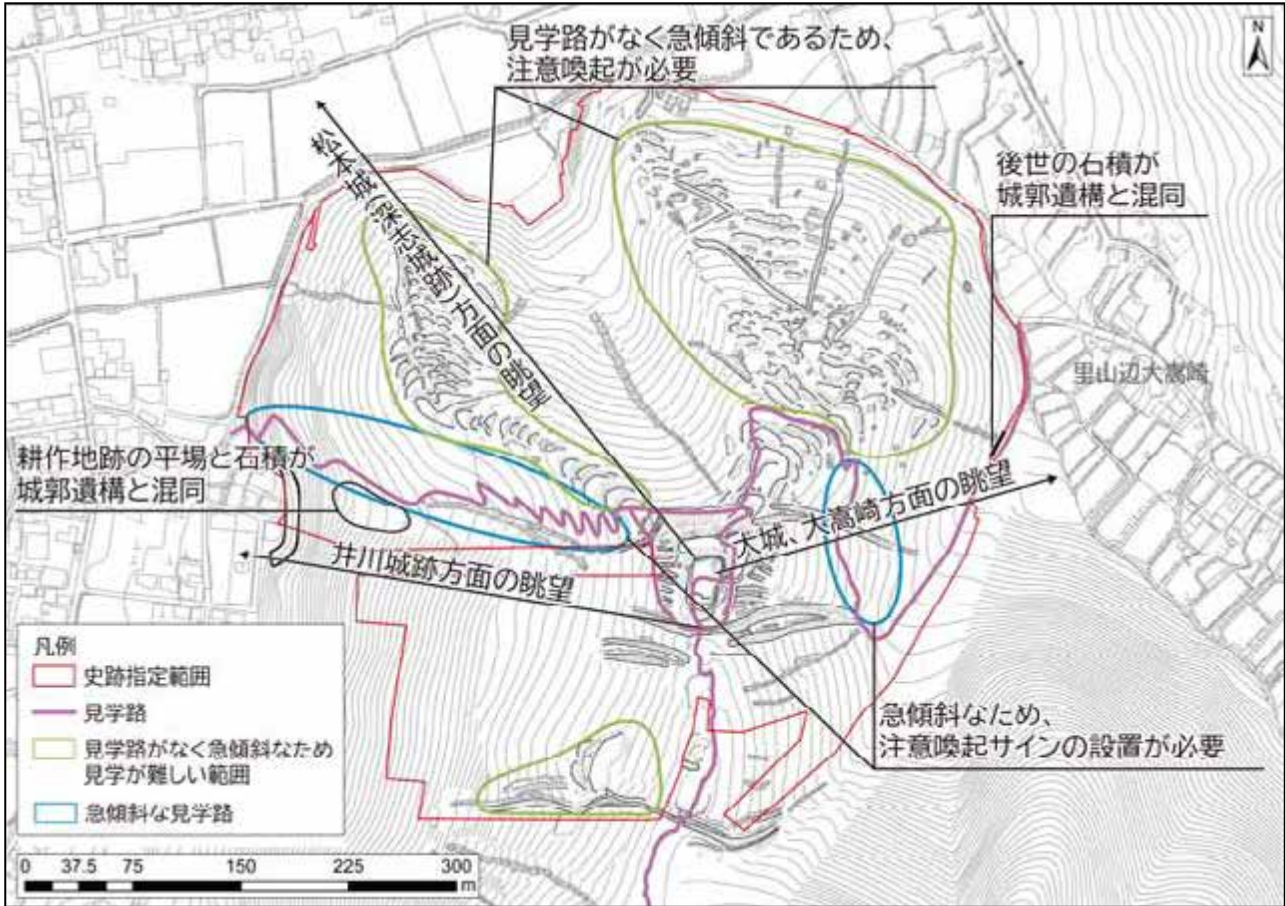
- ・最寄りの駐車場から近い登り口（大嵩崎ルート）までの距離が1.3キロメートル以上あり、付近への路上駐車が見られます。
- ・城域が広く見学に時間を要し、トイレが必要な状況ですが、トイレが設置されていません。また、トイレが利用できる公共施設は距離が離れており、当該施設が休館日の場合は利用できません。
- ・東屋等休憩施設の設置について具体的な検討がされていません。

【樹木・植生】

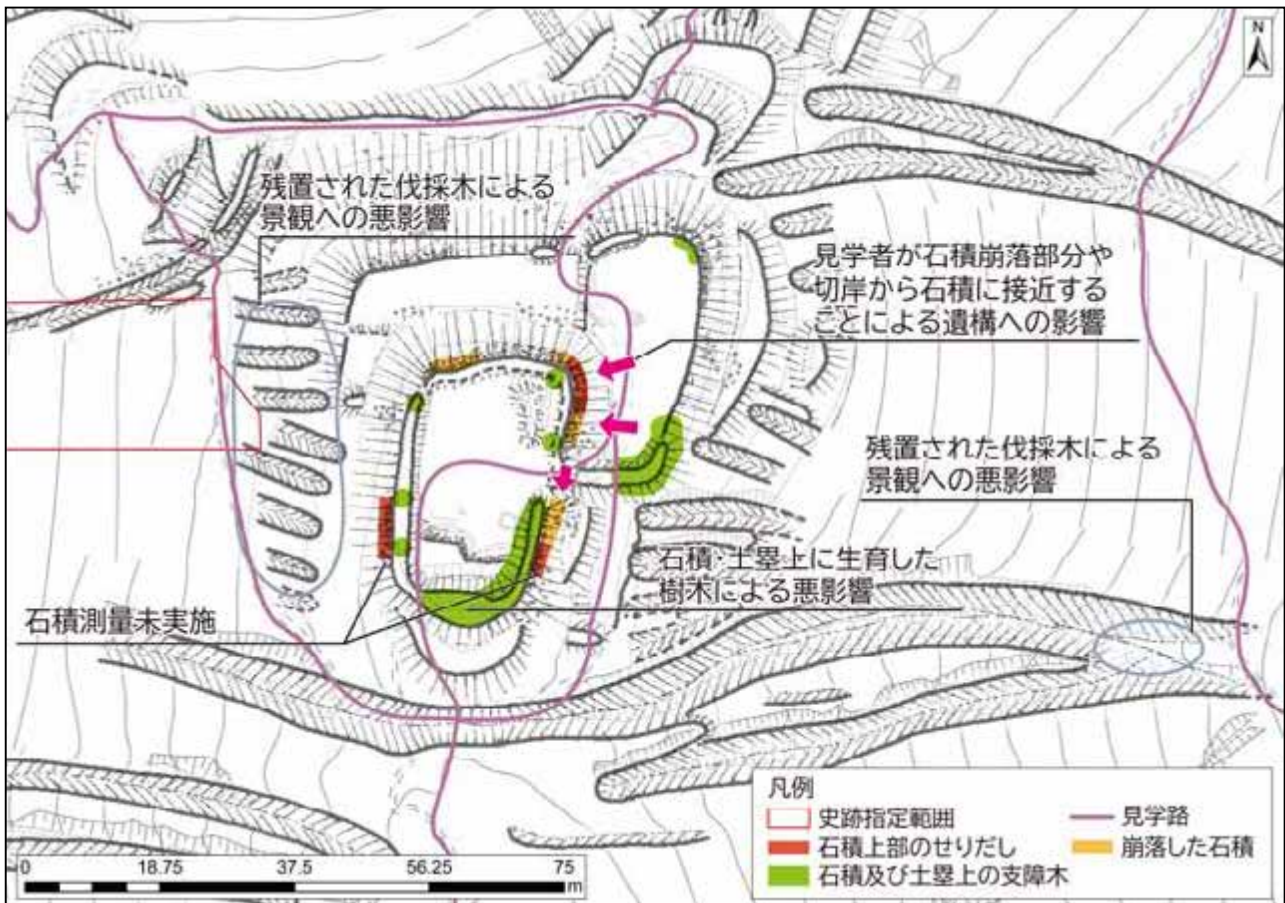
- ・松くい虫の被害木は、伐採時にくん蒸処理が必要となる場合があり、残置された樹木が遺構の理解を妨げたり、史跡内の景観阻害要因となっています。
- ・樹木により史跡から周囲の関連遺跡（井川城跡、大城、大嵩崎（林山腰遺跡）、深志城等）が眺望できず、広域的な遺跡の理解が困難となっています。
- ・掘切や切岸に落ち葉や土砂が堆積しており、本来の遺構の姿を見ることができません。

【改変箇所】

- ・主郭に改変されたと思われる石積が見られるほか、見学路周辺に耕作地跡の石積が残り、本来の城郭遺構と誤解されることで、史跡の理解に支障となっています。
- ・主郭の改変されたと思われる石積は、未調査であり、本来の姿が分かっていません。



【図 77】小城 現状課題図（全体図）



【図 78】小城 現状課題図（主体部）

第5章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

史跡小笠原氏城跡は、室町時代から戦国時代までの間、信濃守護小笠原氏の居城（本拠地）として機能し、発掘調査の成果により、井川城から林城への拠点移動の様子を確認することができます。こうした在り方は、戦国時代における列島規模の動きである平地の居館から山城への領主の拠点移動の状況を示す典型であるとともに、室町時代から近世初頭までの信濃を取り巻く軍事的政治的な動向を示唆するものと捉えることができます。そして、小笠原氏城跡と近世城郭である松本城と合わせることによって、方形居館や山城を中心とした支配から平地の拠点城郭を核とする支配へと、中世から近世に至る領主の支配構造の変化を一体的に捉えることができます。

また、本質的価値を構成する城郭遺構は、城郭としての機能を失った最終段階の姿として、信濃守護小笠原氏の動向に加え、小笠原氏退去後の府中一帯の情勢変化の痕跡を現在に伝えています。

こうした要素は、史跡小笠原氏城跡の本質的価値を示すものであり、次世代へ確実に継承していかなくてはなりません。そのためには、市民に親しまれ、多くの人から大切にされながら、史跡の持つ価値や魅力を理解してもらえる整備を行う必要があります。そこで、本計画では、史跡小笠原氏城跡の目指す将来の姿「大綱」を下記に示し基本理念とします。

- 信濃守護小笠原氏の拠点移動や府中一帯の政治的、軍事的動向を城郭遺構から体感できる整備を目指す。

第2節 基本方針

1 整備の基本方針

保存活用計画と大綱に基づき、基本方針を下記のように示します。

- (1) 遺構の保存を第一とし、段階的な整備を行います。
- (2) 史跡の本質的価値を多くの人に理解してもらえるよう、調査研究の成果や整備過程等の情報を発信しながら整備を行います。
- (3) 史跡の景観に調和した整備を行い、地域住民や見学者が安全・快適に史跡を活用できるよう、市民に親しまれる整備を行います。
- (4) 室町時代から近世初頭までの城館の姿を体感できる整備を行います。

2 整備の方向性

前述までの基本理念、基本方針、史跡の現状と課題を基に整備の方向性を示します。

(1) 井川城跡

ア 現在公有地となっている箇所を中心に部分的な整備を行い、史跡の追加指定と指定地の公有化によって保存範囲の拡大を図りながら、段階的な整備を行います。

イ 中世の居館の雰囲気を感じながら、史跡の理解を深められるよう、サイン類による情報の提示、遺構表示や復元整備等により、遺構の顕在化を行います。

ウ 市街地に位置し、保育園も隣接していることから、市民の憩いの場や地域活動の場として活用できる整備を行います。

(2) 林城跡

ア 石積を始めとした露出遺構は毀損のおそれがあり、現状記録調査と破損状況調査に基づく保存のための整備を計画的に行います。

イ 史跡指定範囲が広いことから、活用のための整備は遊歩道・見学路沿いや主要な遺構が集中している範囲を中心に行います。

ウ 特徴的な遺構や城跡の構造等に関するサイン類の設置等によって、史跡の理解を手助けし、遺構を見ながら戦国時代の山城を体感できるようにします。

3 整備の時代設定

史跡小笠原氏城跡は、信濃守護小笠原氏の居城であり、室町時代から戦国時代の軍事的状況下における地域領主の拠点の変遷を示しています。正確な廃城時期が不明で、その後の信濃を巡る争いで、引き続き使用されたことも考えられることから、付加された遺構等についても同様とし、整備の時代設定を下記のとおり示します。

(1) 井川城跡

発掘調査において、15世紀第2四半期には、曲輪の造成が行われていることが確認でき、建物跡の遺構や威信財を含む多くの遺物が出土している15世紀中葉を整備の時代設定とします。

(2) 林城跡

発掘調査は限定的に行われたのみで、縄張や遺構の時期を特定することができないため、現在残る本質的価値を持つ要素（表11）を、城郭の最終期の姿として捉え、戦国時代末（16世紀末）を整備の時代設定とします。